

平成25年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(総務省関係)

平成24年7月20日

全国知事会

目 次

《政策提案》

| | | |
|----|---|----|
| 1 | 東日本大震災からの復興を促進するための提言..... | 1 |
| 2 | 地震・津波防災対策の充実強化に関する緊急提言..... | 12 |
| 3 | 計画停電に関する緊急提言..... | 13 |
| 4 | 円高・地域経済・雇用対策に関する決議..... | 15 |
| 5 | 地域主権改革の推進について - 自立した自治体の創造に向けて - | 18 |
| 6 | 地方税財源の確保・充実等に関する提言 - 当面の課題を中心に - | 23 |
| 7 | 地域自主戦略交付金・沖縄振興一括交付金（地域自主戦略交付金等）の評価と平成25年度の制度設計に向けた提言..... | 30 |
| 8 | 今後の医療保険制度のあり方に関する決議..... | 42 |
| 9 | 子ども・子育て支援施策の充実に関する提言..... | 43 |
| 10 | 女性の活躍の場の拡大による経済活性化のための提言 - M字カーブの解消に向けて - | 46 |
| 11 | 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議 | 77 |
| 12 | MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議 | 79 |
| 13 | 拉致問題の早期解決に関する緊急決議..... | 80 |

《政策要望》

【地方行財政関係】

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 地方財政について..... | 81 |
| 2 地方公務員の新たな労使関係制度について..... | 82 |
| 3 社会保障・税に関わる番号制度について..... | 82 |
| 4 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について..... | 83 |
| 5 道州制に関する基本的考え方について..... | 84 |

政策提案

1 東日本大震災からの復興を促進するための提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 1 年 4 か月が経過した。死者・行方不明者は約 2 万人、建物被害約 120 万戸という空前の被害を受けた被災地では復旧・復興が次第に進みつつあり、家屋等流出地域や原子力災害に伴う警戒区域及び避難指示区域などを除き、電気・水道などの公共インフラはほぼ復旧している。しかしながら、35 万人もの人が依然として故郷を離れて応急仮設住宅等での避難生活を余儀なくされ、さらに、東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所では国の事故収束宣言後もトラブルが相次ぐなど、事故は収束していない。また、大津波によって壊滅した市街地や集落を再建し、事業活動を復興させるにはこれから何年もの月日を要することは避けがたい。

これまでの震災復興の歩みを振り返ると、国の取組は決して迅速とは言えない。このことは、復興の司令塔となる復興庁が設置されたのが大震災から 11 か月も後の本年 2 月になったことに如実に表れている。

全国知事会では、昨年 7 月、地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべきことなどを国に提言したが、十分実現されていない。復興庁は国を主導する役割を期待されたが、府省縦割り構造の中の一出先機関にとどまっていると言っても過言ではない。復興の主体となる地方の自主性が最大限に発揮できるようになっていないことも復興が遅れる要因の一つとなっている。

こうした状況を深く憂慮し、全国知事会では、東日本大震災復興協力本部が中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

今年度こそ真の復興元年にしなければならない。今こそが復興の正念場であり国の真価が問われている。これまでの復興の遅れを取り戻し、1 日も早く故郷に戻り、生活や事業を元通りに再建したいという被災者の当然の希望に速やかに応えなければならない。一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、日本の再生を果たすために、国と地方が、官と民が、力を合わせて全力で取り組まなければならない。全国知事会としても、今後とも全力で取り組んでいく決意であることは申すまでもない。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、復興を促進するための緊急課題等である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、依然として多くの住民が避難を余儀なくされ、広範な地域で事業活動にも甚大な悪影響を与えており、当該発電所に近い地域では復興に着手すらできない状況である。

損害賠償は被害者の生活再建に不可欠であり、損害賠償を遅延させることは、それだけ被災地の復興と日本経済の回復を遅らせることになる。しかしながら、損害賠償に対する東京電力の姿勢は、当初、150 ページにも及ぶ膨大な申請書類を被害者に突きつけたことに端的に表れているように、加害者としての自覚に欠けた極めて不誠実なものである。

東京電力福島第一原子力発電所事故の責任は、最終的に監督者である国に帰せられるものであるから、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理など原子力災害に起因する一切の問題の解決に当たっては、国の責任の下で、国が前面に立って取り組むことが不可欠である。

提言 1-1 原子力損害賠償の完全実施

風評被害も含め、原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、全被害者を対象に十分な賠償が確実・迅速に行われるよう原子力損害賠償紛争審査会の定めた指針を見直すこと。

特に、長期間帰還困難となる場合の精神的損害や土地・建物の従前の利用実態や今後の利用価値の減少なども踏まえ、被害者の立場に立ち、被害者が納得できる賠償となるよう十分に配慮すること。

また、被害者の負担軽減のため審査手続の簡素化を行うとともに、賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償を迅速かつ十分に行うよう東京電力に対して指導すること。

提言 1-2 国の責任の下での除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染を早期に完了させ、住民の居住と事業活動の安全を確保することが復興の第一歩である。そのため、大量の人員を集中的に動員して市街地のみならず農地や森林など広大なエリアの除染を促進することが不可欠である。

除染に伴う費用についてはすべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすることを明確に示し、除染を促進すること。汚染状況重点調査地域外における除染についても同様とすること。

また、森林の除染については、生活圏周辺だけではなく、水源地や林業生産の場である森林なども対象とすること。

除染に伴い発生した大量の除去土壌が仮保管を余儀なくされていることから、仮置場や一時保管場所から除去土壌を搬出できるよう最終処分の方針を早急に示すとともに、最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう国が責任をもって対応すること。

提言 1-3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水道汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物は、その濃度に関わらず、国が責任を持って最終処分場を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、ごみ焼却施設の焼却灰、下水汚泥焼却灰等で放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物を処分するための最終処分場を地元の合意を得た上で国が早急に整備・確保

すること。

8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処分や再利用を円滑に進めるため、ごみ焼却施設の設備改修などに対する十分な財政支援を行うとともに、住民の理解が得られるよう基準値の設定根拠も含め安全性を明確に示すなど、国が説明責任を十分に果たすこと。

放射性物質濃度を低減させ、再利用を可能にするための実効性のある技術開発を促進し、既存処理施設で処理が困難になっている廃棄物の処理方法及び指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発・普及させること。

放射性物質により汚染された廃棄物の処理に伴って最終処分場の残余容量が急速に減少しているため、最終処分場の拡張や新設への財政支援を強化すること。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法施行前に埋立処分された放射性物質濃度が8,000Bq/kg を超えた、もしくは超えたおそれのある廃棄物に起因するトラブルが生じた場合に、国が責任をもって対処する制度を設けること。

提言 1-4 特措法対象外である放射性物質に汚染された建設発生土砂の処理の促進

建設工事や用排水施設の維持管理等で発生する汚染土砂は、除染対象のものを除き、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となっているが、放射性物質に汚染されているため、処理ができない状況となっており、災害復旧事業の実施や用排水施設の土砂排除などに支障をきたしている。

これら汚染土砂を同法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めること。

また、汚染土砂については、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。

提言 1-5 食品・低線量被ばくの健康影響等についての国民への十分な説明

食品に含まれる放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が疫学的調査を含め、正確な情報を国民に対して分かりやすく継続的に情報提供するとともに、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響について、放射線モニタリング、人体や農林水産物等への影響調査を機器を増強したうえで継続的に実施するとともに、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供すること。

また、子どもに対する健康リスクについて説明責任を十分に果たすこと。

提言 1-6 放射性物質の検査体制の整備・充実、吸収抑制技術の開発等

放射性物質の検査体制の整備・充実を図るため、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査に係る費用については、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

また、農林水産物の放射性物質吸収抑制技術を早期に確立するとともに、農林漁業者が同対策に取り組むために必要な予算を確保すること。

提言 1-7 東京電力福島第一原子力発電所からの海洋への汚染水の流出防止対策の徹底

原子力発電所の事故に伴う放射性物質の海洋への放出・流出及び地下水を通じての漏出により、沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから、将来にわたり、徹底した施設の整備・管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出・漏出が生じないように東京電力を指導・監督すること。

また、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように国として万全の対策を講じること。

2 災害廃棄物の広域処理や再利用の促進

東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物の処理は、6月30日時点で20.3%に留まり、復興を進める上での大きな障害となっている。国が目標に掲げる平成26年3月までに災害廃棄物の処理を完了するためには、災害廃棄物の広域処理や再利用の促進が不可欠であり、全国知事会としては、災害廃棄物の広域処理については、国と地方が手を携えて、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいくことを示している。

多くの地方公共団体では、住民に対して災害廃棄物の受入れへの理解を求めているが、災害廃棄物の放射性物質による汚染を懸念する住民の不安を完全に払拭できないことから十分な理解を得られず、大いに苦慮しているところである。

国は住民不安の解消を地方公共団体に丸投げすることなく、国自らが先頭に立って安全性を明確に示し、住民に十分な説明を行うことが不可欠である。

また、住民のコンセンサスを得るに当たっては、経済的・歴史的背景や取組の状況等、地域の事情が異なることに鑑み、各地方公共団体の判断を尊重することが必要である。

提言 2-1 国が災害廃棄物の処理の安全性を明確に説明

災害廃棄物の広域処理を迅速に進めるため、国が災害廃棄物処理の安全性と国の責任を明確に示し、適切な情報提供を行い、住民の不安を払拭すること。

提言 2-2 受入地方公共団体等への全面的な支援

災害廃棄物を受け入れた地方公共団体等が要した経費については、長期にわたるモニタリングや維持管理等も含めて国が責任を持って支援すること。

災害廃棄物処理を行う地方公共団体等に対して十分な技術的支援を行うとともに、地域において合理的に設定した基準を上回る焼却灰処理については国が自ら最終処分場を確保するなど国の処理責任を明確にすること。

広域処理に伴って風評被害などのトラブルが生じた場合は、国が責任を持って対処すること。

地方公共団体では、国の要請を受けて災害廃棄物の受入れを実現すべく住民説明を進めてきたところであり、要請対象団体を縮小するなど方針を大きく変更するに当たっては、事前に丁寧な説明を行うこと。

3 復興庁の権限強化、復興交付金等の運用の見直しと復興施策に係る予算の確保

復興庁には各府省に対する強い権限がなく各府省と連絡調整をするに留まっているが、復興を促進するためには、復興庁の権限を強化し真のワンストップ化を実現することが不可欠である。

また、東日本大震災復興交付金は、東日本大震災復興特別区域法によって被災地方公共団体がその地域の特性に即して創意工夫しながら自主的かつ主体的に行う復興のための事業の財源として創設されたものであるが、使い勝手の悪さが多方面から指摘されている。大震

災からの復興を現場の判断に基づき地域の実情に即して迅速に進めるため、復興交付金や復興調整費等の運用を見直すことが必要である。

併せて、被災地の復興には巨額の費用と長い年月を要するので、平成 25 年度以降も長期にわたって復興関連予算を十分確保することが必要である。

提言3-1 復興庁の権限の強化

復興庁の権限強化により、復興庁が被災地の復興政策に関し各府省をリードできる体制を築き、真のワンストップ化を実現すること。

提言 3-2 復興交付金の事業内容における地方の自由度向上

復興交付金は、復興庁や各府省が実質的な査定を行うのではなく、制度創設の目的に則って使い勝手のよい包括的な交付金とすべきであり、基幹事業や効果促進事業などの枠組みをなくし、事業選択を地方の主体的な判断に委ねることができるよう速やかに制度改正を行うこと。

また、改正法が成立するまでは、現行法令の下で運用の弾力化を最大限に図り、特に内陸部における復興の進捗に影響のないよう十分配慮すること。

提言 3-3 復興交付金に係る復興庁への権限集約

復興交付金の申請に当たっては復興庁のみならず各府省との事前調整が事実上不可欠となっているが、復興をスピードアップさせるため、復興交付金に係るすべての事業執行権限を復興庁に集約すること。

復興交付金事業計画の提出や申請等の手続の窓口を復興庁が担うだけでなく、復興交付金予算を復興庁から各府省へ付け替えることなく、復興庁がワンストップで申請受付から交付決定まで行うようにすること。

提言 3-4 復興交付金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復興交付金を始めとする補助金・交付金等の事務手続や提出書類の簡素化を更に進めること。

提言 3-5 東日本大震災復興調整費の運用改善

復興調整費の使途については、被災地の事情に最も精通した地方公共団体の自主性に委ねるとともに、復興庁へのすべての事務の一元化、交付までの手続の迅速化、提出書類の簡素化などの見直しを行うこと。

提言 3-6 復興施策に係る予算の確保

平成 25 年度以降においても、復興交付金や様々な財政支援措置、国が直接実施する復興関連施策などに関する十分な予算を確保するとともに、必要に応じて平成 24 年度の補正予算措置を講じること。

また、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、事業の進捗により新たに必要となった事業についても適切に支援すること。

4 復興特区制度の適用拡大

復興特区制度については、被災した特定地方公共団体からの多数の申請に対し、個別に認定が行われているところであるが、被災地域全体の復興を迅速に進めるためには、制度の柔軟な運用が不可欠である。

提言 4-1 個別の認定を要しない被災地共通の特例適用

被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制や手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。

5 防災集団移転促進事業をはじめとする集落再生の促進、交通インフラの早期整備

大津波に襲われた沿岸部の各地域では復興計画の方向性が概ねまとまりつつあるが、地域によって集落の高台・内陸への移転や現位置でのかさ上げなど考え方が異なっている。住民の間でも様々な意見があり、意見集約が困難な地域もあるのが実情である。

既に集落の高台移転や、災害廃棄物の再利用による防潮堤背後への防災緑地の築造、防潮堤やかさ上げた道路・鉄道などによる多重防御の計画策定など、集落再生に向けて様々な取組が始まっているものの、多くの住民が津波で流失した住宅再建の費用で悩んでいるため集落再生の取組に遅れが生じ、住民の流出につながるものが懸念されている。住民の流出を防ぐためにも早期に集落再生の方針を決め、インフラ整備を早期に完了させることが急務となっている。

提言 5-1 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、対象区域内の土地が従前の土地利用状況に関わらず買取対象となるようにこの要件を緩和すること。

提言 5-2 地域の実情に即した集落再生の支援、防潮堤の整備促進

地域の判断で迅速に集落を再生できるようにするため、住宅再建費用の支援などが柔軟に行えるよう復興交付金の自由度を高めるなど、地域の実情に即した支援を強化すること。

また、集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備については、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の対象とされたところであるが、整備を促進するため、今年度の補正予算及び来年度以降の予算において財源を十分に確保すること。

提言 5-3 復興道路等の整備・鉄道の復旧の促進

三陸縦貫道等の緊急整備や太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、概ね 10 年後の完成が目標とされているが、地域の再生のために極めて重要であるので、できる限り前倒しして完成させること。

また、被災地域と避難先や内陸部の後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

鉄道についてもできる限り早期に復旧できるよう支援を強化すること。

提言 5-4 液状化被害への支援の強化

液状化による被害を受けた世帯や地方公共団体に対する支援を強化すること。

6 産業の復興、雇用対策の促進

被災地では、農林水産業や商工・観光業などの主要産業が津波による施設等の流出、原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染や風評被害などによって大打撃を受け、多くの住民が仕事を失ってしまった。復旧・復興が進展する中で事業再開にこぎ着ける事業所が着実に増える一方、事業の再開や継続を断念する事業所も少なくない。特に、被災地の多くを占める中小企業では、事業中断が長引くと販路を失って再開がより困難になることが懸念される。

雇用情勢は、建設業を中心に統計上は回復傾向にあるが、多くの住民が新しい慣れない仕事を探さざるを得ず、求人の多くが従前よりも短期雇用・低賃金であることなどから、深刻なミスマッチが生じている。このため、産業の復旧・復興を加速させ、総合的な産業振興策を講じるとともに、求職者・求人企業双方に対する支援を強化することが急務となっている。

提言 6-1 産業の復興加速、成長分野の新たな産業立地による長期雇用の確保

被災地の復興を加速し住民の流出を防ぐため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな産業立地を政策的に誘導し、中長期的な雇用の確保を強化すること。

提言 6-2 農林水産業の復旧・復興支援の強化

農林水産業の復旧・復興を迅速に進めるため、漁港や海岸保全施設・防潮林・農地等の復旧・整備への支援、人的支援、復興のモデルとなる園芸団地への支援、補助事業等の要件緩和・手続簡素化など、復興状況等に応じた支援を強化・継続すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、関係団体の事務所の新設整備、関連業者の事業再開への支援を継続すること。

また、用地のかさ上げと併せた水産加工施設の復旧、漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分、本格復旧前に必要となった仮係留施設等の整備についても、全額国庫負担により支援すること。

さらに、漁船や漁業資材の早期確保のためメーカー等に対して供給体制の増強を強く働きかけること。

提言 6-3 中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

被災した中小企業が同業者などとグループで再建計画を定め、再建費用の4分の3を国と県が補助する「グループ補助金」は非常に有効であるので、多くの事業者が支援を受けられるよう補助金総額を増額し、小規模・零細企業も採択されやすくなるよう要件を緩和するとともに、平成25年度以降においても制度を継続すること。

事業活動に伴う二重債務問題の解消に向けた措置を強化するとともに、被災した中小企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成25年度以降においても継続すること。

また、一時移転を余儀なくされた商工会の地元回帰促進のため、「商工会等施設復旧事業」を平成25年度以降においても継続すること。

提言 6-4 観光振興の強化、被災地支援のための高速道路無料化の再開

被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報提供を

行いながら、大規模な観光キャンペーンを実施するとともに、観光振興に対する財政支援を強化するなど、具体的な観光促進策を講ずること。

また、被災地などの観光地への外国人旅行者を増加させるため、数次ビザの導入を拡充するとともに、外国向けの大規模かつ継続的な観光キャンペーンを行うこと。

平成24年3月まで実施された観光振興や被災地支援のための高速道路無料化は、極めて有効な措置であり、被災地の本格的な復興と広域避難者への支援のため、再度実施すること。
提言6-5 就業支援の強化

雇用のミスマッチを解消するため、求職者や求人企業に対する支援を強化するとともに、民間の人材派遣業者などとの連携を強化すること。また、雇用調整助成金の審査を迅速に行い、申請後速やかに助成金の交付を行うこと。

また、緊急雇用創出事業については、雇用を確保するとともに復旧・復興を進める上で有効な制度であるので、事業規模を拡充し、事業期間を延長すること。

特に、緊急雇用創出事業のうち雇用復興推進事業については、事業の対象となる期間・対象者の要件緩和を図ること。

7 風評被害対策の強化

原子力発電所事故の影響により、農林水産物や加工食品、工業製品、観光業等に関して、国内外における風評被害が広範に生じており、あらゆる経済活動に悪影響を及ぼしているほか、被災者が差別されるなど人権問題も発生している。こうした根拠のない風評を一日も早くなくすことが被災地の復興と我が国経済の回復のためには不可欠である。

提言7-1 風評被害防止のための普及啓発、国内外への情報発信の強化

根拠のない風評によって経済活動や市民活動への悪影響や人権侵害が生じないよう普及啓発を強化すること。

特に、食品に含まれる放射性物質の安全基準を国内外の消費者、流通関係者、食品関連事業者等に対して確実に普及啓発を行うとともに、農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査や証明書発行などの国による体制強化や支援の充実により、国内外への正確な情報の発信と安全性のPR強化を図ること。

とりわけ、国外では、在外公館が総力を挙げて取り組むなど、国があらゆるチャンネルや機会を利用して風評被害の払拭に努めること。

提言7-2 事業者への支援の強化

農林水産物や加工食品、工業製品等の販路拡大や販売促進を図り、消費の拡大をこれまで以上に支援すること。

事業者が行う放射性物質検査に係る費用は、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

提言7-3 風評被害による賠償対象の拡大

原子力発電所事故によってもたらされた風評被害について、そのすべてを賠償の対象とし、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示すること。

国の新基準値を下回る、食品産業事業者等が独自に定めた基準による取引停止等の損害についても、風評被害として適切に対処すること。

8 避難者・被災者、被災地方公共団体に対する総合的な支援の強化

地震・津波災害及び原子力災害の発生から1年4か月が経過しても、多くの住民が故郷を離れ、先行きのなかなか見えない厳しい避難生活を余儀なくされている。また、被災地においても、応急仮設住宅での生活の長期化が想定されるなど、被災者は今なお不安定な生活を送っている。

こうした避難者・被災者に対して、今後の見通しを説明するとともに、早期の生活再建に向けて総合的かつ継続的な支援を強化することが必要である。

また、地域医療体制の再建や被災地方公共団体への一層の人的支援等が必要である。

提言 8-1 避難者の生活・事業活動再建の促進

地震・津波災害及び原子力災害による避難者の避難先での安定した生活及び雇用の確保や事業の再建、さらには帰還に向けて総合的に支援するための方策を明確に示し、速やかに実行すること。

避難者の避難先が応急仮設住宅か借上げ仮設住宅か、県内か県外か、自主避難かどうかなどは問わず、同様の支援措置を受けられるよう配慮するとともに、被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

提言 8-2 原子力災害により長期にわたり帰還困難となる避難者の支援

原子力災害により長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

故郷に当分の間戻れない住民等が帰還できるまで居住する避難中の拠点を整備する際には、関係地方公共団体と十分協議し、雇用の確保も含めて国が責任を持って対応すること。

提言 8-3 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大等

買取りによる応急仮設住宅等に係る維持管理経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費など救助に要する経費のすべてを災害救助法に基づく救助の適用範囲とし、全額国庫負担による支援を行うこと。

また、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間が1年延長されたところであるが、必要に応じてさらに延長する措置を講じるとともに、延長に伴い生じた経費については国庫負担とすること。

さらに、避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の借換え要望に柔軟に対応できるようにすること。

提言 8-4 医療・福祉提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地では、医療従事者や介護職員等の人材確保が困難であり、医療・福祉サービスの提供体制が危機的状況にあるため、効果的な人材確保対策を速やかに講じること。

医療復興に向けた取組が長期かつ広範囲にわたるため、地域医療再生臨時特例基金の更なる積み増しと設置期限の延長を図ること。

警戒区域内等で休止を余儀なくされている医療機関への新たな融資制度の創設や融資条件の緩和など、医療機関に対する柔軟かつ迅速な支援を行うこと。

提言 8-5 被災地の実態に合った子育て支援の強化

地震・津波災害及び原子力災害により、被災地の多くの子育て家庭が県外へ避難していることは深刻な事態である。被災地の復興の力となる子ども達の健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

提言 8-6 郷土を支える人材を育成する復興教育への支援の強化

被災地の小・中・高等学校等が、東日本大震災の体験を踏まえ郷土の復興・発展を担う人材を長期にわたって育成できるよう継続的に支援すること。

提言 8-7 コミュニティの再生に向けた生活支援の拡充

被災地の真の復興を実現するためには、コミュニティの再生に配慮した住民主体のまちづくりの取組を進めるとともに、高齢者等の見守り活動など被災者に対するきめ細かな生活支援が必要であることから、こころのケア・福祉・まちづくり等に関する民間の専門家やNPO、ボランティアによる相談支援や調査研究などの多様な支援活動が活発に行われるよう必要な財政支援措置を講じること。

提言 8-8 国等による人員派遣の強化、地方公共団体の更なる人員派遣に対する支援等

被災地方公共団体では職員が犠牲になるなどマンパワーが著しく低下しており、国や全国の地方公共団体から人的支援を受けながら復興関連事業を進めているものの、更なるマンパワーの確保が急務となっている。

被災地方公共団体に対する国や関係機関からの人員派遣を一層強化するとともに、全国の地方公共団体からの更なる人員派遣、被災地方公共団体の職員採用や民間企業等への委託等を一層支援すること。

9 東日本大震災の風化防止と今後の防災対策の強化

東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させることなく正しく伝えていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。また、多くの国民が被災地でのボランティア活動に参加したり、被災地を実際に訪れて大震災の実情や教訓を学ぶことは、被災地の産業の復興にも大いに貢献するものである。

また、我が国は地震国であり、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などが特に大きな被害をもたらすものとして想定されているが、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくないことを忘れてはならない。東日本大震災の教訓を基に費用と時間のかかるハード面の整備を進めるとともに、すぐにでも始められる防災意識の向上を強力に推進すべきである。

提言 9-1 ボランティア活動や被災地ツーリズムの促進

多くの国民がボランティア活動に参加したり、被災した観光地を訪問するよう官民挙げて国民運動を展開すること。

提言 9-2 学校における防災教育の強化、被災地を訪問する修学旅行等に対する支援

小・中・高等学校等において教員も含めた防災教育を徹底し、実践的な避難訓練を充実させるとともに、東日本大震災はもとより我が国で発生した多様な災害を題材とした防災教育を充実させること。

小・中・高等学校等が被災地を修学旅行や支援ボランティア活動で訪れ、大震災の実情や教訓を学ぶことができるよう支援すること。

提言 9-3 全国民の防災意識の向上

全国民の防災意識を向上させるための普及啓発を推進するとともに、企業や地域単位での実践的な避難訓練を推進すること。

提言 9-4 建築物の耐震化の促進

遅れている民間建築物の耐震化を促進するため、その有効な方策を検討し、強力に推進すること。

提言 9-5 電力の安定的供給体制の確立とスマートコミュニティの推進

電力不足の長期化は企業の生産活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすことから、一層の節電対策・省エネ施策を推進するとともに、電力の安定供給の確保に万全を期すこと。

また、太陽光や風力、小水力など再生可能エネルギーの一層の活用を図るための措置を強化すること。その際、再生可能エネルギーの普及が地域経済の活性化につながるよう、地域の事業者に対する支援や地域資金の活用を促進すること。

今後、地域で再生可能エネルギーを効率よく利用し環境負荷を抑えるスマートコミュニティを強力に推進することが不可欠であり、スマートグリッド技術の開発などスマートコミュニティを実現するための取組を強化すること。

提言 9-6 テレビ等あらゆる媒体による政府広報の強化

食品の基準値、災害廃棄物の処理の安全性など放射性物質に対する正確な情報や、防災意識を向上させるための情報などを国民に効果的に提供するため、テレビ等あらゆる媒体による政府広報を徹底的に強化すること。

2 地震・津波防災対策の充実強化に関する緊急提言

各都道府県においては、東日本大震災の教訓を踏まえて大規模地震・津波に備え、防災・減災対策の推進に取り組むとともに、国においては、南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震などについての対策が検討されている。

そうした中、3月31日に発表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」では、震度7が想定される地域が大幅に増えるとともに、太平洋沿岸では津波高が30mを超える地点があるなど、これまでの推計を大幅に上回る地震・津波によって、関東から四国・九州に至る広い範囲で甚大な被害を受けることが想定され、対策のさらなる加速化・拡充が必要となっている。

また、切迫性が指摘される首都直下地震では、首都中枢機能への直接的なダメージによる甚大な被害が想定されるが、これらの全国的な影響が極めて大きい地震に対する備えはまだまだ不十分な状況である。

このような状況の下、平成23年度に創設された全国防災対策費及び緊急防災・減災事業債の仕組みは、全国的に必要な防災・減災対策に適用でき、人命と財産を守るための対策を推進するには非常に有効な制度となっているが、地方の要望額が当初の想定額を大幅に上回り、今後の地方債枠等の不足が懸念されている。

南海トラフの巨大地震及び首都直下地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすことから、今後、明らかにされる人的・物的被害の推計値などを踏まえて、何より尊い生命を確実に守るとともに、その他のあらゆる被害を最小限にとどめるための防災・減災対策強化に取り組んでいくことが必要である。

このことは国の盛衰を左右する地方自治体の域を越えた、国策の中心に据えられるべき極めて重要な国家的課題であり、国による法整備、財政的支援の下、国と地方が一体となり、地震・津波対策の加速化と抜本的強化を進めなければならない。

国においては、下記について早期に実現するよう強く要請する。

1. 緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設など確実な財源の措置
2. 以下の項目を盛り込んだ「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」の制定
 - 観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化
 - 巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
 - 巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急対策活動要領の策定

3 計画停電に関する緊急提言

国は、6月29日に「エネルギー・環境に関する選択肢」を示し、8月中を目途に「革新的エネルギー・環境戦略」の決定に向けた国民的議論を進めています。こうした中で、地域においては今夏の電力不足をいかに乗り越えていくかが大きな課題となっています。

特に、今夏の厳しい電力需給の下、北海道、関西、四国、九州の各地域においては、節電目標の達成に向けた最大限の取組みを行うとともに、万一の計画停電の実施に備え、あらゆる事態を想定し準備を進めております。

計画停電は、突発的な大規模停電を回避するための最終手段ではありますが、あらゆる節電努力により、何としても避けなければなりません。

しかし、万が一計画停電が実施された場合には、人工呼吸器や人工透析などを利用する患者などの生命に直接的な危険が及ぶほか、産業活動や国民生活に多大の影響を及ぼすことから、国及び電力会社は、グループ分けやスケジュール及びひっ迫警報（第1報）から計画停電決定までに至る情報などについて、徹底した周知を図ることや、可能な限りの停電時間の短縮を図るなど、万全の対策を講じる必要があります。

また、国民の節電努力などにより計画停電が実施されなかったとしても、計画停電がいつか実施されるのではないかという不安感により、活動の自粛など社会生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。

以上のことから、中長期的な電力の安定供給に向けた道筋を含め新たなエネルギー政策の方向性を早急に示すとともに、たとえ計画停電が実施されたとしても、産業活動や国民生活への影響が最小限に抑えられるよう、緊急に提言を行うものであります。

1 計画停電の回避に向けた最大限の努力

- ・計画停電の実施は産業活動や国民生活への影響が極めて大きいことから、発電所の事故防止、電力会社間の融通、緊急設置電源の新設、自家発電の活用、揚水発電のピーク時の活用など、国は、これを回避するための最大限の努力を行うとともに、電力会社に対して、同様の対応を求めること。

2 周知の徹底と可能な限りの時間短縮

- ・計画停電を実施する際の手順について、予め周知徹底を図ること。
- ・緩和措置の対象とならない医療機関の入院患者の一時転院や、児童・生徒の安全確保、工場の休日振替などが円滑に行われるよう、万が一、計画停電を実施せざるを得ないときには、国民生活への影響を緩和するため、国が主体的に責任を持って、計画停電に向けた周知徹底を図るとともに、停電時間を可能な限り短縮させるように、電力会社を強く指導すること。

3 医療機関や社会福祉施設及び在宅療養者などへの配慮

- ・緩和措置の対象とならない医療機関や社会福祉施設の入院患者、入所者、学校で医療的ケアを受けている児童・生徒及び在宅療養者において、停電により生命や身体の安全に重大な影響を及ぼすことがないように、自家発電装置の整備や医療機器の非常用電源等の確保及び緊急時の職員配置など見回り体制の確保を図るため、補助制度の創設や拡充、診療報酬・介護報酬の加算など所要の措置を講じること。

4 産業活動への影響緩和策

- ・計画停電の実施は、生産活動の停滞のみならず、産業の更なる空洞化を加速させ、地域経済や雇用への大きな影響が懸念されることから、緊急電源の確保などにより電力供給を維持できるよう、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修等に対する支援を行うこと。
- ・計画停電に備えた発電機の確保やリース制度の創設、保有する設備の稼働に対する燃料費への支援などを通じ、自家発電を促進すること。
- ・計画停電に伴う経済損失等について、補償制度の確立や政府系金融機関による融資の円滑化などにより、一次産業や中小企業等の経営への影響の緩和を図ること。

5 国民生活への影響緩和策

- ・国民生活のライフラインである上下水道・鉄道・道路などの関係施設や、港湾・海岸・河川・土地改良関係施設については、事故や災害への対応などの緊急時には計画停電時であっても通電措置を講じるなど、国民生活の安全を確保するために万全な対応を期すよう、電力会社を強く指導すること。

6 関係自治体との事前調整を踏まえた運用方針の決定

- ・今後、やむを得ず計画停電の準備を行う必要が生じる場合には、関係自治体から影響緩和施設についての要望を行う必要があることなどから、十分な準備期間を確保し、関係自治体と丁寧に事前調整を行った上で、計画停電の運用方針を決定すること。

4 円高・地域経済・雇用対策に関する決議

我が国経済は、生産活動や設備投資は緩やかに持ち直し、個人消費も緩やかに増加しているが、雇用情勢は東日本大震災の影響もあり依然として厳しい状況にある。

こうした中、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化は、地域の経済・雇用情勢の悪化を招きかねない。

全国知事会は、昨年来、政府に対し、円高是正やデフレ経済からの脱却に向け、地域経済・雇用の活性化を図るよう強く要請してきたが、今もなお円高が進行し、我が国及び地域の経済・雇用情勢への大きな影響が懸念される状況にあり、政府・日本銀行の効果的な対策の不足を厳しく指摘せざるを得ない。

地方としても創意を生かした施策を積極的に展開し、地域経済の活性化や雇用対策に取り組んでいるところであるが、政府・日本銀行においては、補正予算による対応など、中小企業や雇用に配慮した更なる効果的な対策を迅速に講じるよう求める。

以上、決議する。

円高・デフレ対策

円高の是正に向け、適時の為替介入や金融緩和政策の強化を行うこと。東日本大震災からの早期の復興にもつなげる企業の国内投資を大胆に促進するための施策を充実すること。

デフレ経済からの脱却に向け、日銀は今求められているその役割を十分果たすとともに、政府においては、的確な規模の資金調達を行うことにより、短期的に政府支出を拡大するなど、引き続き、断固たるマクロ金融・経済政策を講じること。

地域経済対策

地域経済を支える中小企業の経営基盤強化や、自発的挑戦を促すための施策を打ち出すこと。特に、中小企業金融円滑化法については、中小企業の経営が悪化しても倒産を一定程度抑えるなどの効果があったが、平成25年3月31日をもって期限が切れることになっている。厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りを支援するため、同法の一定期間延長または失効した場合の支援施策を推進するとともに、セーフティネット保証5号の全業種指定を維持するなど、金融のセーフティネットに万全を期すこと。

- ・ 災害に強い国土づくりや経済活動の安定化、さらには日本経済全体を底上げするため、防災対策として必要な公共事業の推進などを含めた景気対策を講じること。
- ・ 中長期的に強い日本経済を支えていくため、食や観光、物流、環境・エネルギー、医療など、今後の成長分野に関する規制緩和や支援の拡充等について、総合特区制度を一層実効あるものとするを含め、積極的に取り組むこと。また、広域的な電力融通も含め、電力不足対策に適切に対応すること。なお、電気料金については産業面への影響に十分配慮すること。
- ・ 震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、観光や輸出等において影響を及ぼしている風評被害を払拭するため、海外に向けて地域の情報も含め正確かつ効果的な情報発信を行うとともに、諸外国

の日本産品に関する輸入規制への適切な対応など、国が責任をもって対応すること。

- ・ 訪日外国人客の本格的な回復に向け、海外からの誘客促進につなげる取組を実施すること。

雇用対策

震災後の円高を含めた危機的な状況において、挑戦する中小企業等の人材確保に有効に活用されるなど、地域の雇用の下支えをしている雇用創出基金等の各種基金が打ち切られれば、新たな産業対策に向けた施策展開に支障をきたすとともに、深刻な雇用危機に端を発する地方大不況が発生しかねないことから、平成24年度で終了することとされている各種基金について、今年度の追加交付や平成25年度以降も継続実施できるようにするなど、必要な措置を講じること。また、地域の実情に応じた対策を柔軟・迅速に進めることができるよう、地方の創意工夫による独自性が発揮できる新たな制度を創設すること。

- ・ 新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。
- ・ 離職者に対する職業訓練など、再就職支援を充実すること。
- ・ 意欲のある高年齢者等が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- ・ 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や若者への職業的自立支援など、若年者雇用対策を充実すること。
- ・ 女性が安心して希望をもって働き、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるための女性の継続雇用等を通じた再就職支援施策の充実を図ること。
- ・ 障害者の就労促進策の充実・強化と雇用維持支援策の充実を図ること。

(の項目は重点項目。)

5 地域主権改革の推進について ～ 自立した自治体の創造に向けて～

平成24年7月19日
全国知事会

地域主権改革については、これまで、国と地方の協議の場の法制化、2次にわたる一括法の成立など評価できる点もあるが、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されたことや、国の出先機関原則廃止に向けた成果が出ていないなど、民主党が政権公約として国民に約束したことから比べると、まだ不十分である。

衆議院議員の任期は、残るところ1年余である。政府においては、国は国本来の役割に専念し、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権改革の原点に立ち返り、改革を推進することを求める。

全国知事会として、地域主権改革により、地方自治体の自己決定と自己責任を確立し、真の意味で自立した自治体の創造に向け、邁進していく決意である。

《全般的事項》

1 政治主導による全体方針の決定と政権公約の実行

地域主権改革は、既存の中央集権体制からの転換である以上、政治主導でしかなし得るものではなく、また、このためには、政府における羅針盤となる強い方針決定が必要である。

政府は、今夏に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定することを、地域主権戦略大綱において明記していたが、未だ、その内容が示されていない。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) 全国知事会が既に提言した「当面の地域主権改革の方向性に関する提言」（別添1）に沿って、地域主権推進大綱（仮称）を策定すること。その際、地域主権戦略会議における協議はもとより、国と地方の協議の場において、地方と協議すること。
- (2) 地域主権推進大綱（仮称）策定後は、政治主導で改革を進め、政権公約で国民に約束した地域主権改革を実現すること。

2 国と地方の協議の場の積極活用による国・地方の力の結集

地域主権改革を推進し、また、国と地方の新しい関係を構築するためには、国と地方の協議の場を積極的に活用することが不可欠である。

国と地方の協議の場を、より実りあるものにするためには、法律に基づき分科会を設置することが必要であるが、これまで、社会保障・税一体改革分科会が設置されたのみである。

全国知事会としても、今般、常任委員会・特別委員会などを見直し、政府との協議に対応できる組織体制を整えたところである。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) 国と地方の協議の場に、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」や、「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。
- (2) 特に、今後の社会保障改革は、社会保障そのものを国と地方が連帯し、国民にサービスを提供していることから、国と地方の協議が重要である。このため、各府省と全国知事会等との協議を精力的に進めるとともに、最終結論は、必ず、国と地方の協議の場において出すこと。

3 意欲ある地域の力を引き出すスーパー総合特区（仮称）の創設

現在の日本をみると、直面している課題そのものが地域ごとに異なっていることに加え、解決に向けた官民含めた人材、資金、環境などの地域資源の蓄積の度合いと即応力も異なっている。

こうした地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるためには、従来の構造改革特区や総合特区のように国が審査し、認定する枠組みを超えて、各種規制の特例措置を原則として認めることを基本とし、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする「スーパー総合特区（仮称）」を創設することが必要である。

《分野別事項》

4 「質」の充実を伴う義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しについては、2次にわたる一括法成立により一定の進展があるものの、「従うべき基準」の多用など実質的に地方の自由度が高まっておらず、見直しの量だけでなく、質が重要である。

都道府県としても、改革の成果を住民に示すため、見直しに伴い条例制定権が拡大したものについては、地域の実情を踏まえた、地域にとってもっともふさわしい条例制定を進めることとしている。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) 政府の要請を受け「今後の義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に向けた提案事項」（別添2）をとりまとめたところであり、義務付け・枠付けの見直しの「質」を高める観点から、政府はこれを真摯に受け止め、確実に見直し、条例制定権を拡大すること。
- (2) 第4次見直しは、従来の手法にとらわれることなく、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場における協議等、政務三役・首長レベルでの協議を踏まえ、行うこと。
- (3) 別添2以外の条項についても、かつての地方分権改革推進委員会は、政府に対して4,076条項の見直しを勧告し、民主党も野党時代に最低限見直すとしていたことから、政府の責任において、確実に見直しを進めること。

5 基礎自治体への権限移譲の推進

基礎自治体への権限移譲については、都道府県としても、事務処理特例条例の活用をさらに進めることとしているが、政府においても、地方分権改革推進委員会第1次勧告のうち、積み残された項目を中心に、地方との協議を経て早期に工程表を策定することが必要である。

特に、義務付け・枠付けの見直しと併せて、基礎自治体への権限移譲を進めることが、地域の自由度の拡大の観点から望ましい項目についても、別添2に記述しているところである。

6 政権公約に明記した国の出先機関原則廃止の断行

国の出先機関原則廃止は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたものの、順調に進んでいるとは言えない。

特に、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」については、広域的实施体制の整備は、ブロック機関の地方移管を可能とする有効な方策であるが、なお与党における検討中であり、国会提出の時期が明確となっていない。

については、政府に以下の点を強く求める。

- (1) 国の出先機関原則廃止は、民主党が政権公約で国民に約束したことであり、また、住民に身近なところで物事が決定され、国と地方の行政が効率化されることにより、国民負担の軽減にもつながるものである。
今一度、政府・与党として、この原点を確認すること。
- (2) 出先機関の事務権限・人員・財源の「丸ごと」移管に向けた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」について、政府・与党として、法案を国会に提出し、与野党間の論議を深めること。
- (3) ハローワークについては、特区及び一体的取組を地方の提案に沿って積極的に進めるとともに、1年以上実質的な進展が見られない直轄道路・直轄河川、共通課題については、前向きに協議を進め、国の出先機関原則廃止・地方移管に向けた取組を進めること。

7 各府省の政策立案における地域主権改革の視点の強化

- (1) 国庫補助負担金の補助要綱や、介護報酬、診療報酬の決定は、各府省において行われるが、内容によっては、地方の自由度を損なうことにもなりかねない。各府省においては、こうした財政的な関与についても積極的に見直し、地方の自由度を高めること。
- (2) 独立行政法人の中には、都道府県行政と関係の深いものもあることから、独立行政法人改革に際しては、その業務の都道府県移管も検討すること。

6 地方税財源の確保・充実等に関する提言

—当面の課題を中心に—

I 地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

地域主権戦略大綱においては、「地方税財源の充実確保」が1つの柱と位置づけられ、「地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す」ことが明記された。

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すべきである。

今後策定される地域主権推進大綱（仮称）においても、「地方税財源の充実確保」を重要な1つの柱と位置付け、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することを明記し、さらなる地方分権改革を進めるべきである。

また、地域主権戦略大綱や出先機関改革に関する「アクション・プラン」に沿って、出先機関等の事務・権限の移譲を具体化する際には、直近の実績を明らかにして所要の人員や財政規模を見積もった上で、それに伴い必要となる地方の税財源を一体として移譲することが必要不可欠である。

II 税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

一昨年前から検討が重ねられてきた社会保障と税の一体改革については、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて地方の意見が相当程度反映され、最終的には、国の制度と地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくという評価

が行われた上で、地方分として、地方消費税の税率を1.2%引き上げるとともに、消費税に係る交付税率を変更し、消費税率換算で0.34%充実するとされたところである。

全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に3年以上にわたって訴え続けてきたところであり、本国会における関連法案の確実な成立を期待するものである。

その上で、いわゆる「逆進性」への対策をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」（以下「消費税法改正法案」という。）において消費税率の引上げを踏まえて検討することとされた課題等については、今後、国・地方が相互に協力し、検討を進める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

（１）低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。そのための手法として、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②その前提としての「マイナンバー制度」の導入、③さらには食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、④その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

（２）中小事業者への配慮

取引上不利な地位にある中小事業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁や価格表示に関するガイドラインの策定、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を講ずるべきである。

（３）地方消費税収と社会保障給付水準のかい離の調整

地方消費税は地域間の税収の偏在の少ない税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、三位一体改革時の取扱いを参考に、引き上げ分の地

方消費税について基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引き上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきである。

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入される経済センサスによっては正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、①消費税と地方法人課税の税源交換、②「地方共有税」の創設、③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

(7) 社会保障・税番号制度の効果的・効率的な整備

社会保障給付の適切な実施の前提となる社会保障・税番号制度については、国全体の情報基盤であり、適切な個人情報保護方策を講じた上で、民間活用を図るとともに、効果的・効率的な制度設計を行い、原則として国の負担により整備を進めるべきである。

2 地球温暖化対策のための財源の確保

平成 24 年度税制改正大綱において、「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分

担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進め」とされ、消費税法改正法案においても、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討」と明記されたところである。地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映させる制度として、地球温暖化対策のための税の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すべきである。

また、CO₂排出削減に資するとともに、地方税源を確保する観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

3 自動車取得税の見直し

自動車取得税については、平成 24 年度税制改正大綱及び消費税法改正法案において、「安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う」とされたところであり、また、国内自動車市場の厳しい状況を踏まえた対策が必要である。一方、自動車取得税は、自動車による交通事故や騒音、CO₂の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、偏在性が少なく、また、税額の約 7 割を自動車取得税交付金として交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきであり、具体的な代替財源を示すことなく見直すことは断じてあってはならない。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 24 年度においては「財政運営戦略」で示された「交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成 24 年度から平成 26

年度において、平成 23 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、地方交付税総額について前年度を上回る 17.5 兆円を確保するとともに、地方一般財源総額について前年度と同水準の 59.6 兆円を確保するなど、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保された。

平成 25 年度においても、東日本大震災の復興財源は別枠扱いとした上で、前年度の水準を実質的に下回らない地方一般財源総額を確保するとの方針を堅持し、高齢化等の進展に伴い毎年度 7,000～8,000 億円程度増嵩する地方の社会保障関係経費の財源や臨時財政対策債の償還財源を含め、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべきである。

あわせて以下の取組みを進める必要がある。

(1) 「中期財政フレーム」の改訂

「中期財政フレーム」の改訂にあたり、引上げ分の消費税込を充てることとされている社会保障の機能強化や消費税引上げに伴う社会保障支出の増加に係る地方負担等については、基礎的財政収支対象経費に係る「歳出の大枠」に加算することとするなど適切に反映すべきである。

(2) 地方公務員給与の取扱い

地方は、厳しい財政状況を踏まえ、国に先んじて独自の給与削減や定数削減等の厳しい行財政改革に取り組んでおり、国家公務員の給与削減に際し、国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行うべきではない。

(3) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

(4) 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災からの復興事業については、平成 27 年度末までの「集中復興期間」に国・地方合わせて少なくとも 19 兆円程度の事業規模が見込まれているが、平成 24 年度当初予算までに既に 18 兆円程度が予算化されている。事業

の進捗等を踏まえて、被災地の復興のために必要な事業の規模等を見直すとともに、その上で必要となる追加地方負担については、復興特別交付税を確保すべきである。

2 経済状況の好転に向けた取組み

消費税法改正法案及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」において、消費税率及び地方消費税率の引上げに当たっては、「経済状況を好転させることを条件として実施する」ため、デフレからの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均名目経済成長率3%程度、平均実質経済成長率2%程度を目指した総合的な施策を講ずることとし、「成長戦略や事前防災および減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど」を検討するとされている。

我が国経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって国内需要が成長を主導すると見込まれるものの、欧州政府債務危機の深刻化を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行に伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等の先行きのリスクに直面している。

このため、適切な金融・財政政策を行うことにより経済を成長軌道に乗せていくことが重要であり、成長戦略を実行することと合わせて、東日本大震災を教訓として緊急に実施すべき即効性のある防災、減災等のための事業について、必要な総額を確保した上でできる限り速やかに実施するとともに、首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海国土軸及び太平洋新国土軸をはじめとした多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

3 基金事業等の取扱い

現在基金を財源として実施している妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗や経済状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

また、本来の負担割合を超えて地方が多額の負担を強いられている特定疾患治療研究事業などの地方の超過負担については、速やかに解消すべきである。

IV 課税自主権の活用等

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

また、税負担軽減措置等は、国が地方の課税権を制約するものであり、対象の絞り込み等の見直しを行うべきである。その上で、平成24年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重する観点から、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

V 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成25年度地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべきである。

7 地域自主戦略交付金・沖縄振興一括交付金 (地域自主戦略交付金等)の評価と 平成25年度の制度設計に向けた提言

平成23及び24年度の地域自主戦略交付金等の評価

**平成25年度地域自主戦略交付金等の制度設計に向けた
提言**

都道府県分の制度改正等について

市町村分の一括交付金化について

経常補助金の一括交付金化について

平成23及び24年度の地域自主戦略交付金等の評価

【評価できる点】

- 1 地域自主戦略交付金等が創設されたことにより、
 - (1) 対象事業の範囲内で各省庁の枠にとらわれず、一定のテーマを設定し横断的に事業を選択できるようになったこと

平成24年度における各都道府県の主な活用事例

重点テーマを設定し配分

東日本大震災などを踏まえた「防災・災害対策」

- ・災害に強い森林づくりに向けた治山事業
- ・浸水被害防止のための河川改修や用排水路の整備
- ・緊急輸送道路の整備 等

「農林水産業」等の産業再生

- ・農林水産業の産出額増加のため、水利施設の整備 等

「県民の安心・安全」の確保

- ・通勤や通学における歩道の整備・危険箇所の改良 等

「公共インフラ」の機能強化

- ・港の機能強化 等

一定のルールにより配分

継続事業の執行・完了を最重点に配分

完了間近な事業や、早期完成が必要な事業に配分

- (2) 年度途中の環境変化や事業の執行状況に応じ、地方の裁量で所管省庁を超えて流用することが可能となったこと

主な活用事例

入札差金により事業費の圧縮が図られたため、東日本大震災を踏まえた新たな需要に対応。

(主なもの)

- ・交通安全施設整備、橋りょうの耐震補強対策、道路の防災対策

2 平成24年度において、対象事業の拡大など、一定の進化が見られたこと

進化した主な内容

予算額が拡大（H23:5,120億円 H24:8,329億円（沖縄振興一括交付金含む））

対象事業が拡大（H23:9事業 H24:18事業（都道府県分:16事業））

対象事業のメニューが拡充・要件緩和

（例）・「社会資本整備に関する事業」に「区画整理・再開発に係る道路事業」が追加

・「社会資本整備に関する事業・流域下水道事業」の人口要件が緩和（H23:20万人未満 H24:30万人未満）

省庁間流用の回数が増加（H23:年1回 H24:年2回）

【課題】

1 都道府県の必要とする総額が確保されず、継続事業の実施すら支障を来したこと

平成24年度 地域自主戦略交付金の予算額

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 既存分 | 対前年度比 | ・・・ | 5.2% |
|-----|-------|-----|------|

| | | | |
|--------|----------|-----|--------|
| 新規・拡充分 | 対要求・要望額比 | ・・・ | 6.0%程度 |
|--------|----------|-----|--------|

継続事業に支障を来した例

債務負担で契約していたため、当該事業以外の工事を遅らせた。

3年間計画の事業について、年度毎の事業量を縮小し事業期間を延伸。

2 各都道府県の予算編成に際して、平成23・24年度の配分方法に係る詳細な情報が示されなかったこと

3 事務手続きについて、原則として、従来の個別補助金の手続きを基本としていること（補助金適正化法が適用されていること）や、かつ内閣府及び関係省庁の二重の手続きを要し煩雑となったこと

平成25年度地域自主戦略交付金等の制度設計に向けた提言

都道府県分の制度改正等について

1 総額の確保について

一括交付金化に当たり、地方において対象となる事業が滞りなく執行できるよう、特に以下の点について、強く要望する。

- (1) 各都道府県では、予算額の削減により継続事業の実施にも支障を来していることから、平成24年度対象事業分については、平成24年度予算額と同額以上を確保すること
- (2) 対象事業の拡大に当たっては、拡大に見合った予算額を確保すること
- (3) 地域自主戦略交付金のうち、北海道・奄美・離島分の予算額については、引き続き別枠とし、地方が必要とする予算総額を確実に措置すること
- (4) 地方が必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金等のみならず、社会資本整備総合交付金（H24予算：1兆6,578億円）及び農山漁村地域整備交付金（H24予算：299億円）等の公共事業関係の交付金について、平成24年度予算額と同額以上を確保するなど、必要な予算総額を確保すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること（大原則〔H22.4.6〕）
- ・地方が真に必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめ、社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の公共事業予算の総額を確実に確保すること（H24予算編成に向けた意見〔H23.10.20〕）

【今年度の結果】

- ・平成24年度国(一般会計)の公共事業関係費(地域自主戦略交付金等を含む)
対前年度比・・・ 3.2%
- ・平成24年度地方向け国庫補助金(投資関係)対前年度比・・・ 6.6%
- ・平成24年度地域自主戦略交付金〔既存分〕対前年度比・・・ 5.2%
- ・ " [新規・拡充分] 対要求・要望額比・・・ 6.0%程度
- ・平成24年度社会資本整備総合交付金* 対前年度比・・・ 5.5%
- ・平成24年度農山漁村地域整備交付金* 対前年度比・・・ 5.9%
- (* 両交付金とも一括交付金への拠出分を含む)
- ・平成24年度交付限度額(一般分：4,050億円)は各都道府県の
継続事業量等見込み額(5,927億円)* を大きく下回る・・・ 31.7%
- (* 継続事業量等見込み額5,927億円は、H23実績額の120%上限を加味した額)

2 対象事業の拡大・対象要件について

- (1) 国と地方の役割を整理し、大規模事業など地域毎に偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものを除き、それ以外の事業については、地方の自由裁量が発揮できるよう、地域自主戦略交付金等の対象とすること

具体的には、地域自主戦略交付金等に、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金の対象事業及び額の相当部分を移管すること（併せて、地域自主戦略交付金等と、社会資本整備総合交付金など既存交付金との対象事業の関係を明確に区分すること）

〔例：重複・曖昧なもの〕

- ・地域自主戦略交付金等（農山漁村地域整備分）と農山漁村地域整備交付金との対象事業が運用上重複
（農地整備事業、水利施設整備事業等は、両交付金で事業実施が可能）
- ・地域自主戦略交付金等（社会資本整備）と社会資本整備総合交付金との対象事業の区分が不明確
（「大規模構造物の整備」は地域自主戦略交付金等では対象外であるが、「大規模構造物」の定義がなされていないため）

- (2) 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの（例：活動火山周辺地域防災営農対策事業など）、大規模地震対策など対策すべき地域に偏在性のあるもの（例：道路及び河川堤防の液状化対策など）は地域自主戦略交付金等の対象とせず、別途財源措置すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・地方の自由裁量の拡大に寄与する補助金は対象とすること
(緊急声明〔H23.1.18〕)
- ・地方自治体の自由度がより増加するよう、対象となる投資補助金を拡大するとともに、対象範囲の拡大に見合った予算額を確保すること(新たな投資補助金の算入、既に対象となっている投資補助金の要件の緩和)(H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕)
- ・地域自主戦略交付金と社会資本整備総合交付金など既存交付金との関係を明確化すること(重複の回避、配分方法の整合性など)(H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕)
- ・本来国の責任において措置すべきもの、特定地域に関するもの等は地域自主戦略交付金の対象とせず、別途財源措置すること(H24予算編成に向けた意見〔H23.10.20〕)

【今年度の結果】

- ・今年度の対象事業は、前年度の9事業から16事業(都道府県分)に拡大
- ・このうち5事業は対象事業のメニューが拡充
- ・地域自主戦略交付金等の対象事業である農山漁村地域整備に関する事業内に活動火山周辺地域防災営農対策事業が含まれる

3 運用面の改善について

- (1) 各都道府県の予算編成に支障を来さないよう、平成25年度の制度概要（対象事業とその要件、配分の基本方針等）を早期（遅くとも1月半ばまでに）に示すこと
- (2) 各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省間の流用が随時可能となるなど地方の裁量が拡充）
- (3) 真に地方の自由度の拡大につながるものとするため、地域自主戦略交付金等を補助金適正化法の適用除外とすること
- (4) 事務手続き・提出書類について一層簡素化・共通化を図ること

〔簡素化の例〕

- ・農林水産省に対する事業遂行状況報告書の提出回数を低減（現行は要綱に四半期毎に提出と記載）等

〔共通化の例〕

- ・内閣府への事業実施計画書（分野別の事業一覧）と国土交通省等への交付申請書（地域自主戦略交付金調書）等

- (5) 継続事業など必要な事業について、年度当初（4月1日）からの事業着手を可能とすること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金は補助金適正化法の対象外とすべき（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・地方が住民の声に基づき、自らの責任と創意工夫によって、効率的・効果的に事業を実施できるよう、手続きを簡略化するとともに、地方の事後チェックに委ねること（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・各府省をまたぐ事業間流用を複数回可能とすること（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）
- ・各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省の関与の排除や、各府省間の流用が随時可能となるなど）（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）
- ・事業計画提出から交付決定までの時間を短縮すること
- ・地方の予算編成に支障を来さないよう、平成24年度の制度概要を早急に示すこと（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）

【今年度の結果】

- ・年度間流用は一部の事業に限定（社会資本整備・農山漁村地域整備・自然環境整備に関する事業のうち予算補助に限定、法律補助は流用不可）
- ・各府省をまたぐ事業間流用は今年度年2回に拡大（6月末と11月中旬）
- ・地域自主戦略交付金等は依然として補助金適正化法の対象（財産処分規定等で地方の裁量が狭められている）
- ・事業計画について、要記載内容が各事業によって統一されていない状態
- ・事業計画（内閣府）と交付申請（各省）の内容が一部重複

4 配分方法について

- (1) 引き続き継続事業の適正な事業量に配慮しつつ、客観的指標による配分の割合をより一層拡大すること
- (2) 客観的指標に基づく配分については、条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域等の実情をより一層考慮したものとすること
- (3) 配分方法については、予見可能な算定方法とするため、簡素なものとする

【知事会のこれまでの主張】

- ・「恣意性のない客観的指標に基づく配分」を基本とし、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などにも配慮すること（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・客観的指標に配分を拡大していく方向にあると聞いているが、引き続き継続事業の確保に配慮するとともに各年度において極端な変動が生じないように配慮すること（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）
- ・客観的指標による配分については、社会資本整備の遅れた地方の実情を考慮するとともに、財政力の弱い団体により配慮した仕組みとなるよう必要な見直しを行うこと（H24予算編成に向けた意見〔H23.10.20〕）

【今年度の結果】

- ・平成24年度配分割合

| | 既存分 | 拡大分 |
|------------------------|-----|-----|
| 1号算定分（継続事業の事業量等に基づく配分） | 8割 | 9割 |
| 2号算定分（客観的指標に基づく配分） | 2割 | 1割 |
- ・平成24年度の客観的指標に基づく配分
 - 未改良道路延長が客観的指標に追加
 - 財政力に応じた配分割合が増加（H23:11.36% H24:11.54%）

5 その他

- (1) 地域自主戦略交付金等は、本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とするとともに、税財源移譲に向けたスケジュールを示すこと
- (2) 制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること
- (3) いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、広域的な視点で地域振興に責任を有する都道府県に交付すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようにならないこと（大原則〔H22.4.6〕）
- ・一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること（大原則〔H22.4.6〕）
- ・空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること（知事会の考え方〔H22.6.4〕）

【今年度の結果】

- ・税財源移譲と一括交付金との関係が不明確
- ・空飛ぶ補助金の取扱いが不明確

市町村分の一括交付金化について

- (1) 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること
- ・ 事業計画の作成その他の事務を明確に区分すること
 - ・ 協調補助の義務付けを行うような補助金を一括交付金に含めないこと
- (2) 事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること

【知事会のこれまでの主張】

- ・ 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること
- ・ 事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること
- ・ 市町村の継続事業、団体間・年度間の事業の変動等へ配慮すること
(H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕)

【今年度の結果】

- ・ 政令市に導入。

経常補助金の一括交付金化について

地方の自由裁量の拡大に寄与しない経常補助金については、地域自主戦略交付金等に含めないこと

【知事会のこれまでの主張】

- ・ 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと(大原則〔H22.4.6〕)

8 今後の医療保険制度のあり方に関する決議

民主党において5月にとりまとめられた後期高齢者医療制度の廃止を含む高齢者医療制度の見直し案は、全国知事会が従来から反対してきた平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」そのものであり、①高齢者の方々を新たに分断し、②低所得者が多い国民健康保険の財政構造を一層悪化させ、③国が財政責任を全くとらないもの、であるとともに、昨年度の「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」における合意事項を無視したもので、まさに地方軽視と言わざるを得ない。

当該法案の今国会への提出は見送られたが、現行の後期高齢者医療制度については、施行から4年余を経過し定着していることから、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきであり、今後とも地方の意見を踏まえない見直しは、断じて認めることはできない。

また、今般、国民健康保険法の改正が行われたが、その内容は、危機的な財政状況にある国保が抱える構造的な問題の抜本的な解決には十分なものではない。

我々都道府県としては、国保の構造的な問題の抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、積極的に責任を担う覚悟であるが、国においては、地方と真摯な協議を行い、国・地方双方にとって安定的な財源を確保するとともに、国の定率負担の引上げによる公費負担の拡大など、一層の財政責任を果たすことを強く求める。

9 子ども・子育て支援施策の充実に係る提言

子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けては、国と地方の適切な役割分担のもと、国と地方で十分に議論を尽くした上で、子ども・子育て家庭に対する政策を総合的に推進していくことが必要である。

このため、以下の内容について提言する。

1. 新たな子育て支援制度について

(1) 新たな子育て支援制度については、3党合意()を踏まえて修正等が行われた「子ども・子育て関連3法案」が衆議院で可決され、現在、参議院において審議されている。

本制度改革は、地方が責任を持ち、地域の実情に応じて自主的に取り組むための抜本改革であることから、修正後の制度内容について自治体に対する十分な説明を行い、社会全体での子ども・子育て支援体制の確立を早急に進めること。

また、保育を必要とする子どもに対する、新たな幼保連携型認定こども園が整備されるよう、その設立手続の簡素化、これにふさわしい財政支援などを行うこと。

その上で、地方負担分への財政措置を含め必要となる財源の確保を確実にを行うとともに、法成立後、速やかに、給付や事業の基準等を定める政省令など詳細な制度設計に当たっての自治体をはじめとした関係者への適切・的確な情報提供及び十分な説明、協議等を行うこと。

また、3党合意に明記されている「大都市の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組み」の導入について、待機児童の早期解消に向けて、更なる対策を講じること。

() 「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

(2) 衆議院で可決された「子ども・子育て関連3法案」において、恒久化や拡充などが図られることとされている次の施策等については、必要な財源を確保した上で、地方の実情を踏まえた制度改革等を早急に図ること。

小規模保育や家庭的保育、事業所内保育

・待機児童の多い地域、人口減少地域など地域の実情に応じた保育を確実に提供できる制度にするとともに、財政支援を実施すること。

ファミリー・サポート・センター事業

・地域の実情に応じて実施することが可能となるよう、子育て支援交付金の人数要件の撤廃など要件緩和を行うこと。

放課後児童クラブ

・補助基準額の引き上げなど実態に応じた費用を保障する仕組みにするとともに、国庫補助における人数要件の撤廃などにより小規模クラブにおいても、安定的な運営ができるようにすること。

妊婦健康診査

- ・妊娠中の適切な母体管理を図るため、必要な回数の健康診査を受けられるよう、市町村に対する財政支援を恒久的なものにするなど、必要な措置を講じること。

保育士・幼稚園教諭の処遇改善

- ・待機児童の解消や保育の質の充実等を図るため、保育士・幼稚園教諭の処遇改善など保育士・幼稚園教諭の安定的、継続的な雇用につながるよう、適切な財政措置を講じること。

- (3) 保育サービス等の充実や児童虐待防止対策の強化、東日本大震災に伴う子どものこころのケア等、安心こども基金を活用して行われている、地方の実情に応じた子ども・子育て支援施策が途切れることのないよう、基金の延長・充実を含め、国として支援を継続すること。

2. 子育て支援施策の充実について

その他、子ども・子育て支援施策を充実するために、次の施策について、必要な財源を確保した上で、制度改正等を図ること。

- (1) 不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費に係る国の助成額を増額するとともに、医療保険の適用についての検討を進めること。

また、不育症の検査、治療についての研究を進め、その研究成果の評価検証を行い、自治体等への適切な情報提供など積極的な支援を行うこと。

- (2) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所、幼稚園等に通う子どもを対象とした、現行の多子世帯保育料等軽減措置における同時入所要件の廃止と対象施設の拡大を行うこと。

- (3) 自治体が乳幼児（心身障害児を含む）に対する医療費の助成を現物給付により実施した場合の国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置は、直ちに廃止すること。

- (4) 地方に裁量の余地のない全国一律給付である児童手当は、国の責任において地方負担分を含め財源の確保を確実にを行うとともに、制度の運用に当たっては、支給事務等を行う市町村等への過重な負担とならないよう、地方の意見を十分に踏まえること。

- (5) 児童虐待への対応を進める上で必要となる専門職員の確保や相談体制等の充実を図るため、児童相談所の児童心理司や、特に市町村の専門職員の配置について、適切な財政措置を講じること。

- (6) 社会的養護が必要な子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で安心して生活できるよう、里親及び里子のケア体制充実のための児童相談所等への職員

配置の充実やファミリーホームの職員体制の強化、また、児童養護施設等を退所した児童の自立を支援するためのアフターケアの充実等について、適切な財政措置を講じること。

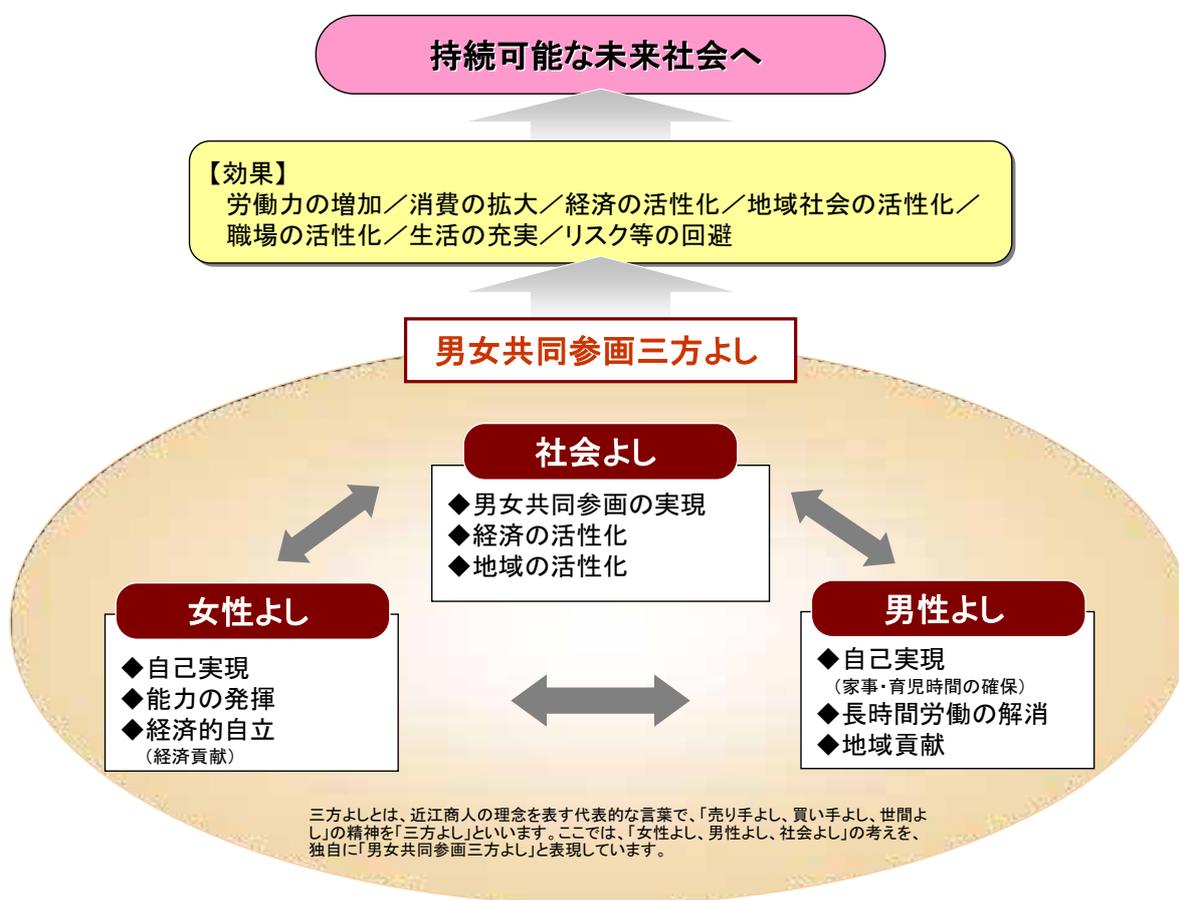
3．未婚化・晩婚化対策の充実について

少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化について、個人の意思を尊重しつつ、報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンの展開による婚姻の促進について、国が主体となった対策を講じるとともに、地方がそれぞれの地域の実情に応じて独自に実施する取組に対して積極的な支援を行うこと。

～女性よし 男性よし 社会よし 「男女共同参画三方よし」のススメ～

10 女性の活躍の場の拡大による 経済活性化のための提言

-M字カーブの解消に向けて-



【提言にあたって】

男性も女性も一人ひとりがその存在を大切にされ、性別によって活動を制約されることなく、社会のあらゆる分野で可能性を広げ、個性と能力を十分に発揮できる、人生の段階に応じて生き方の選択肢が広がり自己実現ができる、そのような男女共同参画社会は、今を生きる私たちの世代はもとより、未来を生きる子どもたちが幸せに生まれ育つための大切な社会の姿である。

我が国は、人口減少が継続的に進み、半世紀後の2060年には、人口が現在の約3分の2の8,674万人、また、15～64歳の生産年齢人口は、4,418万人まで落ち込むと見込まれている。少子高齢化やグローバル化の一層の進展、また、東日本大震災の発生により、人々のライフスタイルや価値観などにも変化の兆しがみられる中で、働き方や考え方の「多様化」や新たな社会システムの構築が求められている。今後、我が国の活力を維持していくためには、経済活動をはじめ、あらゆる分野において男女が共に担い手として社会を支え、責任を果たしていくことが一層求められている。

しかし、社会全体として片働き・長時間労働を前提とした働き方の見直しが十分に進んでいないことから、男性は、仕事を優先し、自ら望んでいても家庭や地域活動への参画が困難となっている。一方、女性は、出産・子育て期に一旦仕事を辞め、育児が終了した後、非正規で再就職する人が多いという現状があり、労働力率は30歳代を谷とする、いわゆる「M字カーブ」を描いている。出産・子育てと仕事との二者択一により、社会的投資やそれによって培われた女性の知識や経験、キャリアが活かされていないことは、個人にとっても、社会にとっても重大な損失である。また、商品やサービスの開発に女性の視点が加わることは、新たな需要や価値を創出し、経済社会の活性化につながると期待される。

全国知事会男女共同参画特別委員会（以下「知事会」という。）では、M字カーブを生み出している様々な課題の解決に道筋をつけ、女性の力を活かし、自らの希望に沿った豊かな人生を送ることを可能にすることこそが、地域経済の活性化、ひいては我が国の持続可能な未来社会につながるという視点から、「女性の活躍の場の拡大による経済活性化～M字カーブの解消に向けて～」をテーマに調査（以下「知事会調査」という。）を実施した。その結果、M字カーブの要因は、男性・女性・社会の意識、雇用状況、保育環境、家族環境など多種多様であり、地域によって異なっていることがわかった。

知事会においては、知事会調査および各種データをもとに、現状と課題、M字カーブの解消による効果等を明らかにし、先進国の中で我が国に固有の現象である女性のM字カーブの解消に向けて、国・地方自治体・企業等が何をすべきなのか、以下のとおり提言する。

【提言項目】

提言Ⅰ 就業希望者が仕事と家庭を両立して働くために

1. 女性の再チャレンジが可能な仕組みづくり
2. 女性の就労の総合的・一体的支援
3. ニーズにあった多様な子育て・介護支援

【取組の方向】

出産・子育て期にあたる25歳～44歳の約552万人の無職の女性のうち、就業希望者は約320万人となっている。就業を希望する女性が、それぞれの望む働き方で就労ができる環境づくりに向けて、取組を進めていく必要がある。

提言Ⅱ 仕事と子育てを両立して就労を継続するために

1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の国家戦略化
2. ロールモデル（パパ・ママ）やメンターの発掘・育成
3. 「ダブルインカム・スリーキッズ（男女が共に働き、望むだけの子どもをもてる社会）」キャンペーンの展開

【取組の方向】

女性が出産や子育てで仕事を辞める理由の一つとして、仕事と子育ての両立が困難であることが挙げられる。働き続けたいと希望する女性が、仕事と子育てを両立し、働き続けられるための環境づくりに向けて、取組を進めていく必要がある。

提言Ⅲ 女性の就労意欲を高めるために

1. 「女性の活躍」を推進するための現行制度・法の抜本的見直し
2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育の充実

【取組の方向】

知事会調査では、M字カーブの要因として「意識」の問題が多く取り上げられている。こうした意識の課題等を克服し、女性の就労意欲を高めることで、男女が共に働き、仕事も家庭も両立するという男女共同参画意識の浸透に向け、取組を進めていく必要がある。

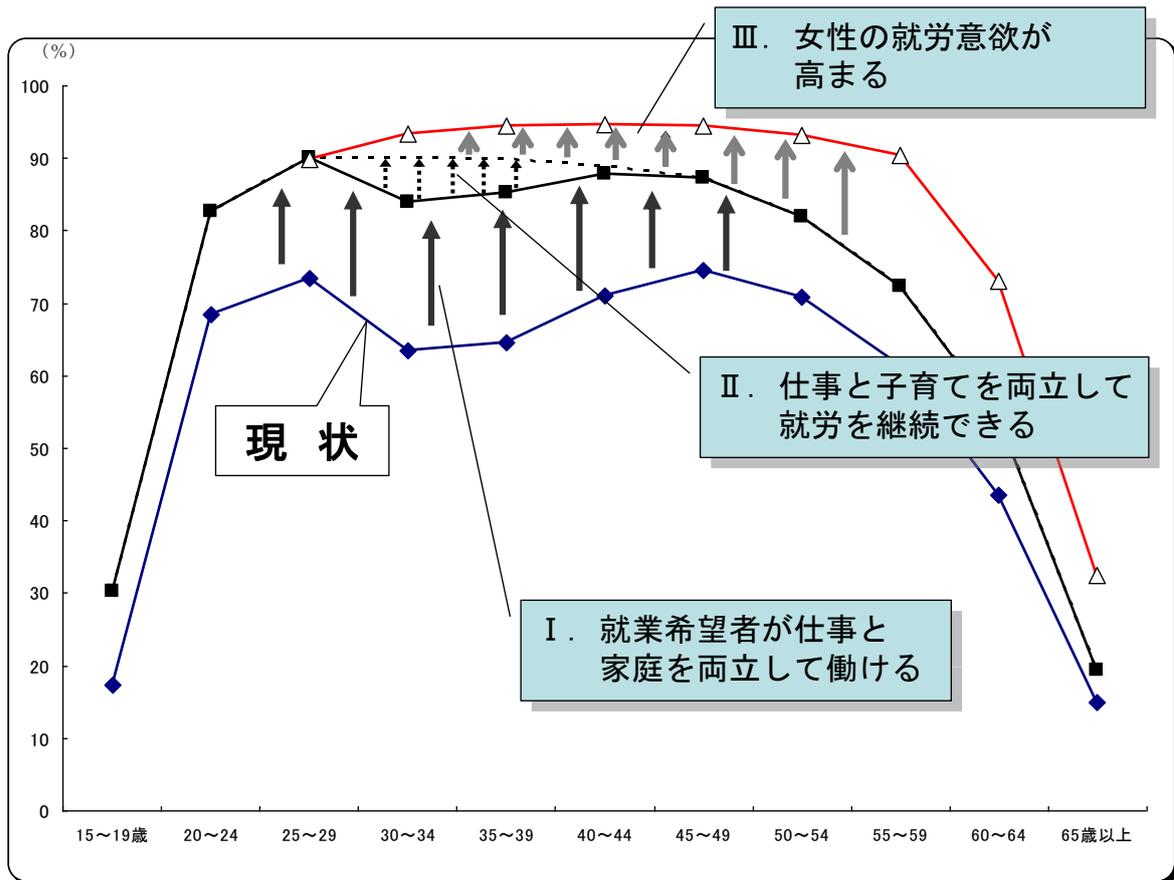
提言Ⅳ 地域課題に対応した実効ある施策を展開するために

1. 都道府県自慢政策の水平展開
2. 「（仮称）女性活躍推進交付金」の創設

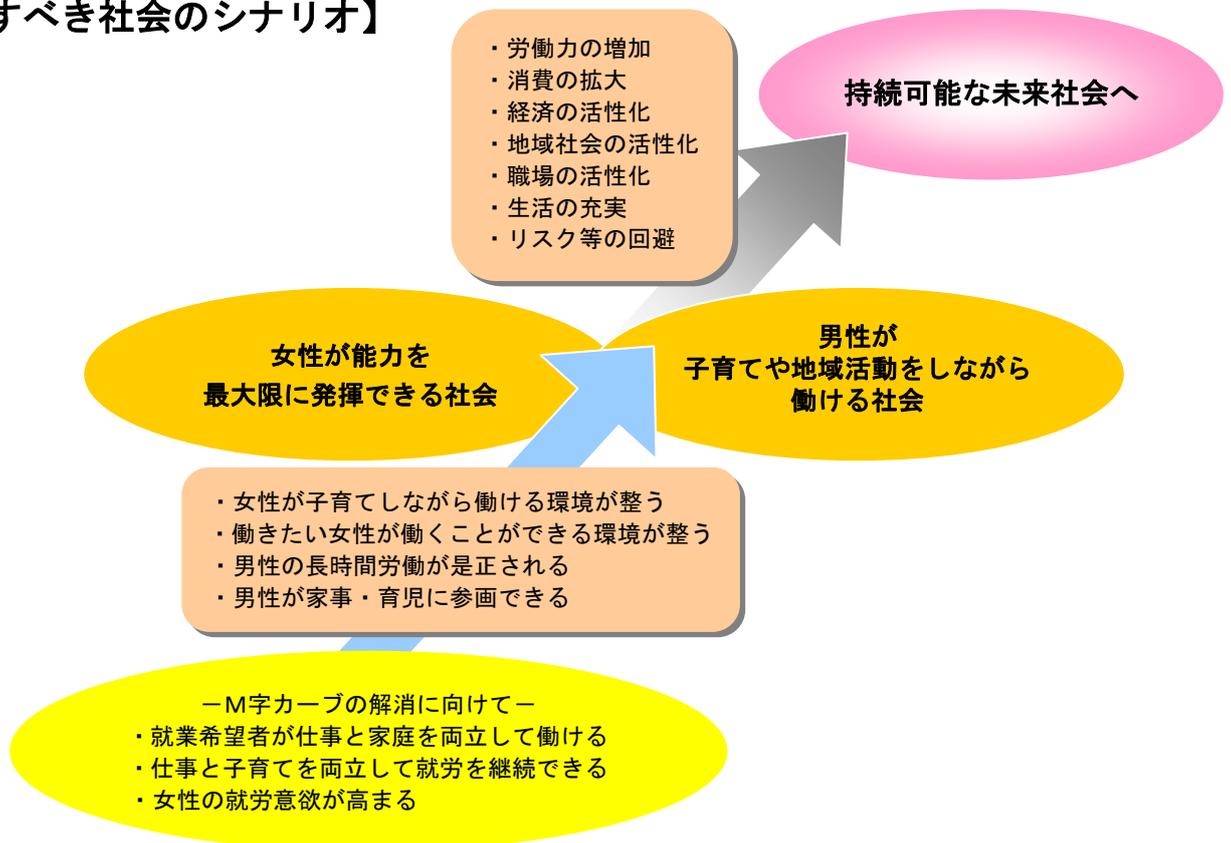
【取組の方向】

都道府県ごとにM字カーブの状況や要因は様々であり、それぞれの地域課題に対応した効果的な取組を展開する必要がある。

【女性労働力率のM字カーブの解消イメージ】



【目指すべき社会のシナリオ】



【提言Ⅰ】 就業希望者が仕事と家庭を両立して働くために

1. 女性の再チャレンジが可能な仕組みづくり
2. 女性の就労の総合的・一体的支援
3. ニーズにあった多様な子育て・介護支援

1. 女性の再チャレンジが可能な仕組みづくり

誰もが就業や起業等に何度でも再挑戦でき、主体的に人生を切り拓ける社会が求められている。子育て等で離職したことがキャリア形成の障害になることなく、仕事と家庭とをバランスよく両立しながら、ライフステージに応じて柔軟に活動を選択し、自分が希望する働き方・人生設計ができるとともに、能力を十分に発揮できる社会を構築することが必要である。

【国は】

- ① 短時間正社員制度、在宅就業やテレワークなど多様な働き方を促進するため、好事例の収集・提供を行うとともに、積極的に取り組む企業等に対してインセンティブを付与すること。
- ② 子育て・介護による離職がキャリアの形成に不利とならないよう、本人が希望する職場、職種に復帰しやすい制度・環境の整備を促進すること。また、専門的な知識や技術を高め、長期的な将来設計をもって活躍できるよう、職業訓練・職業経験等の支援を充実させること。
- ③ 起業等に対し、低利融資資金支援やノウハウの提供等、多面的な支援を行うこと。
- ④ 子育て、医療・介護等社会的課題の解決を図る分野や生活者視点を活かす分野等に新たな需要の創造が期待されることから、市場拡大を促進し、新たな雇用の場を創出する仕組みを構築すること。

【都道府県は】

- ① 就職相談、起業支援など、再チャレンジを希望する女性に対する支援の充実を図るとともに、企業等に対する意識啓発に努める。
＜実施例＞ママたちの再デビュー支援事業（富山県）
- ② 資格や経験を活かした再就職を支援するための復帰訓練を行う。
＜実施例＞Lフェニックス重点成長分野有資格者等復帰訓練事業（大阪府）
- ③ 地域で新たな雇用の場を創出するため、産業の育成・企業誘致を行う。
＜実施例＞キャリア女性活用ビジネス推進事業（岐阜県）

【企業等²は】

- ① 男女が共に働きやすい雇用・職場環境整備に努められたい。
- ② 短時間正社員雇用、テレワークなど、個人の置かれた状況に応じた多様な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進められたい。
- ③ 個人の希望や能力を存分に活かせる職場や役職に復帰できる制度の整備に努められたい。

¹ 「女性の活躍の場の拡大による経済活性化：M字カーブの解消に向けての調査」取りまとめ結果（全国知事会男女共同参画特別委員会）の「特徴的な事例」を参照。

² 法人・個人事業主（経営者）のこと。企業を組織する経済団体等も含む。また、国や地方公共団体等の特定事業主も含む。

2. 女性の就労の総合的・一体的支援

子育て・介護中の女性は、再就職にあたって、「働きたいが、子どもを預ける保育所がない。」「仕事と子育て・介護を両立して働ける就職先があるのかわからない。」等、様々な悩みを抱えている。そういった個別の相談にきめ細かく対応できるよう、仕事と子育て・介護の両立に向けたアドバイスや保育情報の提供、就労相談、求人情報の提供がワンストップで提供できるシステムの整備が求められている。

【国は】

- ① 都道府県・市町村と連携して、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、保育情報の提供など、きめ細かな対応を総合的・一体的に行う取組を積極的に進めること。また、モデル事業の実施、事業効果の分析等を行い、導入にあたっての支援を行うこと。

【都道府県は】

- ① 地域の実情をふまえ、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、保育情報の提供など、きめ細かな対応を総合的・一体的に行う取組を国と連携して進める。
＜実施例＞マザーズジョブカフェの設置運営（京都府）
マザーズジョブステーションの設置運営（滋賀県）
子育て女性就職支援センター事業（福岡県）
女性就業相談室の設置（兵庫県）

【企業等は】

- ① 意欲と能力のある女性を積極的に採用されたい。

3. ニーズにあった多様な子育て・介護支援

知事会調査では、M字カーブが比較的深いとされる都道府県の主要な要因として、自分の親や配偶者の親に子どもを預けられないことや依然として保育所の待機児童が解消されないことなどがあげられている。また、「国民生活基礎調査（平成22年）」によると、同居の主な介護者のうち、介護時間が「ほとんど終日」の者を性別にみると、男27.2%、女72.8%となっており、介護のほとんどを女性が担っている状況にある。

仕事と家庭を両立していくためには、ニーズにあった様々な子育て・介護支援が重要である。

【国は】

- ① 「子ども・子育て新システム」の詳細な制度設計にあたっては、多様な働き方に対応するなど、女性の再チャレンジを支援するものとなるよう検討を進めること。
- ② 今後、増え続ける多様な介護ニーズを踏まえ、介護者に配慮した介護保険制度の確立を図ること。
- ③ 子育て・介護支援を充実するにあたっては、子ども等当事者にも配慮した制度・設計であること。また、諸外国で効果のあった取組について、十分に検証し、導入を検討すること。

【都道府県は】

- ① 地域の実情に応じて、地域における子育て・介護の重要な担い手として、多様な主体を育成・支援するとともに、サービスの拡充などに努める。
＜実施例＞待機児童解消区市町村支援事業（東京都）
事業所内託児所設置推進モデル事業（新潟県）
ファミリー・サポート・センターの広域設置促進（徳島県）

- ② 子育て・介護と仕事の両立に向けた取組を先進的に行うモデル企業等の育成・普及を図るとともに、イクメン¹やケアメン²を育成し、取組が広がるよう事業を展開する。
- ＜実施例＞「子育て応援ナビ」の作成（茨城県）
父子手帳の作成配布（栃木県）
ファザーリング全国フォーラム in しがの開催（滋賀県）
- ③ 市町村と連携し、地域全体で高齢者を見守り、お互いに支え合う社会づくりに努める。

【企業等は】

- ① ニーズにあった制度・雇用環境が整備されるよう、雇用主と従業員で十分な話し合いに努められたい。
- ② 仕事と子育て・介護の両立に向けた取組の好事例や実施効果等を広く発信されたい。

¹ 育児を積極的にする男性のこと。

² 高齢者の介護を積極的に行う男性のこと。育児を積極的に行う男性を「イクメン」とよぶことが定着してきて、次の段階として、これまで家庭にいる女性にまかせがちだった介護を、働いている男性も受けもとうということから提唱されている。

【提言Ⅱ】 仕事と子育てを両立して就労を継続するために

1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の国家戦略化
2. ロールモデル（パパ・ママ）やメンターの発掘・育成
3. 「ダブルインカム・スリーキッズ（男女が共に働き、望むだけの子どもをもてる社会）」キャンペーンの展開

1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の国家戦略化

仕事と子育てを両立して就労を継続するためには、人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が不可欠である。

政労使で合意された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下「憲章」という。）」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針（以下「行動指針」という。）」に基づく取組、雇用機会均等法、育児・介護休業法等による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組が進められている。しかし、依然として家事・育児の負担が女性に集中しているなど大きな改善が見られない。

長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性を国家戦略として捉え、日本経済の持続性・発展、国際的競争力を高めるためにも実効性のある取組を国、地方公共団体、労使が連携して加速的に進める必要がある。

【国は】

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が社会的イノベーションにつながることを周知・徹底し、国家戦略として推進すること。特に長時間労働の是正に向けた取組を強化すること。
(例) 労働時間規制の導入検討、長時間労働コスト（残業代、光熱費）の見える化、時間あたり労働生産性による評価の導入 など
- ② 「憲章」に基づく「行動指針」に定められた数値目標を達成するために、都道府県・企業等の責務を明確にし、取組を強力に進めること。
- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）施策の導入による企業等の経済効果調査を継続的に行い、必要な情報を提供すること。

【都道府県は】

- ① 国の施策と連動し、地域の実情に応じた取組を進める。
<実施例>ワーク・ライフ・バランス導入マニュアル作成（香川県）
ワーク・ライフ・バランス推進事業（山形県、茨城県 ほか）
男性育休奨励金支給事業（山形県、滋賀県、広島県 ほか）
- ② 国が定めている数値目標を踏まえ、都道府県独自の具体的な数値目標などを設定し、実効性のある取組を進める。

【企業等は】

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を経営戦略の一つと認識し、国と協定した「憲章」や「行動指針」に基づく取組を積極的に進められたい。
- ② 限られたエネルギーで、効率良く経済を活性化させるためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組が重要であるという認識のもと、トップ自らが積極的に推進されたい。

2. ロールモデル¹（パパ・ママ）やメンター²の発掘・育成

女性の継続就労および男性の家事・育児参画に向けては、仕事と子育てを両立し、人生を楽しんでいる“パパ”や“ママ”が身近にいることが重要であり、そうした人材（ロールモデル・メンター）の育成・情報提供の場の整備が求められている。

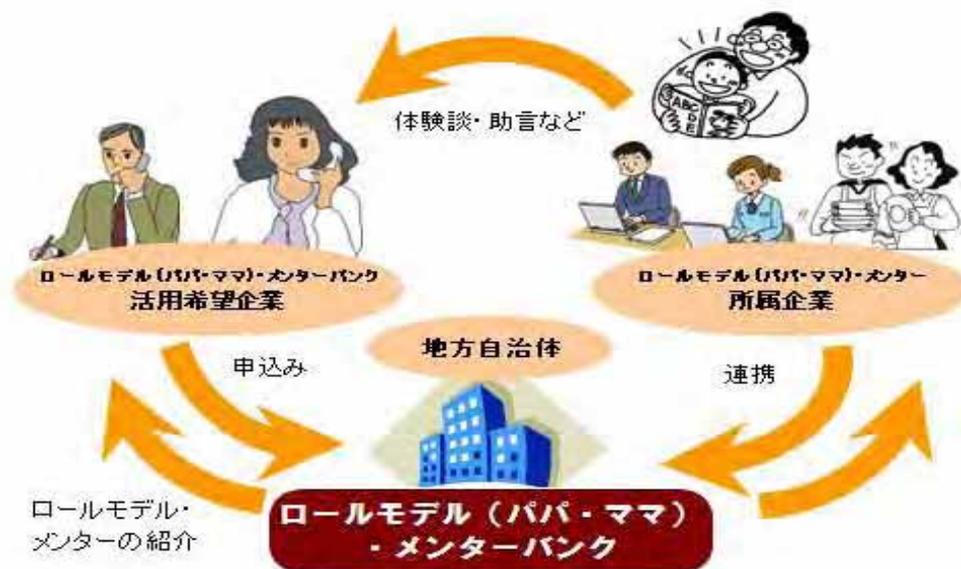
【国は】

- ① 企業等がロールモデルを育成できるよう、職業別・家族構成別などの両立支援モデルを構築し、都道府県・企業等・国民への情報提示を行うこと。
- ② 企業等におけるロールモデルやメンターの育成に対して必要な支援を行うこと。
- ③ 固定的な性別役割分担意識を解消するよう、仕事と家庭の両立を楽しみながら実施している人材の情報を収集し、その情報を都道府県や企業等、そして地域社会へ積極的に情報を提供すること。

【都道府県は】

- ① ロールモデル・メンターバンクの整備など、企業等で働く先輩の“パパ”や“ママ”の情報の提供や管理職育成のための取組を推進する。
＜実施例＞さくや姫プロジェクト（静岡県）
- ② 男性の意識改革に向け、仕事と子育てを両立し、活躍する男性のロールモデルを掘り起こし、企業等の取組が促進されるよう、情報を提供する。
＜実施例＞父親支援ファシリテーター養成講座（北海道）

ロールモデル（パパ・ママ）・メンターバンクのイメージ



【企業等は】

- ① ロールモデルやメンターを育成するとともに、企業間でのロールモデル情報の共有を図りたい。

¹ 将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。

² 仕事上（人生）の頼れる相談相手のこと。

3. 「ダブルインカム・スリーキッズ¹（男女が共に働き、望むだけの子どもをもてる社会）」キャンペーンの展開

女性の継続就労および男性の家事・育児参画を推進するためには、社会において、男女が共に仕事と子育てを両立するライフスタイルが定着することが必要であり、そのためには、国をあげての効果的なイメージ戦略の展開が求められる。

働き方や子どものもち方は、個人の選択により多様であるべきと考えられるが、内閣府が実施した調査²によると、「欲しい子どもの人数」は、51.8%の人が2人、32.5%の人が3人と回答し、平均2.3人となっているが、実際の子どもの人数は1.2人である。また、希望する子どもの数まで実際の子どもの数を増やさない、増やせない理由として、4割以上の人が経済的な理由をあげている。

このことから、仕事と子育てを両立するライフスタイルの効果的なイメージ戦略として、また、人口減少社会への処方箋の一つとして、例えば「ダブルインカム・スリーキッズ」という言葉を象徴的に打ち出し、意識改革を促すことが必要である。それが、男女が共に働き、共に家事・育児を担い、希望する人数の子どもがもて、災害・不況等に伴うリスクを回避し、安心して育てられる社会づくりにつながるものであると考えられる。

【国は】

- ① 仕事と子育てをいきいきと両立するライフスタイルについて、マスメディア等様々な媒体を活用したイメージ戦略「ダブルインカム・スリーキッズ（男女が共に働き、望むだけの子どもをもてる社会）」キャンペーンを展開すること。
(例) 男女が共に働き、共に子育てをする「働くお母さんはステキ」「イクメンパパ」をベースとしたドラマ、大衆向けアニメの放映など
- ② 子どもは将来の年金制度を支えるという観点から、安心して子どもを産み・育てられる社会制度の整備や財政支援を充実すること。
(例) 子どもの人数による手当の傾斜配分・税金控除、教育費の無償化等

【都道府県は】

- ① 「ダブルインカム・スリーキッズ（男女が共に働き、望むだけの子どもをもてる社会）」キャンペーンに参画するとともに、都道府県連携等、広域的な啓発で効果的・効率的な情報を発信する。
- ② 子育て家庭へ「家族カード」や「地域パスポート」等を交付し、地域で子育てを支える仕組みを構築する。
<実施例>プレミアムパスポート事業（石川県）
紀州3人っこ施策（和歌山県）
ふくい3人っ子供援プロジェクト（福井県）

【企業等は】

- ① 国・都道府県が実施する「ダブルインカム・スリーキッズ（男女が共に働き、望むだけの子どもをもてる社会）」キャンペーンに積極的に参加されたい。

¹ 男女が共に働き、共に家事・育児を担い、希望する人数の子どもがもてる社会をイメージしたもの。仕事と子育てを両立するライフスタイルのイメージの一つ。「ダブルインカム」は1世帯での収入を捉えるのではなく、男女が共に経済活動を担い、社会全体での収入を増やすことを意味している。

² 平成23年5月19日発表「少子化社会に関する国際意識調査」

【提言Ⅲ】 女性の就労意欲を高めるために

1. 「女性の活躍」を推進するための現行制度・法の抜本的見直し
2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育の充実

1. 「女性の活躍」を推進するための現行制度・法の抜本的見直し

現在、我が国では、女性の活躍推進については、男女共同参画社会基本法をはじめ、雇用機会均等法、育児・介護休業法等の労働法規や次世代育成支援対策推進法等により進められている。これらの法・制度の整備により、女性の社会進出に一定の成果が認められるが、性別による固定的役割分担意識や、それに基づく慣習・慣行などが依然として残っており、女性が主体的に生きるための多様な選択や能力発揮の妨げになっている。また、女性の活躍は、先進諸国に比して十分とはいえず、このことはジェンダーギャップ指数¹に現れている。

国では、平成24年6月の「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」において、女性の活躍による経済活性化を目指した行動計画を決定し、今夏にまとめられる日本再生戦略に位置付けることとされたが、女性の経済社会での活躍が日本の経済社会を活性化し、国際競争力の向上や消費拡大に不可欠であるという認識のもと、女性の活躍を積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法改正による明確な位置付けや、「(仮称)女性活躍推進法」といった新たな法の制定の検討など、女性の活躍の場の拡大に向けた確固たる取組を早急に進める必要がある。

さらに、男女が共に、仕事と家庭の責任を担える社会を構築するためには、旧来の「サラリーマンと専業主婦」家族モデルを基本とした社会制度を見直し、個人単位の制度・慣行への移行等、中立的制度への抜本的見直しが必要である。

【国は】

- ① 日本再生戦略の策定にあたっては、自治体や女性をはじめとした関係者からの幅広い意見を反映させること。
- ② クォータ制等ポジティブ・アクションの義務付けなど、女性の活躍の場を拡大するための法の整備を積極的に検討すること。また、法の整備にあたっては、産業政策としても位置づけることとし、経済産業省、内閣府、厚生労働省、文部科学省が連携し、推進力かつ強制力のあるものにする。

(検討内容)

- ◆国・都道府県・企業等の責務の明確化
- ◆数値目標の設定、進捗管理、適正な支援・指導
- ◆税制度等へのインセンティブの付与
- ◆優良企業等の評価(表彰等)
- ◆罰則規定の制定
- ◆財政的支援

- ③ 男性の片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行等、種々の見直しを早急に実施すること。

(例) 国民年金の第3号被保険者制度や所得税・住民税の配偶者特別控除・課税対象上限額の見直し、「育児・介護休業」の取得を促進するための名称変更² など

¹ 2011年度版「ジェンダーギャップ指数」では、日本は、135カ国中98位と先進国の中で最低レベルである。特に管理職比率は、113位と意思決定への女性の参画が著しく遅れている。

² 「育児・介護休業」には、「仕事を休む」という後ろ向きなイメージがあり、男性が休暇を取りにくいという指摘がある。「育児・介護休業」は単なる休暇ではなく、社会生活に必要で人間的成長に資する活動に従事するものであるとのメッセージを打ち出すことにより、育児・介護休業の取得に抵抗感のある男性の取得を促進するため、例えば「育児・介護参画」などへ改称をおこなうもの。

- ④ 男女雇用機会均等法の男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直しなど、企業等に対し、機会均等に向けた法令等を遵守させること。また、守られていない企業等へペナルティーを課すなど規制を強化すること。
- ⑤ 男女間や、正規・非正規間の賃金格差を解消し、働きに見合った公正な評価により賃金が支払われるよう、ILO勧告を真摯に受け止め、企業等に対し、同一価値労働同一賃金の徹底を図るとともに、こうした国の取組を監視する第三者機関を整備すること。

【都道府県は】

- ① 女性の活躍に向けた取組を率先垂範する。
- ② 企業等の取組を加速するために、インセンティブ付与等の積極的支援を行う。

【企業等は】

- ① 女性の就業意欲の向上や女性の活躍の拡大に向けた取組を、経営戦略として推進された。

2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育の充実

女性も男性も、一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮して、様々な課題に柔軟に対応し、自立していくことが必要である。男女が共に「働くこと」、「社会的責任を果たすこと」は、将来の経済的安定と社会保障制度の財政的持続可能性の確保にもつながる。

そのためにも、社会全体の意識醸成に向けて、学校での教育をはじめ家庭、地域、職場における多様な機会を捉えて、あらゆる世代に対し、男女共同参画を推進する教育等の充実を図るとともに、若年層からのキャリア教育を推進する必要がある。

【国は】

- ① 男女共同参画の意識や就業への意欲を高めるため、学校の教育課程において男女共同参画の視点に立った教育を義務付けるとともに、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進する教育・啓発の充実を図ること。
- ② 社会の変化に対応し、主体的に進路を選択・決定できる能力や勤労観・職業観を身につけ、自立した社会の担い手として育つよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の更なる充実を図ること。

【都道府県は】

- ① 人権尊重を基盤とした男女共同参画についての理解と認識が深まるよう、学校教育全体を通じた指導を充実するとともに、社会教育を推進する。
- ② 「働くこと」「社会的責任を果たすこと」の必要性の意識が深まるよう、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進める。

＜実施例＞キャリア教育推進事業（愛知県）

ワーク・ライフ・バランス推進事業（大学との連携講座）（福島県）

- ③ 教育や保育に携わる者が男女共同参画の理念を正しく理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、教員に対する研修と保育関係者の意識啓発の充実を図る。

【企業等は】

- ① 男女共同参画社会の実現に向け、男女の分け隔てなく、あらゆる世代に対し、継続した研修を実施するなど社員教育の充実を図りたい。

【提言Ⅳ】

地域課題に対応した実効ある施策を展開するために

1. 都道府県自慢政策の水平展開
2. 「（仮称）女性活躍推進交付金」の創設

1. 都道府県自慢政策の水平展開¹

都道府県においては、それぞれ「M字カーブ」を課題とし、その解消に向けた取組を男女共同参画計画に位置付けているところである。知事会調査からもわかるように、M字カーブの要因は都道府県によって異なることから、その課題解決に向けて、有効な施策を都道府県の実情に応じた「自慢政策」として展開していく必要がある。

また、都道府県において実施した効果的な取組について情報やノウハウを共有しながら、全国的に水平展開していくことも重要である。

さらに、現在、「M字が浅い」とされている都道府県であっても、今後の日本の加速的な少子高齢社会の到来や労働力人口の不足の観点から「M字カーブの解消の取組」は重要であると認識し、全ての都道府県が取組の方向Ⅰ～Ⅲの実現に向けて取り組む必要がある。

【都道府県は】

- ① 都道府県ごとにM字カーブの要因は異なっていることから、それぞれの実情に応じた効果的な施策を推進する。

| 施策の例（分野） | 施策の例（方向性） |
|---------------------------|--|
| 子育て支援 | 子育て支援ネットワークづくり、待機児童解消、病児・病後児保育等の多種多様な保育サービスおよび放課後児童クラブの充実 等 |
| 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）および働き方の見直しに関する意識啓発、理解・普及の促進、各種支援制度の普及の促進、インセンティブの付与、育児・介護を行う労働者の継続就労支援 等 |
| 職場環境整備 | 女性就業支援、ポジティブ・アクションの普及啓発、男女イキイキ職場推進拡大協定の拡大、子育てモデル企業等の普及 等 |
| 男性の意識改革 | イクメンプロジェクト、パパクラブによる父親同士の交流事業、イクジョイ応援事業、トップの意識改革・理解促進セミナー 等 |
| 雇用環境整備 | 企業等の子育て支援の取組の促進、育児休業制度等の規定の整備、職場における男性の家事・育児参画への理解の促進 等 |
| 女性のチャレンジ支援 | 再就職を目指す女性のニーズに対応した就業支援、女性の起業家への財政的支援、学生等若年層に対する働きかけ 等 |
| 女性の意識改革 | 男女共同参画を推進する教育・キャリア教育の充実、仕事と子育ての両立に関するポジティブキャンペーンの展開、就労への総合的支援 等 |
| 社会の意識改革等 | 政策方針決定過程への女性の参画促進、制度・慣行の見直しと意識改革、男女共同参画を推進する教育の充実と学習機会の提供 等 |

¹ すでにある価値、技術やノウハウを周囲に広げていくこと。

- ② 企業やNPO等との連携など、地域資源を活かしたネットワークを構築し、地域の実情に応じた取組を促進する。

<取組例¹>

- ・様々な主体とのネットワークによる女性の継続就労、キャリアアップ等の支援
(山形県：山形女性医師ネットワーク、兵庫県：ひょうご女性未来会議 ほか)
- ・ファザーリング・ジャパンとの連携による地域に根ざした父親の家事・育児参画支援
(千葉県、滋賀県、鳥取県、福岡県 ほか)

- ③ 都道府県間で好事例の情報共有を図り、相乗効果による施策推進を図る。また、近隣や課題を共有する都道府県間の広域的な連携による広報・普及啓発事業や研修事業等の実施など効率的・効果的な施策を展開する。

- ④ 首長自らが、M字カーブの解消を政策目標に掲げ、数値目標を設定する等、地域の実情に応じた取組を積極的に展開する。

<実施例>ウーマノミクスの推進 (埼玉県)

2. 「(仮称)女性活躍推進交付金」の創設

「M字カーブの解消」は、日本の将来を担う最重要課題であり、M字カーブの解消に取り組む組織体制、予算などを重点的に強化し、保育サービスの充実、企業等の誘致や働く場の創出、地域資源を活用した両立支援、柔軟な働き方の仕組みづくり、男性の家事・育児参画の促進など、地域の実情に合わせた取組が加速されるような支援が必要である。

【国は】

- ① 地域課題に対応した施策が独自に展開できるよう、都道府県に対して時限的（5年間を目途）に「(仮称)女性活躍推進交付金」を創設するなど財政的な支援を行うこと。
- ② 都道府県別のM字カーブの要因を国の責任において調査・分析し、都道府県に情報を提供するとともに効果的・効率的施策が推進されるよう支援を行うこと。

¹ 「女性の活躍の場の拡大による経済活性化：M字カーブの解消に向けての調査」取りまとめ結果（全国知事会男女共同参画特別委員会）の「NPO等による先進的な取組等」を参照。

【現状と課題】

1. 女性を取り巻く環境

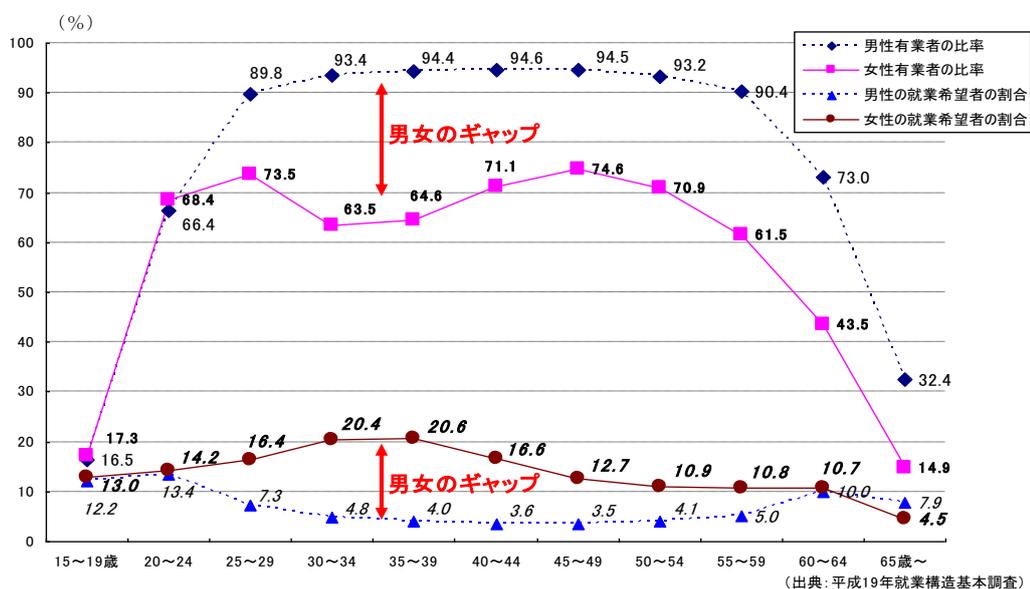
(1) 女性の労働力率について

- ・男性の労働力率¹のグラフは台形であるのに対し、女性は結婚、子育て期を迎える30歳代にかけて労働力率が下がる「M字」となっている。

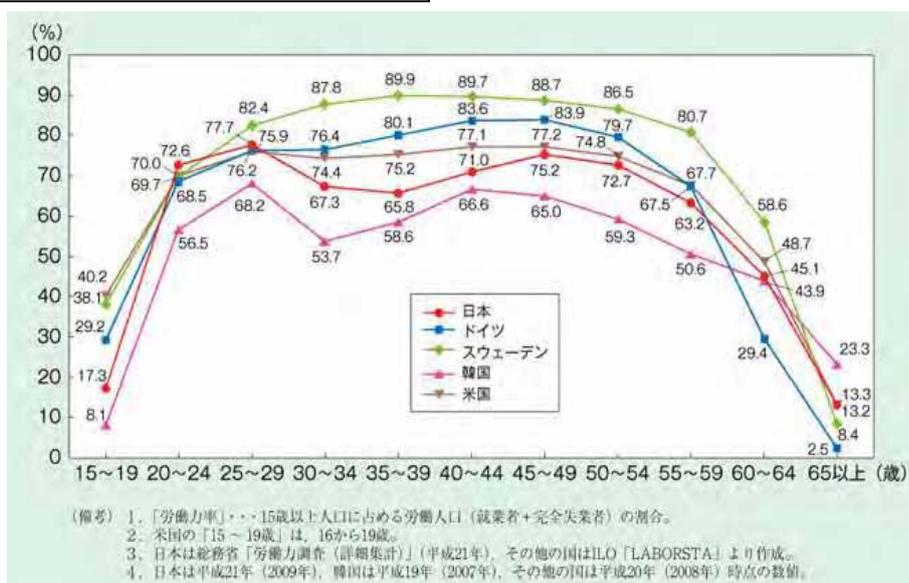
(2) 女性の就業希望について

- ・出産、子育て期にあたる25歳～44歳の女性では、就業希望者が約320万人となっている。これは男性の就業希望者約85万人の3.7倍であり、女性は男性に比べて潜在的な労働力が高くなっている。

【図表1: 年齢階級別・男女別有業率と就業希望割合(全国)】



【図表2: 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)】



¹ 「労働力率」は、労働力調査や国勢調査における労働力人口(過去1週間仕事をしたか(あるいは仕事を探していたか))を人口で割り算するものであるが、本提言では、就業構造基本調査による「有業率」(普段仕事をしている者(有業者)を人口で割ったもの)についても、便宜上、「労働力率」として用いているところがある。

(3) 離職の理由

・30歳代女性は、「結婚のため」「育児のため」などを理由として離職することが多い。

図表3: 年齢階級別離職理由

| | 人員整理・勸奨退職のため | 会社倒産・事業所閉鎖のため | 事業不振や先行き不安 | 一時的に就いた仕事だから | 収入が少なかった | 労働条件が悪かった | 自分に向かない仕事だった | 家族の転職・転勤又は事業所の移転のため | 定年のため | 雇用契約の満了のため | 病気・高齢のため | 結婚のため | 育児のため | 家族の介護・看護のため | その他 |
|--------|--------------|---------------|------------|--------------|----------|-----------|--------------|---------------------|-------|------------|----------|-------|-------|-------------|-------|
| 15-19歳 | 0.2% | 2.8% | 1.1% | 27.4% | 4.6% | 10.1% | 8.6% | 0.3% | - | 3.0% | 2.9% | 3.0% | 2.6% | 0.1% | 33.2% |
| 20-24 | 1.1% | 2.5% | 0.9% | 10.7% | 2.7% | 7.6% | 8.7% | 0.9% | - | 3.0% | 4.4% | 18.3% | 15.2% | 0.4% | 23.6% |
| 25-29 | 1.3% | 1.5% | 0.6% | 2.4% | 1.5% | 5.0% | 3.6% | 1.7% | - | 3.8% | 4.1% | 28.2% | 30.0% | 1.0% | 15.2% |
| 30-34 | 1.3% | 1.5% | 0.8% | 2.1% | 1.1% | 3.8% | 2.7% | 2.9% | 0.0% | 3.6% | 4.5% | 19.6% | 41.5% | 1.1% | 13.1% |
| 35-39 | 2.9% | 2.9% | 1.1% | 3.6% | 1.8% | 5.0% | 3.1% | 3.6% | - | 5.0% | 7.2% | 12.6% | 32.8% | 2.4% | 15.7% |
| 40-44 | 3.6% | 5.5% | 1.5% | 4.8% | 2.1% | 7.7% | 4.9% | 3.3% | - | 6.0% | 11.8% | 6.8% | 15.4% | 6.0% | 20.3% |
| 45-49 | 5.2% | 7.2% | 1.5% | 4.9% | 2.6% | 8.2% | 4.6% | 2.9% | - | 6.9% | 16.7% | 1.5% | 2.8% | 11.9% | 22.7% |
| 50-54 | 5.4% | 8.3% | 1.5% | 2.7% | 2.4% | 6.0% | 3.9% | 2.4% | 0.4% | 4.6% | 20.7% | 0.7% | 1.4% | 16.3% | 23.2% |
| 55-59 | 7.2% | 10.2% | 2.1% | 2.4% | 1.1% | 4.5% | 2.6% | 1.4% | 2.0% | 4.0% | 19.2% | 0.5% | 1.3% | 15.8% | 25.2% |
| 60-64 | 4.5% | 7.5% | 1.6% | 2.2% | 0.8% | 1.7% | 0.9% | 0.9% | 34.8% | 4.7% | 16.9% | 0.1% | 0.9% | 7.9% | 13.9% |
| 65-69歳 | 3.2% | 7.8% | 2.4% | 1.7% | 1.2% | 1.1% | 0.6% | 0.5% | 25.9% | 5.2% | 29.6% | 0.0% | 0.4% | 6.9% | 12.9% |

(出典: 平成19年就業構造基本調査)

(4) 生涯所得の違い

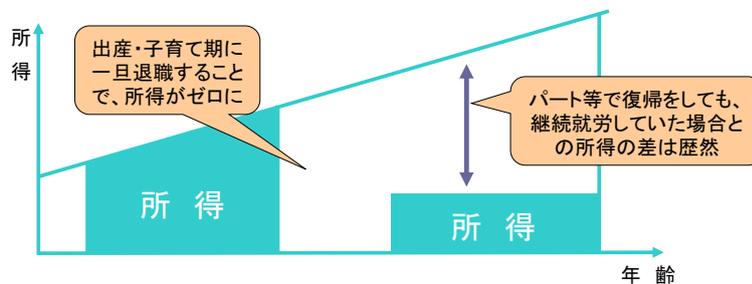
・出産退職後、パート・アルバイトとして子どもが6歳で再就職した場合、就業を継続した場合と比べ、生涯所得で見た逸失額は、2億2,732万円となっている。

図表4: 女性の生涯所得の違い

| | 大卒女性 生涯所得 (退職金含む) | 逸失額 |
|---------------------------------|-------------------|-----------|
| 就業を継続した場合 | 2億7,645万円 | |
| 育児休業を1年間利用した場合 (従前の給与の4割が支給と仮定) | 2億5,737万円 | 1,908万円 |
| 出産退職後他企業に正社員として子どもが6歳で再就職した場合 | 1億7,709万円 | 9,936万円 |
| 出産退職後パート・アルバイトとして子どもが6歳で再就職した場合 | 4,913万円 | 2億2,732万円 |

(出典: 平成17年国民生活白書)

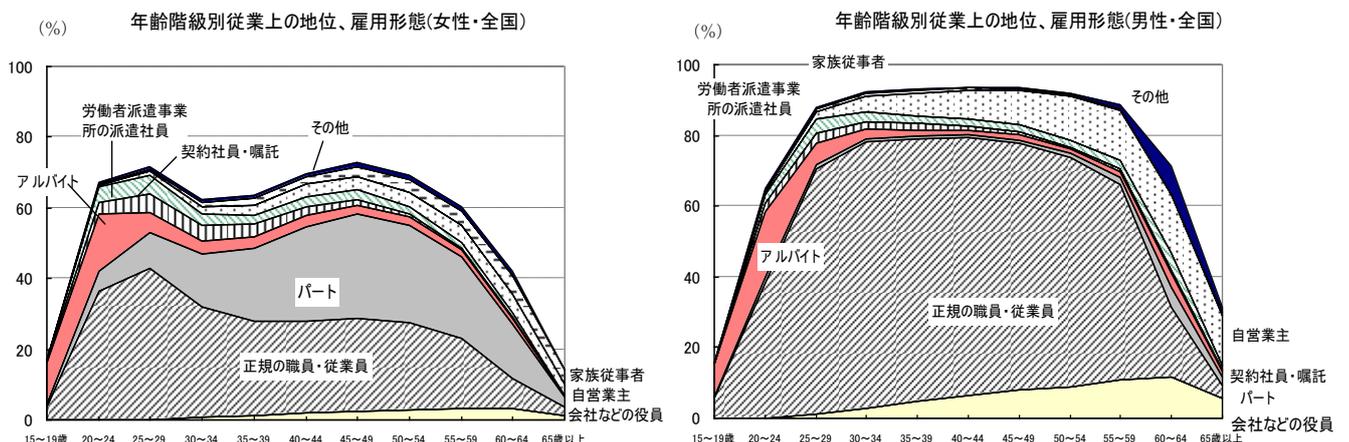
図表5: パート等で復帰した場合の生涯所得イメージ



(5) 雇用形態について

・女性の労働力率のM字カーブは40歳代から回復するものの、正規の職員よりもパートタイム労働者の割合が高くなっている。

図表6: 男女別雇用形態(男女別)

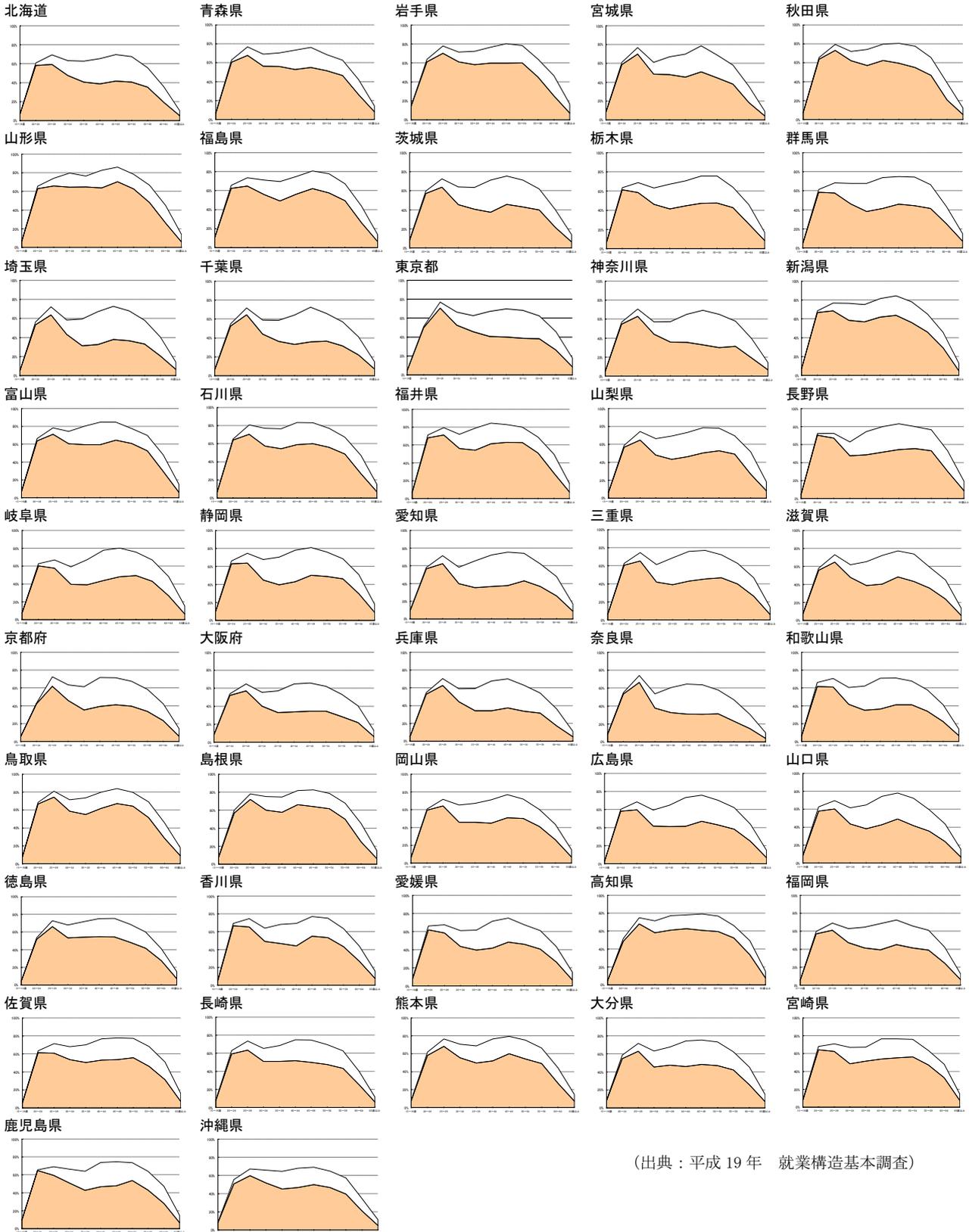
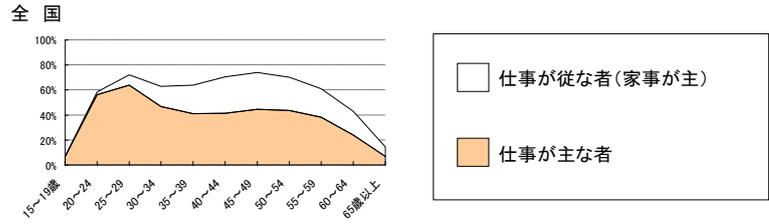


(出典: 平成19年就業構造基本調査)

図表7: 女性の年齢別労働の状況(都道府県比較)

女性の労働の状況を都道府県別に比較したものである。同じような「M字カーブ」を描いていても、その内容には違いがある。

(例) 山形県はM字カーブにおいて「仕事の主」が多いが、滋賀県や兵庫県は「仕事に従(家事が主)」が多いことがわかる。

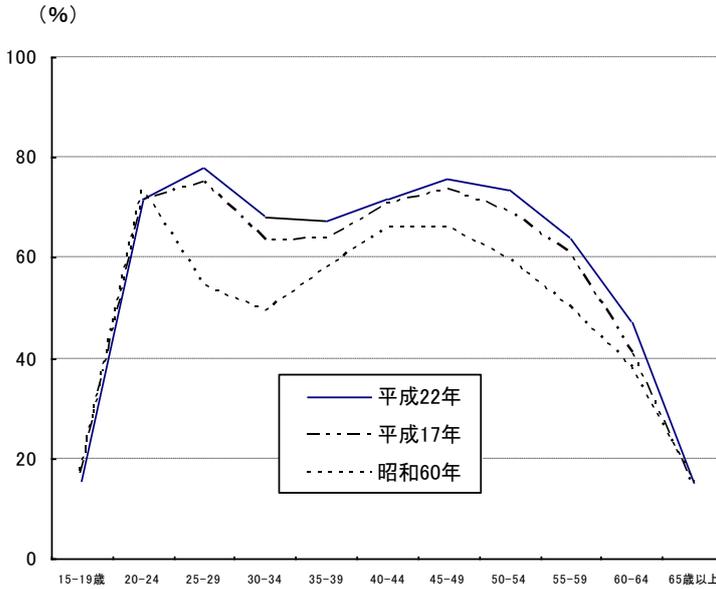


(出典: 平成19年 就業構造基本調査)

(6) M字カーブの経年変化について

- 女性の労働力率のM字カーブは、M字の底が近年上昇するとともに、M字の底の年齢階級が30～34歳から35～39歳へシフトしている。

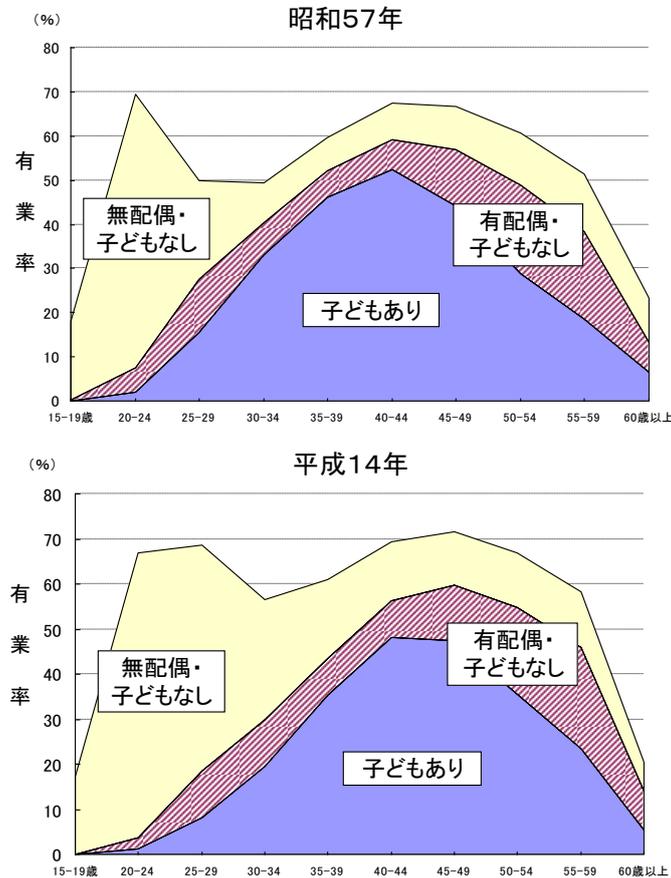
図表8：女性の年齢階級別労働力率の推移



出典：平成22年国勢調査抽出速報集計結果
平成17年国勢調査
昭和60年国勢調査

- 「女性の家族関係別に見た有業率」を見てみると、M字カーブの底は浅くなる傾向にあるものの、その要因は晩婚化によって未婚有業者が増えていることによるものであり、結婚・出産した女性が継続就業あるいは再就業できる環境が整ってきたことによるものとはいえない状況にある。

図表9：女性の家族関係別に見た有業率

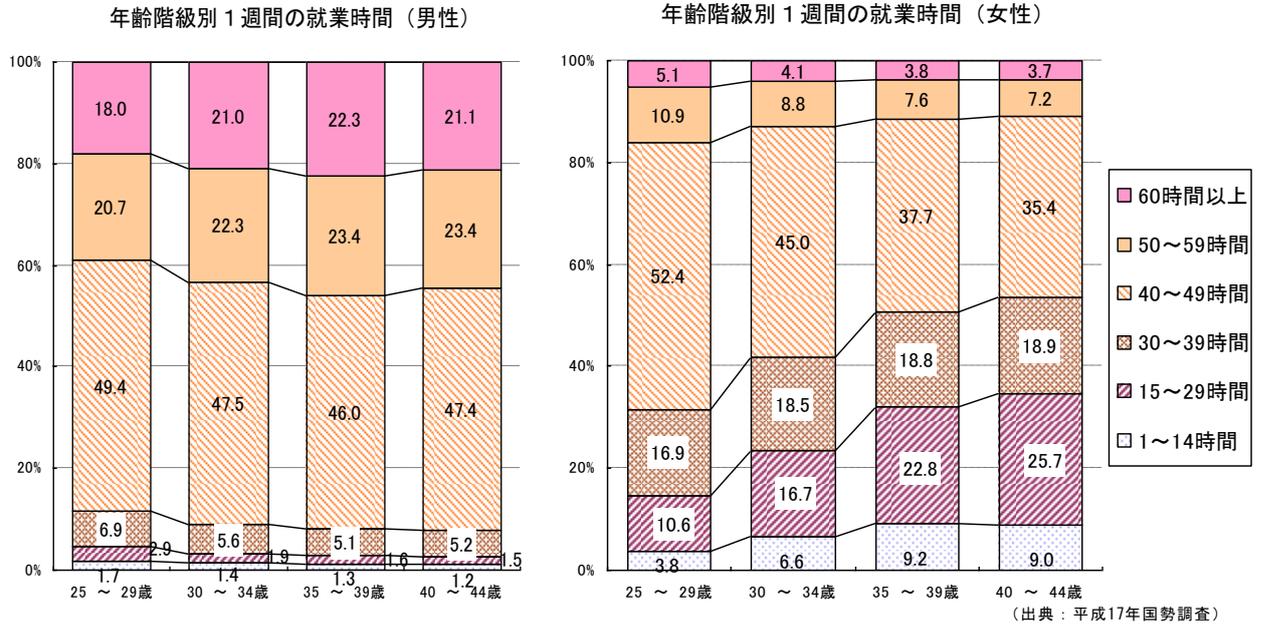


(出典：平成19年男女共同参画白書)

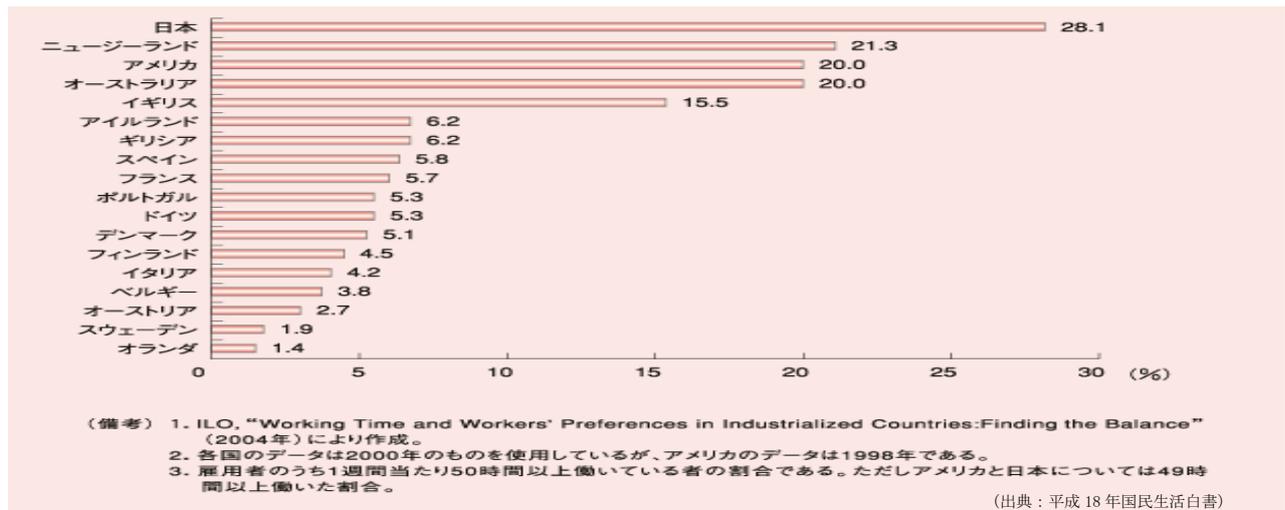
(7) 就業時間について

- ・25歳から44歳の男女の1週間の就業時間を見ると、男性では、週50時間以上が40%以上、60時間以上が20%を超えるなど長時間労働の現状にある。

図表10: 年齢階級別1週間の就業時間(男女別)



図表11: 1週間当たりの労働時間が50時間以上の労働者割合(国際比較)



図表12: 6歳未満児のいる夫婦の夫の1日当たりの家事・育児時間(国際比較)

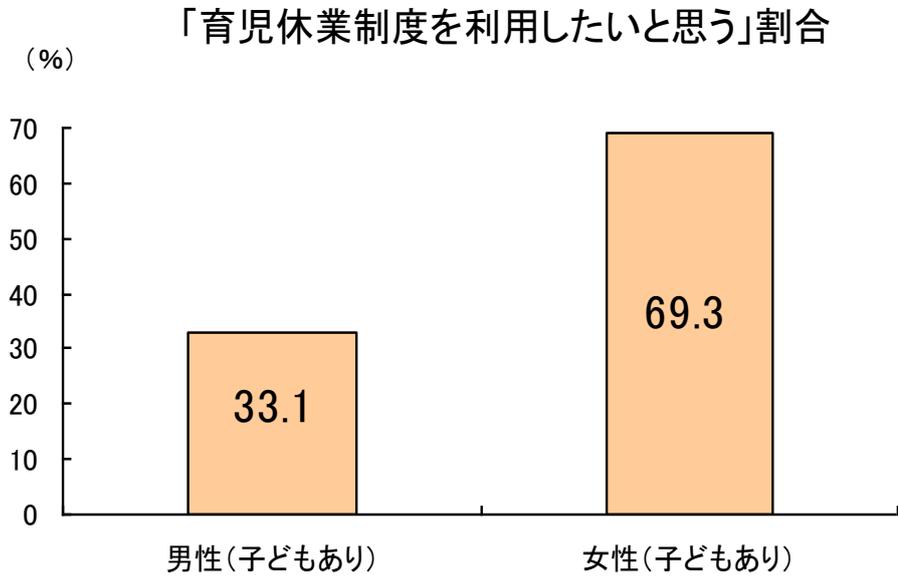


出典: Eurostat, "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S., "America Time-Use Survey Summary" (2006), 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)

(8) 育児休業取得率について

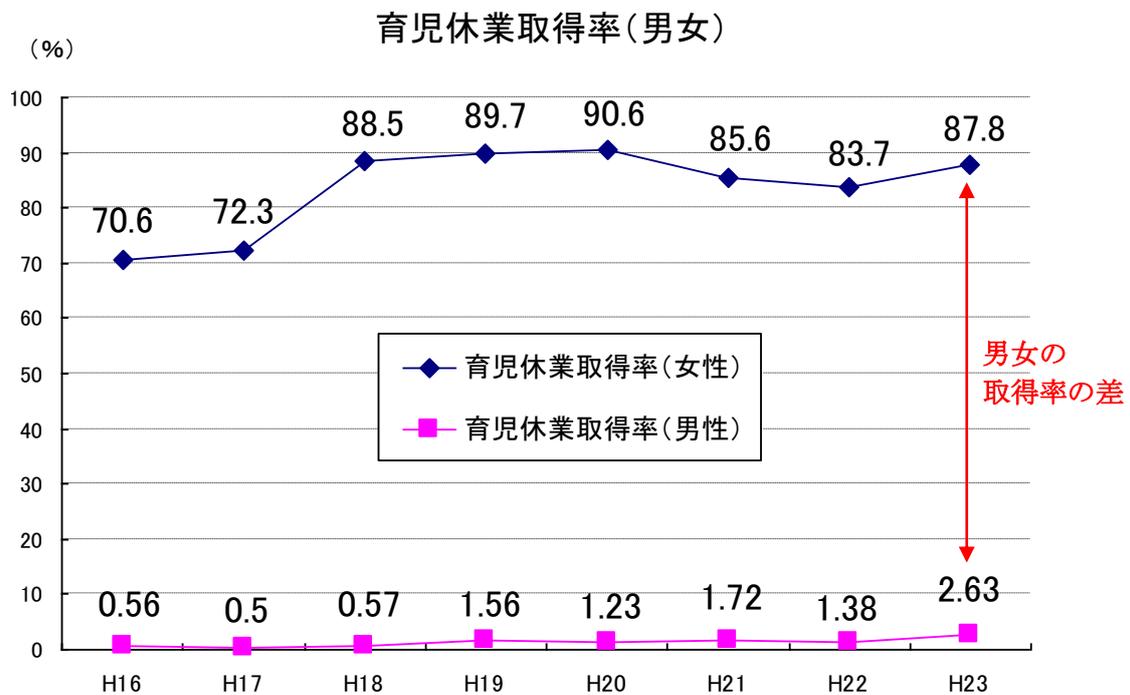
- ・男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているが、取得率は2.63%（H23）となっており、取得が進んでいない状況にある。

図表13: 育児休業制度の利用希望(男女別)



(出典: 平成20年今後の仕事と家庭の両立に関する調査(厚生労働省))

図表14: 育児休業取得状況(男女別)

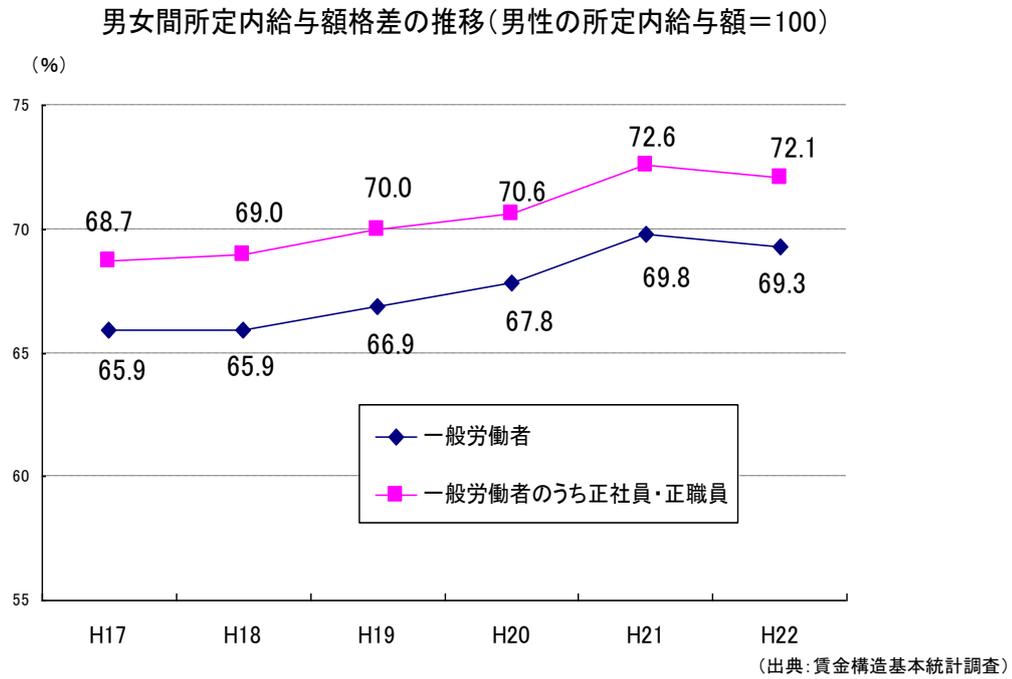


(出典: 雇用均等基本調査)

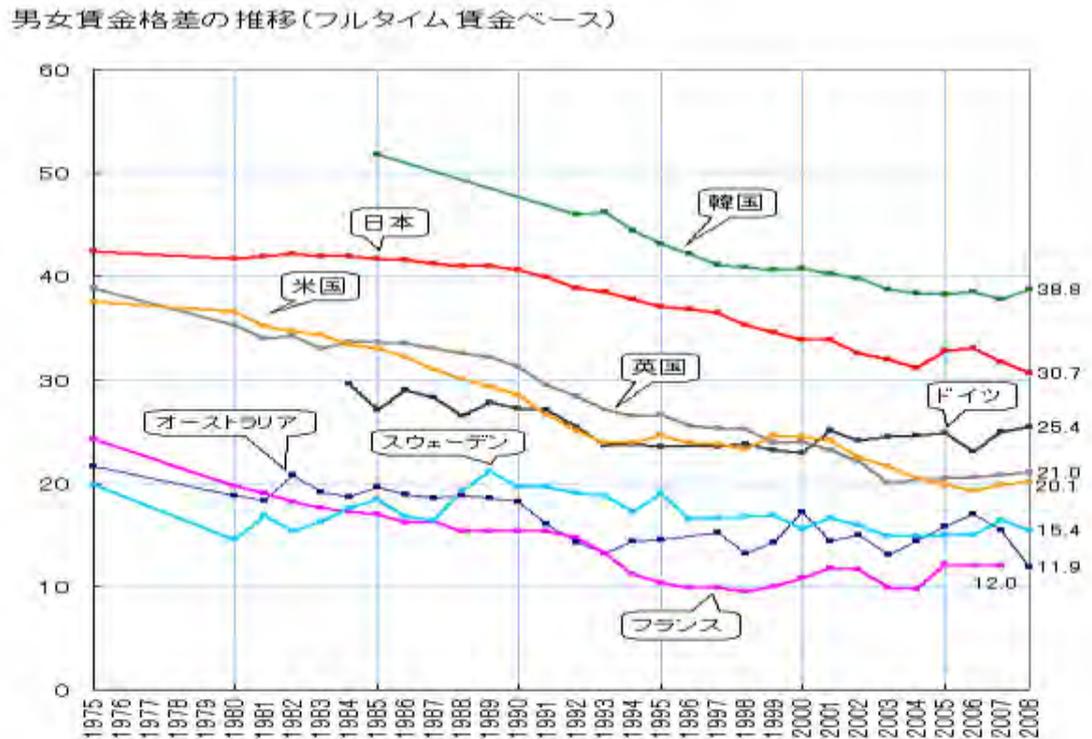
(9) 男女間の賃金格差について

- ・女性の所定内給与額は、男性の7割程度となっている。

図表15: 所定内給与額の格差の推移(男女別)



図表16: 男女平均賃金格差(国際比較)



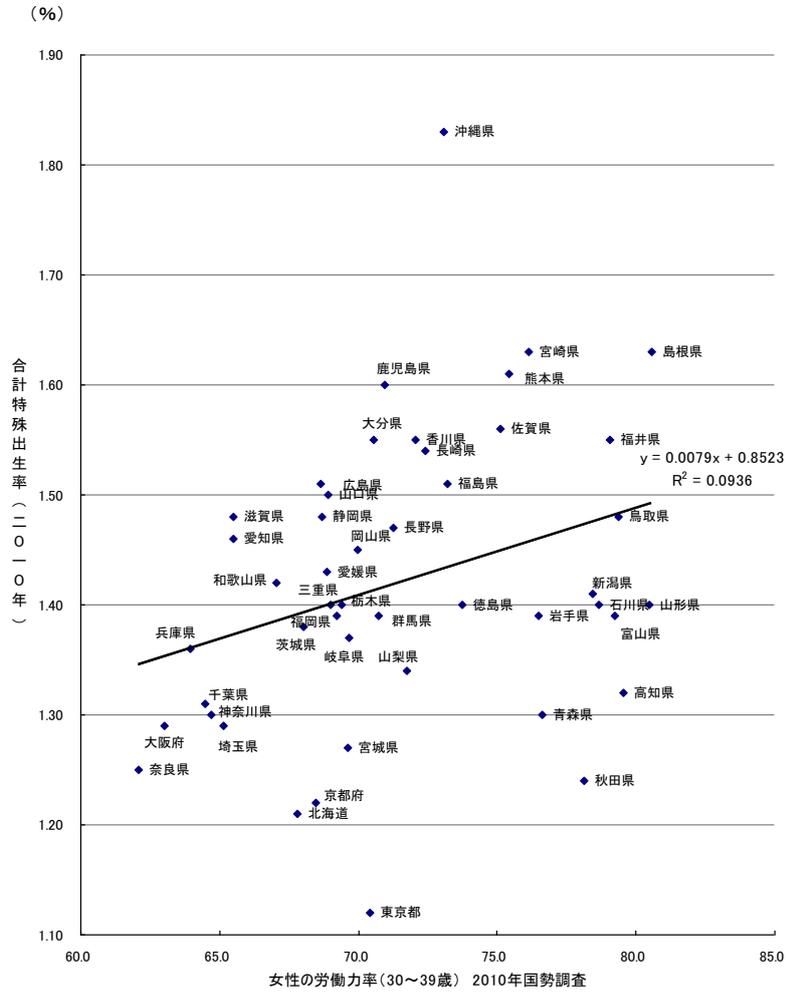
(注) 男女平均賃金の格差を男平均賃金で割った数字(平均はメジアン)
 (資料) OECD Employment Database, March 2010(75年はSociety at a Glance 2002)

(出典: 社会実情データ図録HP)

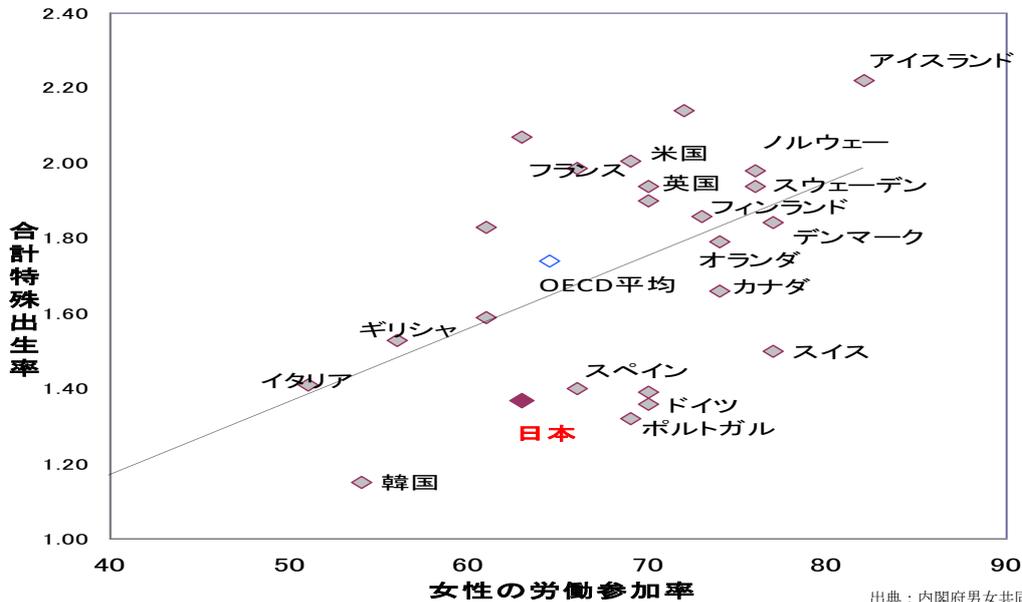
(10) 女性の労働参加の状況と合計特殊出生率について

- ・女性の労働参加の状況と出生率には一定の正の相関が見られ、女性が働くほど出生率が下がるという傾向はみられない。

図表17: 女性の労働参加の状況と合計特殊出生率



図表18: OECD加盟24カ国における女性労働力率と合計特殊出生率(2009年)

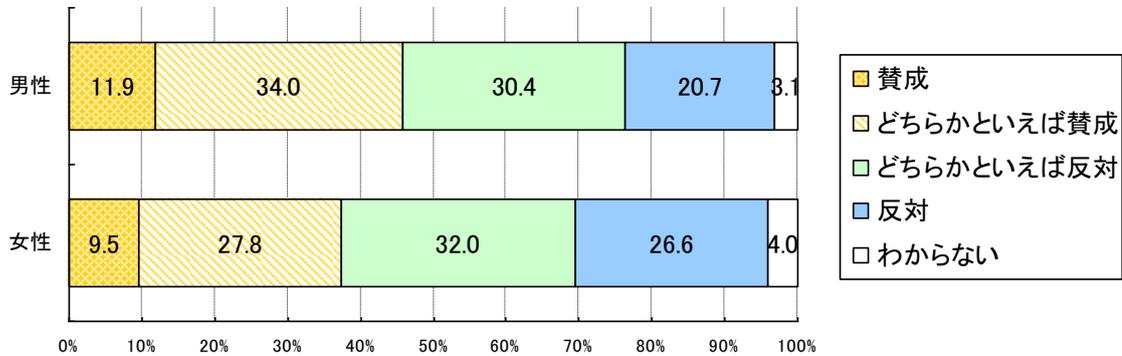


出典：内閣府男女共同参画会議基本問題・影響調査
 専門調査会報告書 参考資料図表1より
 2009年女性労働参加率：OECD ジェンダーイニシア
 チブレポート P58, 2009年出生率：OECDデータ
 ベースを基に、内閣府男女共同参画局で作成

(11) 固定的性別役割分担意識について

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に「賛成」または「どちらかといえば賛成」の男性の割合は45.9%、女性の割合は37.3%となっている。

図表19:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方の割合



(出典:平成21年男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府))

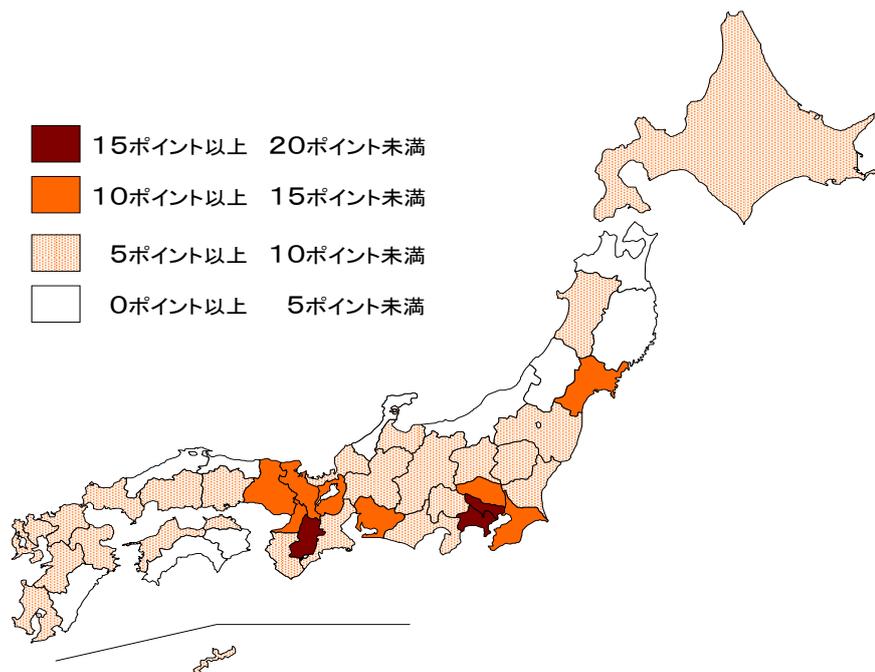
2. 都道府県の状況

(1) M字カーブの深さ

- 都道府県のM字カーブの深さ (M字左頂点とM字谷底との差: H22 国勢調査) の状況を見ると、最も深いのは神奈川県 の 18.0 ポイント、最も浅いのは高知県の 2.5 ポイントとなっており、都道府県によってM字の谷の状況は様々である。

図表20:M字カーブの深さ(都道府県別)

| | M字左頂点 | M字谷底 | M字深さ |
|------|-------|------|------|
| 北海道 | 76.3 | 67.6 | 8.7 |
| 青森県 | 80.3 | 76.2 | 4.1 |
| 岩手県 | 80.6 | 76.4 | 4.2 |
| 宮城県 | 79.0 | 68.9 | 10.0 |
| 秋田県 | 83.4 | 77.7 | 5.8 |
| 山形県 | 83.8 | 80.2 | 3.6 |
| 福島県 | 78.2 | 72.7 | 5.4 |
| 茨城県 | 76.6 | 67.7 | 8.9 |
| 栃木県 | 76.8 | 69.1 | 7.7 |
| 群馬県 | 77.8 | 70.0 | 7.8 |
| 埼玉県 | 78.0 | 64.3 | 13.8 |
| 千葉県 | 78.0 | 63.1 | 14.9 |
| 東京都 | 83.5 | 67.9 | 15.6 |
| 神奈川県 | 79.0 | 61.0 | 18.0 |
| 新潟県 | 82.0 | 77.6 | 4.4 |
| 富山県 | 83.1 | 77.9 | 5.2 |
| 石川県 | 82.9 | 78.1 | 4.8 |
| 福井県 | 82.9 | 77.7 | 5.2 |
| 山梨県 | 78.4 | 71.1 | 7.3 |
| 長野県 | 77.3 | 69.6 | 7.7 |
| 岐阜県 | 76.7 | 67.8 | 8.8 |
| 静岡県 | 77.2 | 67.9 | 9.3 |
| 愛知県 | 76.3 | 64.9 | 11.4 |
| 三重県 | 77.4 | 68.6 | 8.8 |
| 滋賀県 | 77.3 | 65.4 | 11.9 |
| 京都府 | 79.5 | 67.2 | 12.4 |
| 大阪府 | 77.8 | 63.5 | 14.3 |
| 兵庫県 | 76.9 | 63.2 | 13.7 |
| 奈良県 | 77.0 | 60.2 | 16.8 |
| 和歌山県 | 75.3 | 66.5 | 8.8 |
| 鳥取県 | 83.3 | 78.9 | 4.5 |
| 島根県 | 83.5 | 80.0 | 3.5 |
| 岡山県 | 77.2 | 69.6 | 7.7 |
| 広島県 | 76.7 | 68.1 | 8.6 |
| 山口県 | 75.3 | 67.9 | 7.4 |
| 徳島県 | 78.3 | 73.8 | 4.5 |
| 香川県 | 78.1 | 71.5 | 6.5 |
| 愛媛県 | 75.8 | 68.2 | 7.6 |
| 高知県 | 81.7 | 79.2 | 2.5 |
| 福岡県 | 78.2 | 68.4 | 9.8 |
| 佐賀県 | 80.1 | 75.0 | 5.1 |
| 長崎県 | 79.6 | 72.2 | 7.4 |
| 熊本県 | 80.3 | 75.2 | 5.1 |
| 大分県 | 77.6 | 70.3 | 7.3 |
| 宮崎県 | 79.4 | 75.3 | 4.1 |
| 鹿児島県 | 77.9 | 70.8 | 7.1 |
| 沖縄県 | 78.5 | 72.1 | 6.5 |



(出典:平成22年国勢調査)

図表21:M字の谷山一覽(12-17-22年度比較)

本資料は、都道府県別のM字の深さの変化を「見える化」するため、調査年ごとのM字左頂点～M字谷底～M字右頂点をつないだものである。

(X軸：5歳ごとの年齢、Y軸：女性の労働力率)

したがって、同一都道府県であっても、調査年ごとのX軸の値に違いが生じている場合がある。

(北海道の場合：平成17年のM字左頂点のX軸の値は20歳～24歳、谷底のX軸の値は30歳～34歳、M字右頂点のX軸の値は45歳～49歳であるが、平成22年のM字左頂点のX軸の値は25歳～29歳、谷底のX軸の値は35歳～39歳、M字右頂点のX軸の値は45歳～49歳となっている。)

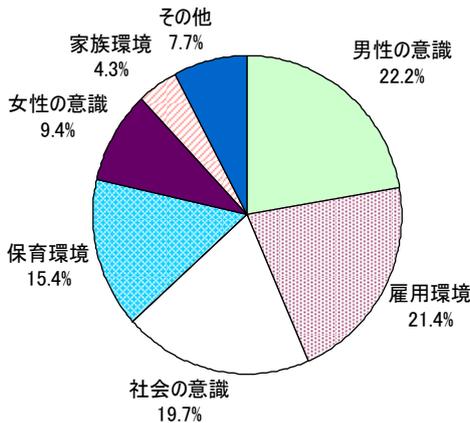


(出典：国勢調査(平成12年、平成17年、平成22年))

(2) M字カーブの深さの要因

・知事会調査結果では、M字カーブの要因として、「男性の意識」「雇用環境」「社会の意識」「保育環境」「女性の意識」等が挙げられている。そこで、これらの項目（「雇用環境」は男女別）を、それぞれに設定した指標からポイント化を行い、平均値を算出した。その結果、M字カーブの深さと6つの項目の平均値との間には相関関係がみられた。なお、各都道府県によって6つの項目のポイントに片寄りがある。

図表22:M字カーブの要因 (知事会調査より)



図表23:M字カーブの要因のポイント化指標

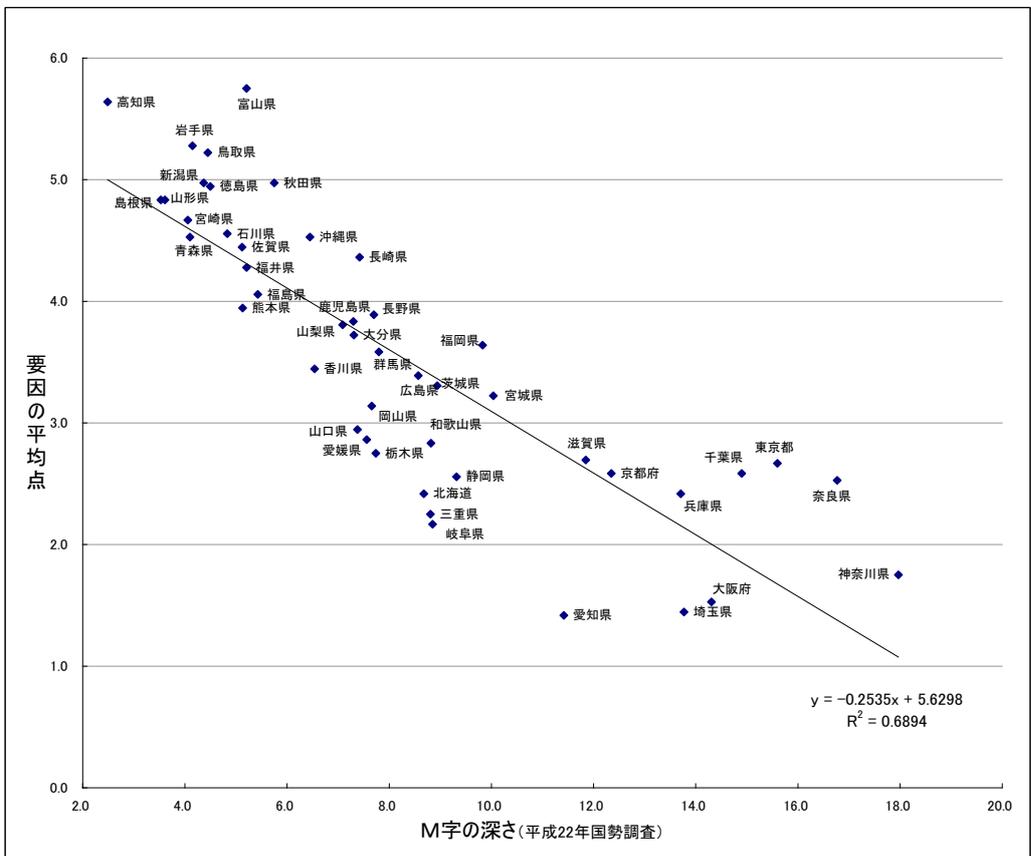
| 項目 | 指標 | 出典 |
|----|----------|-------------------------------|
| 1 | 雇用環境(男性) | フルタイム労働者に占める週60時間以上働く人の割合 |
| | | 通勤時間(男性) |
| 2 | 雇用環境(女性) | 雇用者に占める正規職員割合(女性) |
| | | 女性の給与水準(対男性) |
| 3 | 保育環境 | 三世代同居率 |
| | | 保育所利用児童の割合 |
| | | 放課後児童クラブ登録児童数割合(小1~3) |
| 4 | 社会の意識 | 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に同意する割合 |
| | | 「子どもができてみずと職業を続ける方がよい」に同意する割合 |
| 5 | 女性の意識 | 30歳代女性就業希望割合 |
| 6 | 男性の意識 | 家事育児等の時間割合(男性) |

〔都道府県順位によるポイント〕

1位～ 8位 … 6点 25位～32位 … 3点
 9位～ 16位 … 5点 33位～40位 … 2点
 17位～24位 … 4点 41位～47位 … 1点

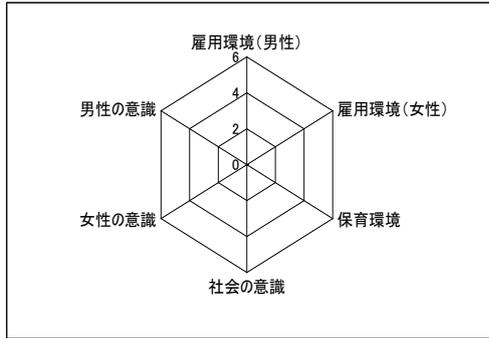
図表24:M字カーブの深さと要因の平均点との関係

| 都道府県 | M字の深さ | 総平均点 |
|------|-------|------|
| 北海道 | 8.7 | 2.42 |
| 青森県 | 4.1 | 4.53 |
| 岩手県 | 4.2 | 5.28 |
| 宮城県 | 10.0 | 3.22 |
| 秋田県 | 5.8 | 4.97 |
| 山形県 | 3.6 | 4.83 |
| 福島県 | 5.4 | 4.06 |
| 茨城県 | 8.9 | 3.31 |
| 栃木県 | 7.7 | 2.75 |
| 群馬県 | 7.8 | 3.58 |
| 埼玉県 | 13.8 | 1.44 |
| 千葉県 | 14.9 | 2.58 |
| 東京都 | 15.6 | 2.67 |
| 神奈川県 | 18.0 | 1.75 |
| 新潟県 | 4.4 | 4.97 |
| 富山県 | 5.2 | 5.75 |
| 石川県 | 4.8 | 4.56 |
| 福井県 | 5.2 | 4.28 |
| 山梨県 | 7.3 | 3.83 |
| 長野県 | 7.7 | 3.89 |
| 岐阜県 | 8.8 | 2.17 |
| 静岡県 | 9.3 | 2.56 |
| 愛知県 | 11.4 | 1.42 |
| 三重県 | 8.8 | 2.25 |
| 滋賀県 | 11.9 | 2.69 |
| 京都府 | 12.4 | 2.58 |
| 大阪府 | 14.3 | 1.53 |
| 兵庫県 | 13.7 | 2.42 |
| 奈良県 | 16.8 | 2.53 |
| 和歌山県 | 8.8 | 2.83 |
| 鳥取県 | 4.5 | 5.22 |
| 島根県 | 3.5 | 4.83 |
| 岡山県 | 7.7 | 3.14 |
| 広島県 | 8.6 | 3.39 |
| 山口県 | 7.4 | 2.94 |
| 徳島県 | 4.5 | 4.94 |
| 香川県 | 6.5 | 3.44 |
| 愛媛県 | 7.6 | 2.86 |
| 高知県 | 2.5 | 5.64 |
| 福岡県 | 9.8 | 3.64 |
| 佐賀県 | 5.1 | 4.44 |
| 長崎県 | 7.4 | 4.36 |
| 熊本県 | 5.1 | 3.94 |
| 大分県 | 7.3 | 3.72 |
| 宮崎県 | 4.1 | 4.67 |
| 鹿児島県 | 7.1 | 3.81 |
| 沖縄県 | 6.5 | 4.53 |

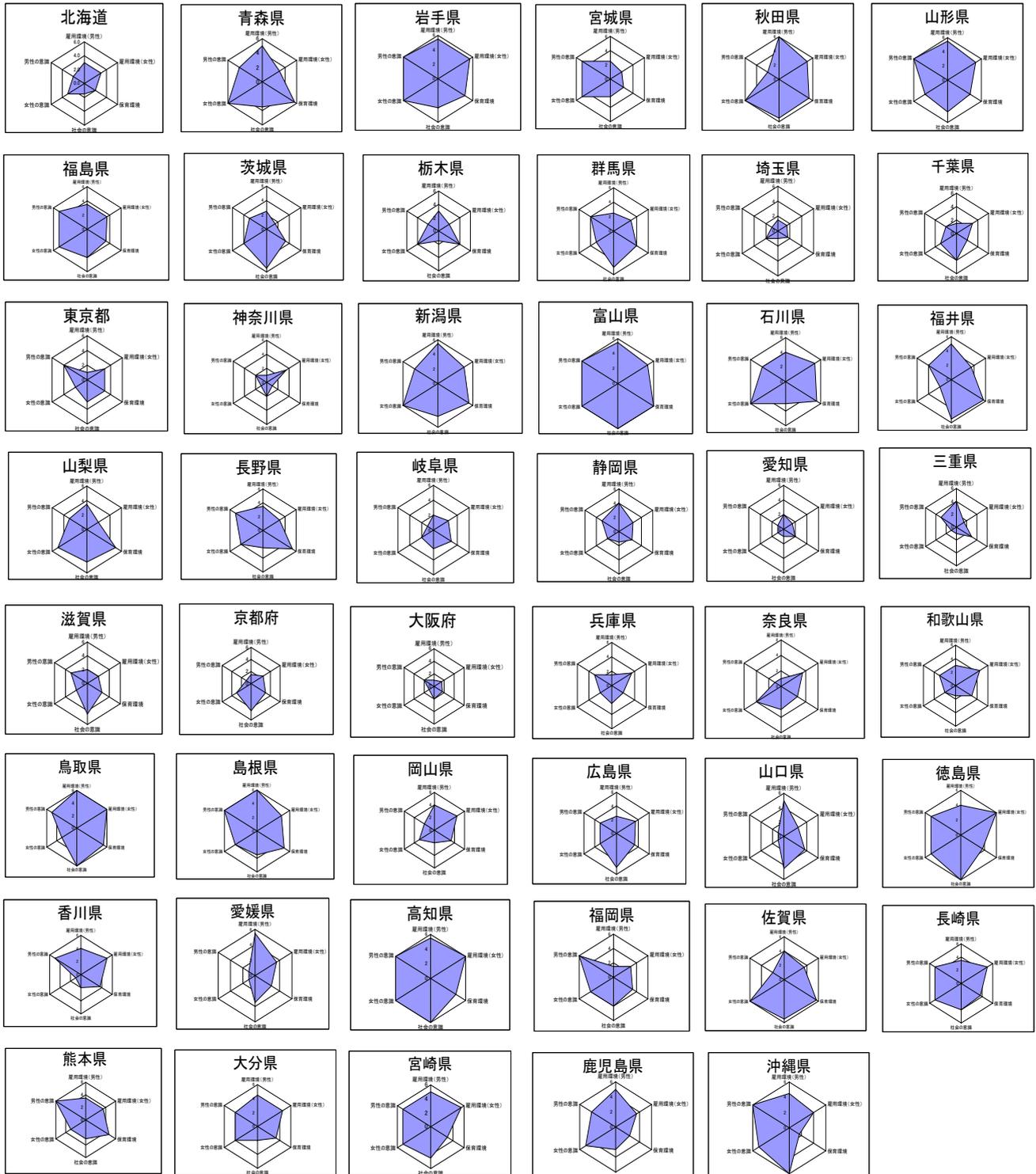


(出典：全国知事会男女共同参画特別委員会作成)

図表25: M字カーブの要因のレーダーチャート(都道府県別)



・本資料は、各都道府県によってM字カーブの要因が異なることを「見える化」したものであり、知事会において独自に設定した指標およびポイント化により作成したものである。



(出典：全国知事会男女共同参画特別委員会作成)

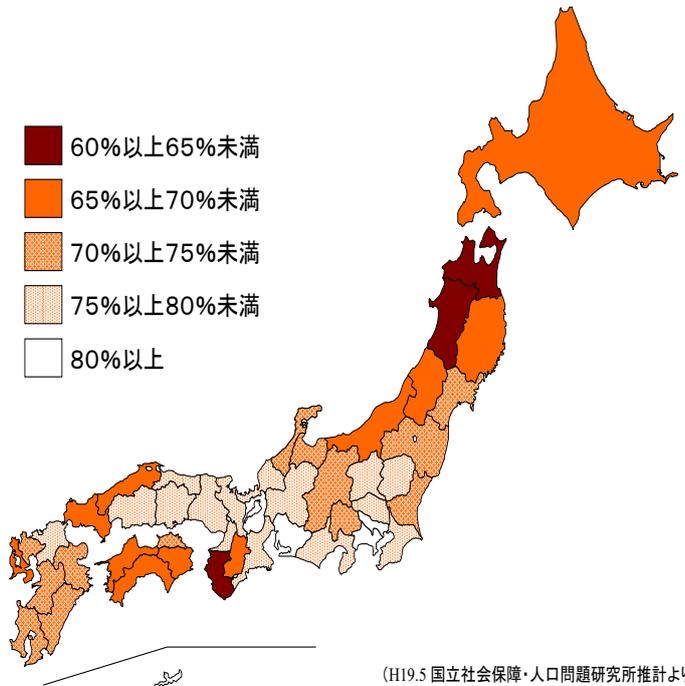
(3) 将来の生産年齢人口

- ・将来の人口推計では、生産年齢人口の減少が予測されており、多くの都道府県において、平成47年の生産年齢人口（対22年比）が60%～70%となるなど、労働力の減少が懸念される。

図表26:平成47年の生産年齢人口割合(対平成22年)(都道府県別)

将来の生産年齢人口 (平成19年5月 国立社会保障・人口問題研究所推計)

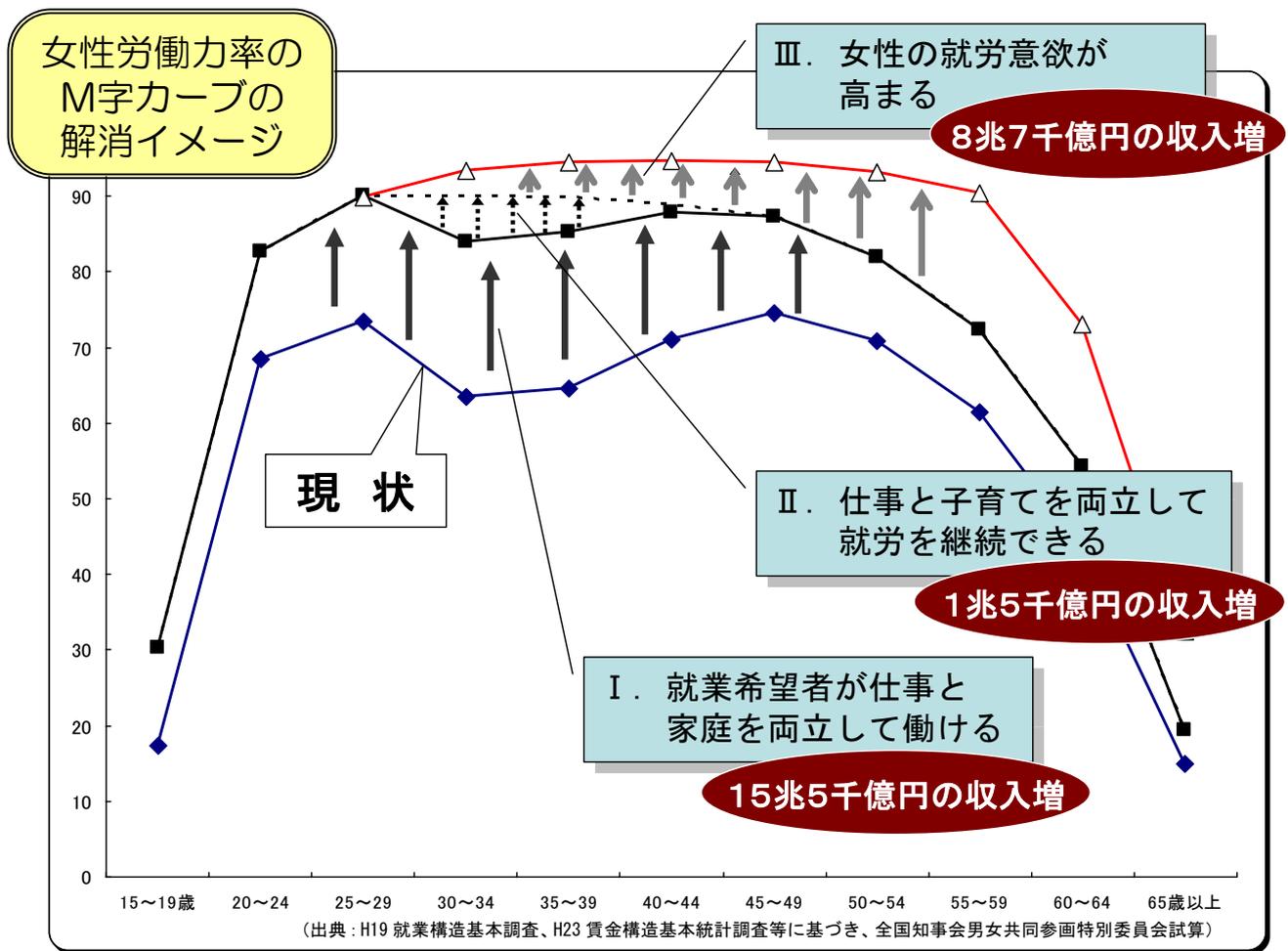
| 地 域 | (1,000人) | | | | | | | H47/H22 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| | 平成17年 (2005) | 平成22年 (2010) | 平成27年 (2015) | 平成32年 (2020) | 平成37年 (2025) | 平成42年 (2030) | 平成47年 (2035) | |
| 全 国 | 84,422 | 81,285 | 76,807 | 73,635 | 70,960 | 67,404 | 62,919 | 77.4 |
| 北 海 道 | 3,701 | 3,515 | 3,241 | 3,007 | 2,819 | 2,615 | 2,400 | 68.3 |
| 青 森 県 | 911 | 860 | 789 | 721 | 661 | 605 | 552 | 64.2 |
| 岩 手 県 | 853 | 810 | 750 | 691 | 640 | 592 | 548 | 67.7 |
| 宮 城 県 | 1,562 | 1,509 | 1,424 | 1,341 | 1,272 | 1,202 | 1,124 | 74.5 |
| 秋 田 県 | 695 | 650 | 587 | 526 | 475 | 432 | 394 | 60.6 |
| 山 形 県 | 739 | 707 | 657 | 607 | 565 | 528 | 494 | 69.9 |
| 福 島 県 | 1,309 | 1,258 | 1,179 | 1,094 | 1,021 | 954 | 891 | 70.8 |
| 茨 城 県 | 1,975 | 1,884 | 1,758 | 1,648 | 1,559 | 1,465 | 1,356 | 72.0 |
| 栃 木 県 | 1,339 | 1,299 | 1,223 | 1,158 | 1,107 | 1,053 | 987 | 76.0 |
| 群 馬 県 | 1,315 | 1,260 | 1,181 | 1,121 | 1,075 | 1,019 | 948 | 75.2 |
| 埼 玉 県 | 4,905 | 4,694 | 4,426 | 4,252 | 4,106 | 3,884 | 3,580 | 76.3 |
| 千 葉 県 | 4,170 | 4,002 | 3,779 | 3,642 | 3,534 | 3,364 | 3,120 | 78.0 |
| 東 京 都 | 8,809 | 8,737 | 8,538 | 8,515 | 8,489 | 8,243 | 7,790 | 89.2 |
| 神 奈 川 県 | 6,115 | 5,983 | 5,786 | 5,707 | 5,628 | 5,399 | 5,036 | 84.2 |
| 新 潟 県 | 1,518 | 1,449 | 1,342 | 1,244 | 1,167 | 1,090 | 1,008 | 69.6 |
| 富 山 県 | 704 | 665 | 612 | 579 | 552 | 519 | 480 | 72.2 |
| 石 川 県 | 762 | 726 | 674 | 641 | 611 | 576 | 535 | 73.7 |
| 福 井 県 | 515 | 494 | 464 | 439 | 418 | 395 | 371 | 75.1 |
| 山 梨 県 | 563 | 544 | 515 | 488 | 463 | 435 | 403 | 74.1 |
| 長 野 県 | 1,357 | 1,294 | 1,213 | 1,152 | 1,098 | 1,032 | 956 | 73.9 |
| 岐 阜 県 | 1,359 | 1,299 | 1,219 | 1,163 | 1,116 | 1,056 | 986 | 75.9 |
| 静 岡 県 | 2,475 | 2,373 | 2,233 | 2,131 | 2,042 | 1,933 | 1,800 | 75.9 |
| 愛 知 県 | 4,925 | 4,826 | 4,673 | 4,621 | 4,570 | 4,421 | 4,189 | 86.8 |
| 三 重 県 | 1,199 | 1,156 | 1,094 | 1,051 | 1,013 | 961 | 902 | 78.0 |
| 滋 賀 県 | 917 | 907 | 879 | 863 | 850 | 826 | 793 | 87.4 |
| 京 都 府 | 1,767 | 1,683 | 1,575 | 1,520 | 1,478 | 1,411 | 1,322 | 78.6 |
| 大 阪 府 | 5,953 | 5,600 | 5,247 | 5,049 | 4,881 | 4,597 | 4,219 | 75.3 |
| 兵 庫 県 | 3,681 | 3,519 | 3,313 | 3,180 | 3,062 | 2,895 | 2,687 | 76.4 |
| 奈 良 県 | 940 | 877 | 807 | 754 | 708 | 655 | 598 | 68.2 |
| 和 歌 山 県 | 643 | 596 | 544 | 502 | 464 | 423 | 384 | 64.4 |
| 鳥 取 県 | 376 | 363 | 340 | 319 | 303 | 288 | 273 | 75.2 |
| 島 根 県 | 440 | 418 | 383 | 354 | 331 | 311 | 291 | 69.6 |
| 岡 山 県 | 1,241 | 1,192 | 1,123 | 1,080 | 1,041 | 998 | 945 | 79.3 |
| 広 島 県 | 1,868 | 1,781 | 1,663 | 1,585 | 1,517 | 1,437 | 1,336 | 75.0 |
| 山 口 県 | 922 | 860 | 781 | 723 | 678 | 634 | 585 | 68.0 |
| 徳 島 県 | 507 | 483 | 444 | 412 | 386 | 362 | 337 | 69.8 |
| 香 川 県 | 637 | 605 | 556 | 524 | 496 | 468 | 435 | 71.9 |
| 愛 媛 県 | 915 | 868 | 800 | 745 | 699 | 652 | 604 | 69.6 |
| 高 知 県 | 487 | 460 | 420 | 390 | 366 | 342 | 318 | 69.1 |
| 福 岡 県 | 3,343 | 3,243 | 3,066 | 2,929 | 2,824 | 2,707 | 2,558 | 78.9 |
| 佐 賀 県 | 538 | 521 | 490 | 459 | 434 | 411 | 389 | 74.7 |
| 長 崎 県 | 914 | 870 | 804 | 738 | 683 | 634 | 586 | 67.4 |
| 熊 本 県 | 1,140 | 1,103 | 1,035 | 969 | 913 | 862 | 814 | 73.8 |
| 大 分 県 | 751 | 719 | 668 | 625 | 591 | 560 | 528 | 73.4 |
| 宮 崎 県 | 713 | 684 | 634 | 586 | 545 | 511 | 480 | 70.2 |
| 鹿 児 島 県 | 1,066 | 1,031 | 968 | 898 | 837 | 788 | 742 | 72.0 |
| 沖 縄 県 | 888 | 910 | 910 | 892 | 876 | 860 | 838 | 92.1 |



(H19.5 国立社会保障・人口問題研究所推計より作成)

3. M字カーブ解消が社会に与える影響

図表27: 女性労働力率のM字カーブ解消イメージ



● 取組の方向Ⅰによる影響

- ・取組の方向Ⅰを進めることで、就労を希望する約567万人¹の女性が新たに就労できる。
- ・約567万人の女性が就労した場合、年収の合計は年間約15兆5千億円²と試算される。

● 取組の方向Ⅱによる影響

- ・取組の方向Ⅱを進めることで、約55万人の女性が就労を継続することができる。
- ・約55万人の女性が就労した場合、年収の合計は年間約1兆5千億円と試算される。

● 取組の方向Ⅲによる影響

- ・取組の方向Ⅲを進めることで、新たに約316万人の女性が就労できる。
- ・約316万人の女性が就労した場合、年収の合計は年間約8兆7千億円と試算される。

¹ 本試算では、平成19年就業構造基本調査に基づき就業希望者数を算出している。
 ・国の試算では労働力調査に基づき就業希望者342万人とされているが、求職者は含まれていない。本試算では求職者も含めて、就業希望者(20歳～64歳)を算出している。
 ・取組の方向Ⅲについては、女性の労働力率が男性と同じと仮定して算出している。

² 年収の試算では、平成23年賃金構造基本統計調査に基づき、仕事を主とする者については、「きまって支給する現金給与額」「年間賞与その他特別給与額」、仕事を従とする者は、「短時間労働者の1時間当たり所定内給与額および年間賞与その他特別給与額」をもとに、都道府県ごとに積算している。

図表28：M字カーブの解消が経済社会に及ぼす影響について（都道府県別）

| | 現状 | | ＜取組の方向Ⅰ＞ | | ＜取組の方向Ⅱ＞ | | ＜取組の方向Ⅲ＞ | | ＜取組の方向Ⅰ～Ⅲ＞ | |
|------|---------------------|-------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | 女性の 就業者数 (万人) | 年間 収入額 (億円) | 女性就業者 増加数 (万人) | 年間収入 増加額 (億円) | 女性就業者 増加数 (万人) | 年間収入 増加額 (億円) | 女性就業者 増加数 (万人) | 年間収入 増加額 (億円) | 女性就業者 増加数 (万人) | 年間収入 増加額 (億円) |
| 北海道 | 106.4 | 25,501 | 28.1 | 6,733 | 1.3 | 310 | 16.0 | 3,837 | 45.4 | 10,881 |
| 青森県 | 28.0 | 6,263 | 6.6 | 1,483 | 0.3 | 77 | 1.9 | 433 | 8.9 | 1,993 |
| 岩手県 | 27.0 | 6,494 | 5.3 | 1,268 | 0.3 | 65 | 1.7 | 406 | 7.2 | 1,739 |
| 宮城県 | 46.4 | 12,823 | 10.7 | 2,952 | 1.0 | 265 | 5.7 | 1,570 | 17.3 | 4,787 |
| 秋田県 | 22.1 | 5,447 | 4.3 | 1,066 | 0.2 | 53 | 1.4 | 353 | 6.0 | 1,472 |
| 山形県 | 24.3 | 5,837 | 3.8 | 906 | 0.1 | 16 | 1.6 | 387 | 5.4 | 1,309 |
| 福島県 | 40.4 | 10,956 | 7.5 | 2,037 | 0.1 | 20 | 3.9 | 1,049 | 11.5 | 3,106 |
| 茨城県 | 57.0 | 15,250 | 12.2 | 3,249 | 0.6 | 170 | 8.6 | 2,308 | 21.4 | 5,726 |
| 栃木県 | 39.5 | 10,033 | 8.7 | 2,206 | 0.3 | 89 | 4.6 | 1,181 | 13.7 | 3,476 |
| 群馬県 | 39.3 | 10,113 | 8.5 | 2,183 | 0.1 | 14 | 4.1 | 1,051 | 12.6 | 3,249 |
| 埼玉県 | 135.6 | 36,013 | 34.9 | 9,270 | 6.9 | 1,822 | 19.2 | 5,110 | 61.0 | 16,202 |
| 千葉県 | 115.1 | 30,634 | 30.1 | 8,010 | 4.6 | 1,212 | 18.0 | 4,780 | 52.6 | 14,001 |
| 東京都 | 262.8 | 92,964 | 58.5 | 20,709 | 8.1 | 2,878 | 31.1 | 11,011 | 97.8 | 34,598 |
| 神奈川県 | 166.9 | 48,591 | 43.8 | 12,755 | 6.3 | 1,845 | 29.1 | 8,470 | 79.3 | 23,070 |
| 新潟県 | 49.2 | 13,224 | 7.6 | 2,041 | 0.2 | 61 | 4.7 | 1,249 | 12.5 | 3,351 |
| 富山県 | 23.6 | 6,448 | 3.3 | 898 | 0.0 | 8 | 2.3 | 639 | 5.6 | 1,546 |
| 石川県 | 25.3 | 6,709 | 3.9 | 1,021 | 0.1 | 39 | 2.1 | 549 | 6.1 | 1,608 |
| 福井県 | 17.2 | 4,645 | 2.4 | 654 | 0.2 | 46 | 1.3 | 363 | 3.9 | 1,063 |
| 山梨県 | 17.4 | 4,473 | 3.4 | 868 | 0.1 | 22 | 1.5 | 379 | 4.9 | 1,268 |
| 長野県 | 44.6 | 11,760 | 7.8 | 2,063 | 0.3 | 80 | 3.4 | 902 | 11.6 | 3,046 |
| 岐阜県 | 42.6 | 10,597 | 8.0 | 1,979 | 0.3 | 81 | 5.9 | 1,463 | 14.2 | 3,523 |
| 静岡県 | 78.9 | 20,055 | 13.8 | 3,509 | 0.9 | 232 | 7.8 | 1,975 | 22.5 | 5,716 |
| 愛知県 | 146.1 | 38,955 | 30.0 | 8,000 | 3.1 | 833 | 22.3 | 5,958 | 55.5 | 14,790 |
| 三重県 | 36.9 | 9,495 | 7.0 | 1,793 | 0.7 | 176 | 5.4 | 1,384 | 13.0 | 3,352 |
| 滋賀県 | 27.6 | 7,614 | 5.8 | 1,605 | 0.3 | 73 | 4.3 | 1,177 | 10.4 | 2,855 |
| 京都府 | 51.3 | 14,561 | 12.7 | 3,602 | 1.4 | 388 | 6.0 | 1,708 | 20.1 | 5,697 |
| 大阪府 | 159.5 | 46,300 | 48.0 | 13,944 | 4.8 | 1,403 | 27.3 | 7,911 | 80.1 | 23,258 |
| 兵庫県 | 104.0 | 27,084 | 27.1 | 7,063 | 3.2 | 830 | 18.3 | 4,761 | 48.6 | 12,654 |
| 奈良県 | 25.1 | 6,766 | 7.2 | 1,933 | 0.4 | 110 | 6.3 | 1,703 | 13.9 | 3,745 |
| 和歌山県 | 18.8 | 4,671 | 4.2 | 1,050 | 0.3 | 74 | 2.8 | 698 | 7.3 | 1,822 |
| 鳥取県 | 12.3 | 3,138 | 2.0 | 520 | 0.2 | 59 | 0.5 | 115 | 2.7 | 694 |
| 島根県 | 14.2 | 3,785 | 2.3 | 622 | 0.2 | 55 | 1.1 | 282 | 3.6 | 960 |
| 岡山県 | 37.6 | 10,330 | 7.8 | 2,135 | 0.5 | 128 | 4.6 | 1,277 | 12.9 | 3,539 |
| 広島県 | 55.4 | 14,285 | 12.2 | 3,133 | 1.7 | 432 | 6.9 | 1,772 | 20.7 | 5,337 |
| 山口県 | 27.6 | 6,364 | 5.8 | 1,332 | 0.4 | 92 | 3.6 | 833 | 9.8 | 2,257 |
| 徳島県 | 15.3 | 4,345 | 3.2 | 915 | 0.1 | 27 | 1.2 | 337 | 4.5 | 1,279 |
| 香川県 | 19.5 | 5,266 | 3.6 | 984 | 0.4 | 103 | 2.2 | 583 | 6.2 | 1,670 |
| 愛媛県 | 27.2 | 6,590 | 6.2 | 1,503 | 0.6 | 144 | 3.4 | 818 | 10.2 | 2,465 |
| 高知県 | 15.7 | 4,224 | 3.0 | 794 | 0.0 | 0 | 0.5 | 125 | 3.4 | 919 |
| 福岡県 | 100.5 | 25,262 | 25.1 | 6,318 | 2.4 | 603 | 9.8 | 2,462 | 37.3 | 9,383 |
| 佐賀県 | 17.5 | 4,291 | 3.3 | 810 | 0.1 | 15 | 1.2 | 305 | 4.6 | 1,131 |
| 長崎県 | 28.1 | 6,521 | 6.1 | 1,406 | 0.5 | 120 | 2.2 | 501 | 8.7 | 2,027 |
| 熊本県 | 36.8 | 9,748 | 6.8 | 1,810 | 0.8 | 203 | 2.3 | 615 | 9.9 | 2,628 |
| 大分県 | 23.1 | 5,656 | 4.8 | 1,165 | 0.3 | 68 | 2.9 | 704 | 7.9 | 1,936 |
| 宮崎県 | 22.8 | 5,486 | 4.8 | 1,162 | 0.2 | 38 | 1.7 | 408 | 6.7 | 1,607 |
| 鹿児島県 | 33.1 | 7,677 | 7.4 | 1,721 | 0.1 | 31 | 2.5 | 577 | 10.0 | 2,329 |
| 沖縄県 | 25.4 | 5,762 | 7.6 | 1,721 | 0.3 | 76 | 0.9 | 194 | 8.8 | 1,991 |
| 合計 | 2,490.9 | 679,005 | 567.1 | 154,901 | 55.2 | 15,484 | 315.9 | 86,673 | 938.2 | 257,059 |

- ・「現状の女性の就業者数」：H19就業構造基本調査に基づく女性の有業者数
- ・「現状の年間収入額」：H19就業構造基本調査およびSH23賃金構造基本統計調査に基づき積算
- ・＜取組の方向Ⅰ＞「女性就業者増加数」：H19就業構造基本調査における「就業希望者数」
- ・＜取組の方向Ⅰ＞「年間収入増加額」：「現状の年間収入額」／「女性の就業者数」×「女性就業者増加数」
- ・＜取組の方向Ⅱ＞「女性就業者増加数」：＜取組の方向Ⅰ＞におけるM字の左の山の割合が右の山まで継続したと仮定し、積算
- ・＜取組の方向Ⅱ＞「年間収入増加額」：「現状の年間収入額」／「女性の就業者数」×「女性就業者増加数」
- ・＜取組の方向Ⅲ＞「女性就業者増加数」：「＜取組の方向Ⅰ・Ⅱ＞で増加した女性有業率と男性有業率の差」×「現在の女性の就業者数」
- ・＜取組の方向Ⅲ＞「年間収入増加額」：「現状の年間収入額」／「女性の就業者数」×「女性就業者増加数」

4. M字カーブ解消による効果

女性にとって

- 自らが望む生き方ができる。
- 継続就労による生涯所得を逸失することなく、様々なリスクに対応が可能となる。
- 様々な場面で、自らの能力を活かすことが可能となる。

など

男性にとって

- 女性にとって働きやすい職場環境は、男性にとっても働きやすく、長時間労働の解消など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能となる。
- 夫婦で収入が確保でき、経済的なリスクに対応が可能となる。

など

企業にとって

- 社内の業務改革が進展する。
- 社員の定着率の向上による採用・教育コストの減少が図れる。
- 社内全体が活性化する。
- 女性の視点による商品開発などによる業績アップが可能となる。

など

社会にとって

- 男女とも仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、地域活動が活性化される。
- 女性の就労により内需が拡大し、地域経済が活性化される。

など

〈地域についての効果について〉

(1) 有業者減少への効果

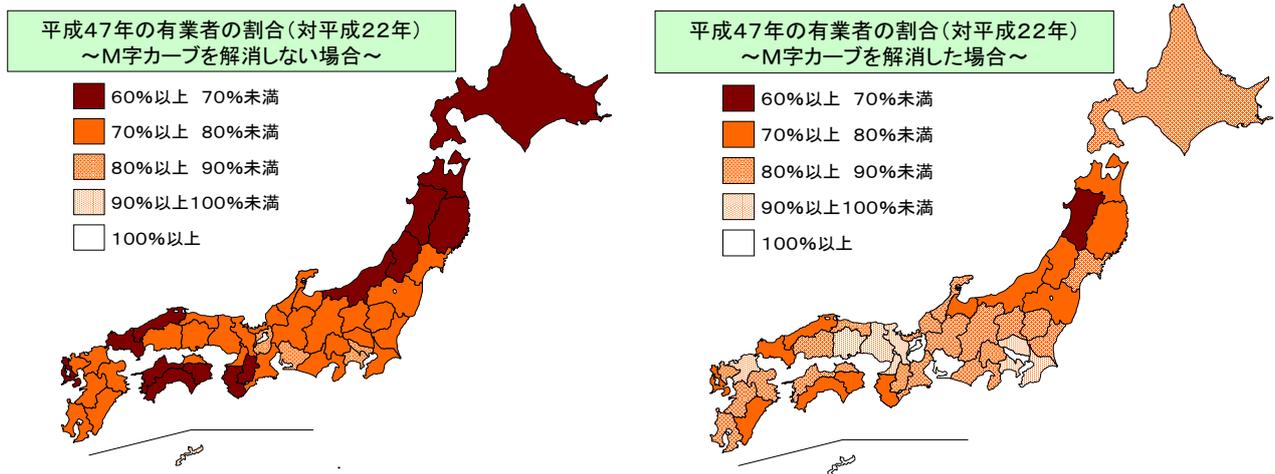
- ・ 今後、生産年齢人口の減少に伴い、有業者の減少が予測される。現在の人口減少に伴い有業者が減少すると仮定すると、平成 22 年時点に比べ平成 47 年度の有業者（男女合計）は、多くの都道府県で 6 割から 7 割まで落ち込んでしまう。
- ・ しかしながら、M字カーブ解消に向けた取組の方向Ⅰ～Ⅲが実現されることで、有業者の落ち込みにブレーキをかけることが可能となり、現状の有業者の 9 割程度の労働力が確保できる。
- ・ ただし、取組の方向Ⅰ～Ⅲをすべて実現したとしても、有業者の減少を完全に押しとどめることはできず、多くの都道府県で有業者が減少する状況にある。

図表29：M字カーブ解消が及ぼす有業者減少への効果（都道府県別）

| | 有業者合計 (①) | 生産年齢人口 H47/H22 (②) | 有業者 H47推計 (③) | M字解消 女性労働力 (Ⅰ～Ⅲ合計) | M字解消 女性労働力 H47推計(④) | ③+④ (⑤) | ⑤/① |
|------|--------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|---------------------------|------------|-------|
| 北海道 | 2,438,500 | 68.3 | 1,664,979 | 453,781 | 309,836 | 1,974,815 | 81.0 |
| 青森県 | 618,300 | 64.2 | 396,862 | 88,951 | 57,094 | 453,957 | 73.4 |
| 岩手県 | 604,100 | 67.7 | 408,700 | 72,262 | 48,888 | 457,588 | 75.7 |
| 宮城県 | 1,077,400 | 74.5 | 802,517 | 173,358 | 129,128 | 931,645 | 86.5 |
| 秋田県 | 492,900 | 60.6 | 298,773 | 59,782 | 36,237 | 335,010 | 68.0 |
| 山形県 | 540,600 | 69.9 | 377,732 | 54,495 | 38,077 | 415,809 | 76.9 |
| 福島県 | 929,700 | 70.8 | 658,476 | 114,653 | 81,205 | 739,681 | 79.6 |
| 茨城県 | 1,387,200 | 72.0 | 998,431 | 214,149 | 154,133 | 1,152,563 | 83.1 |
| 栃木県 | 954,800 | 76.0 | 725,472 | 136,770 | 103,920 | 829,391 | 86.9 |
| 群馬県 | 927,400 | 75.2 | 697,758 | 126,350 | 95,063 | 792,821 | 85.5 |
| 埼玉県 | 3,370,300 | 76.3 | 2,570,446 | 609,816 | 465,092 | 3,035,538 | 90.1 |
| 千葉県 | 2,862,000 | 78.0 | 2,231,244 | 526,147 | 410,189 | 2,641,434 | 92.3 |
| 東京都 | 6,364,000 | 89.2 | 5,674,209 | 977,852 | 871,863 | 6,546,072 | 102.9 |
| 神奈川県 | 4,265,100 | 84.2 | 3,590,012 | 792,547 | 667,101 | 4,257,114 | 99.8 |
| 新潟県 | 1,111,000 | 69.6 | 772,870 | 124,782 | 86,805 | 859,675 | 77.4 |
| 富山県 | 528,500 | 72.2 | 381,474 | 56,452 | 40,748 | 422,221 | 79.9 |
| 石川県 | 555,300 | 73.7 | 409,209 | 60,652 | 44,696 | 453,904 | 81.7 |
| 福井県 | 381,000 | 75.1 | 286,136 | 39,357 | 29,557 | 315,693 | 82.9 |
| 山梨県 | 402,200 | 74.1 | 297,953 | 49,393 | 36,591 | 334,544 | 83.2 |
| 長野県 | 1,012,500 | 73.9 | 748,029 | 115,594 | 85,400 | 833,430 | 82.3 |
| 岐阜県 | 979,200 | 75.9 | 743,257 | 141,544 | 107,438 | 850,696 | 86.9 |
| 静岡県 | 1,832,500 | 75.9 | 1,390,013 | 224,812 | 170,528 | 1,560,540 | 85.2 |
| 愛知県 | 3,590,600 | 86.8 | 3,116,665 | 554,670 | 481,457 | 3,598,122 | 100.2 |
| 三重県 | 864,600 | 78.0 | 674,627 | 130,144 | 101,549 | 776,176 | 89.8 |
| 滋賀県 | 656,800 | 87.4 | 574,247 | 103,515 | 90,504 | 664,751 | 101.2 |
| 京都府 | 1,173,300 | 78.6 | 921,630 | 200,716 | 157,663 | 1,079,292 | 92.0 |
| 大阪府 | 3,881,400 | 75.3 | 2,924,219 | 801,126 | 603,562 | 3,527,781 | 90.9 |
| 兵庫県 | 2,455,100 | 76.4 | 1,874,639 | 485,859 | 370,987 | 2,245,626 | 91.5 |
| 奈良県 | 597,800 | 68.2 | 407,622 | 138,947 | 94,744 | 502,366 | 84.0 |
| 和歌山県 | 428,200 | 64.4 | 275,887 | 73,227 | 47,180 | 323,067 | 75.4 |
| 鳥取県 | 269,800 | 75.2 | 202,907 | 27,225 | 20,475 | 223,382 | 82.8 |
| 島根県 | 319,900 | 69.6 | 222,706 | 36,104 | 25,135 | 247,840 | 77.5 |
| 岡山県 | 861,800 | 79.3 | 683,222 | 128,658 | 101,998 | 785,220 | 91.1 |
| 広島県 | 1,292,700 | 75.0 | 969,706 | 207,143 | 155,387 | 1,125,093 | 87.0 |
| 山口県 | 627,900 | 68.0 | 427,118 | 97,791 | 66,521 | 493,639 | 78.6 |
| 徳島県 | 338,800 | 69.8 | 236,388 | 45,010 | 31,405 | 267,793 | 79.0 |
| 香川県 | 442,100 | 71.9 | 317,874 | 61,762 | 44,408 | 362,281 | 81.9 |
| 愛媛県 | 622,000 | 69.6 | 432,820 | 101,867 | 70,884 | 503,704 | 81.0 |
| 高知県 | 336,000 | 69.1 | 232,278 | 34,136 | 23,598 | 255,877 | 76.2 |
| 福岡県 | 2,264,900 | 78.9 | 1,786,498 | 373,348 | 294,488 | 2,080,986 | 91.9 |
| 佐賀県 | 381,600 | 74.7 | 284,918 | 46,203 | 34,497 | 319,415 | 83.7 |
| 長崎県 | 614,900 | 67.4 | 414,174 | 87,344 | 58,831 | 473,005 | 76.9 |
| 熊本県 | 796,000 | 73.8 | 587,438 | 99,163 | 73,181 | 660,619 | 83.0 |
| 大分県 | 521,100 | 73.4 | 382,671 | 79,138 | 58,115 | 440,787 | 84.6 |
| 宮崎県 | 497,400 | 70.2 | 349,053 | 66,681 | 46,794 | 395,846 | 79.6 |
| 鹿児島県 | 728,500 | 72.0 | 524,294 | 100,402 | 72,258 | 596,552 | 81.9 |
| 沖縄県 | 582,300 | 92.1 | 536,228 | 87,908 | 80,953 | 617,181 | 106.0 |
| 合計 | 58,780,000 | 77.4 | 45,498,909 | 9,381,588 | 7,261,858 | 52,760,767 | 89.8 |

「H19.5 日本の都道府県別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」
および平成 19 年就業構造基本調査をもとに積算。

図表30:M字カーブ解消が将来の有業者割合に及ぼす影響



(2) 地域経済への効果

- ・M字カーブの解消に向け取組の方向Ⅰ、Ⅱ、Ⅲすべて進めることで、新たに就労できる女性は全国で約938万人、それに伴う年収の増加額は約25兆7千億円と推計される。
- ・都道府県ごとに、M字カーブの解消に伴う女性の年収増加額が各県内総生産に占める割合を見てみると、全国平均は5.3%となっており、最も高い割合は奈良県の10.9%、最も低い割合は福井県の3.4%である。

図表31:M字カーブの解消に伴う地域経済への効果(都道府県別)

| 都道府県 | 県内総生産 (名目、10億円) (ア) | M字カーブ解消による 年収増加額(10億円) (イ) | (イ) / (ア) (%) |
|------|---------------------------|----------------------------------|------------------|
| 北海道 | 18,053 | 1,088 | 6.0 |
| 青森県 | 4,417 | 199 | 4.5 |
| 岩手県 | 4,255 | 174 | 4.1 |
| 宮城県 | 8,007 | 479 | 6.0 |
| 秋田県 | 3,697 | 147 | 4.0 |
| 山形県 | 3,691 | 131 | 3.5 |
| 福島県 | 7,228 | 311 | 4.3 |
| 茨城県 | 10,312 | 573 | 5.6 |
| 栃木県 | 7,894 | 348 | 4.4 |
| 群馬県 | 7,043 | 325 | 4.6 |
| 埼玉県 | 20,431 | 1,620 | 7.9 |
| 千葉県 | 19,209 | 1,400 | 7.3 |
| 東京都 | 85,202 | 3,460 | 4.1 |
| 神奈川県 | 29,748 | 2,307 | 7.8 |
| 新潟県 | 8,423 | 335 | 4.0 |
| 富山県 | 4,097 | 155 | 3.8 |
| 石川県 | 4,250 | 161 | 3.8 |
| 福井県 | 3,113 | 106 | 3.4 |
| 山梨県 | 2,906 | 127 | 4.4 |
| 長野県 | 7,919 | 305 | 3.8 |
| 岐阜県 | 6,906 | 352 | 5.1 |
| 静岡県 | 15,113 | 572 | 3.8 |
| 愛知県 | 31,891 | 1,479 | 4.6 |
| 三重県 | 7,155 | 335 | 4.7 |
| 滋賀県 | 5,702 | 285 | 5.0 |
| 京都府 | 9,554 | 570 | 6.0 |
| 大阪府 | 35,827 | 2,326 | 6.5 |
| 兵庫県 | 17,826 | 1,265 | 7.1 |
| 奈良県 | 3,438 | 375 | 10.9 |
| 和歌山県 | 3,122 | 182 | 5.8 |
| 鳥取県 | 1,888 | 69 | 3.7 |
| 島根県 | 2,334 | 96 | 4.1 |
| 岡山県 | 6,929 | 354 | 5.1 |
| 広島県 | 10,815 | 534 | 4.9 |
| 山口県 | 5,477 | 226 | 4.1 |
| 徳島県 | 2,643 | 128 | 4.8 |
| 香川県 | 3,588 | 167 | 4.7 |
| 愛媛県 | 4,632 | 247 | 5.3 |
| 高知県 | 2,141 | 92 | 4.3 |
| 福岡県 | 17,565 | 938 | 5.3 |
| 佐賀県 | 2,724 | 113 | 4.2 |
| 長崎県 | 4,320 | 203 | 4.7 |
| 熊本県 | 5,366 | 263 | 4.9 |
| 大分県 | 4,044 | 194 | 4.8 |
| 宮崎県 | 3,470 | 161 | 4.6 |
| 鹿児島県 | 5,133 | 233 | 4.5 |
| 沖縄県 | 3,721 | 199 | 5.4 |
| 合計 | 483,219 | 25,706 | 5.3 |

(出典:「県内総生産額」は、平成21年度県民経済計算(内閣府)のデータを使用)

1 1 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の重要かつ喫緊の課題であり、国では、平成24年度税制改正において、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税への税率の上乗せによる「地球温暖化対策のための税」を制度化するなど、対策の推進に必要な財源確保の取り組みが大きく前進した。

今後は、当該税財源により、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂の排出抑制対策が行われることとなっており、その効果を期待するものである。

一方、森林吸収源対策については、京都議定書第1約束期間において、我が国の温室効果ガス排出削減目標値6%のうち、3.8%を確保することとされ、国内対策として有効性が認められているにも関わらず、現在、この税の使途に森林吸収源対策は位置付けられていない。

我が国は京都議定書第2約束期間には参加せず、独自対策により最大限の努力を進めることとなっているが、世界各国が新たなスキームで地球温暖化対策に取り組むこととされた2020年以降の枠組みの中で、イニシアチブを取っていくためには、排出抑制対策と森林吸収源対策に一体的に取り組む、実績として示すことが求められている。

森林吸収源対策を推進する上で、都道府県や森林整備法人等がその役割を担っているが、今後も森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるためには、これらが実施する取組を支援していくことも重要である。

また、森林については、水源の周辺における利用目的が明らかでない土地取引が認められており、適正な土地利用の確保が求められている。

このため、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策及び水資源保全対策を、次のとおり推進するよう決議するものである。

- 1 平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）には、森林吸収源対策について「平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。」と記載されていることから、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を新たに位置付け、間伐等の実施、作業道の整備や林業機械等の導入による森林整備を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保すること。
- 2 平成25年度以降の地球温暖化対策の国内対策の策定を検討する中で、間伐等促進法に基づく地方債特例措置の継続など、森林吸収源対策に要する地方の財源を確保する仕組みづくりを行うこと。
- 3 森林吸収源対策を推進するため、国内産木材を使用することが地球温暖化対策に資することについて、国民の理解を深めるよう努めるほか、国内産木材の建築材への積極的利用や木質バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた支援、

企業が森林CO₂吸収源取引を行うJ-VER活用への支援等を積極的に拡充すること。

- 4 水資源の保全に向けて、水資源に係る基本法や水源地域の森林等の土地取得の規制に係る法令等の整備を行うとともに、土地所有者情報の行政機関相互の共有等を一層促進すること。

1 2 M V - 2 2 オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議

日米安全保障条約など外交・防衛政策の重要性は、都道府県としても認識しており、それに協力する必要があると考えている。

また、米軍基地に関する沖縄県の負担軽減についても、できるだけ早期に実現していくことが必要である。

そのような中で、6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機M V - 2 2 オスプレイの普天間飛行場への配備について通報があった。

機体は、7月下旬に陸揚げのため岩国飛行場に到着する予定であり、近く到着するとの報道もあったところである。

米国政府は、当該機の安全性に関して日本政府が有する懸念に鑑み、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるM V - 2 2 オスプレイの飛行運用も控えるとのことである。

しかし、オスプレイについては、本年4月にはモロッコでM V - 2 2 が、また6月には米国フロリダ州でC V - 2 2 が墜落し、関係自治体ではこうした事態を深く憂慮し、安全性について大きな懸念を抱いている。

政府からは、米側から提供された情報として、事故に関して機体に機械的な不具合や設計上の欠陥はなかったとの説明があったが、これで十分な説明がなされたとは言えず、関係する自治体や住民が懸念している安全性について未だ確認できていない現状においては、受け入れることはできない。

また、政府が、M V - 2 2 オスプレイの岩国基地への先行搬入と試験飛行を許すことは、日米の良好な関係維持への重大な影響が懸念される。

政府においては、M V - 2 2 オスプレイの安全性や事故原因、飛行訓練による周辺住民への影響等について、責任を持って、関係自治体に詳細に説明するとともに、岩国飛行場への陸揚げ、準備飛行や沖縄県への配備、全国各地で行われる飛行訓練等については、その具体的内容を明らかにするとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求める。

1 3 拉致問題の早期解決に関する緊急決議

小泉総理大臣（当時）の訪朝から10年、本年こそ拉致問題解決のため、全国知事会は全力を尽くす決意である。

具体的には、

- 1．拉致被害者を早急に救出するための1千万人の署名活動に協力すること
- 2．9月2日に東京で開催される「すべての拉致被害者を救出するぞ！国民大集会」に、できる限り知事本人が出席すること
- 3．「広報」等を通じ、広く都道府県民に訴えること
- 4．共通スローガンを活用すること
- 5．ブルーリボンバッジの着用を促進すること

以上決議する。

政策要望

【地方行財政関係】

1 地方財政について

「強い社会保障」の実現など国民の生活を守り、経済の活性化を図っていくためには、これを支える地方の財政基盤の強化が不可欠である。よって、次の事項を要望する。

- (1) 国が経済対策等により創設した交付金を原資とする基金事業については、実施主体となった地方の意見も踏まえて、下記のとおり見直すこと。
 - ①子宮頸がん等ワクチン接種、妊婦健診の無料化など、基金事業として実施しているものの中には、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものがある。これらの事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講じること。
 - ②基金事業の進捗状況に応じ必要なものは継続と拡充を図るとともに、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。
- (2) 地方負担が生じる国の施策の制度化に当たっては、法制化された「国と地方の協議の場」等において地方と十分協議を行い、確実に財源措置を講じた上で実施すること。
- (3) 地方債について、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。
- (4) 直轄事業負担金制度について、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めること。
その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。
- (5) 地方は、厳しい財政状況を踏まえ、国に先んじて独自の給与削減や定数削減等の厳しい行財政改革に取り組んでおり、国家公務員の給与削減に際し、国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行わないこと。

2 地方公務員の新たな労使関係制度について

政府では、協約締結権付与、人事委員会勧告制度廃止、団体交渉による勤務条件決定、消防職員への団結権及び協約締結権付与を主な内容とする地方公務員の新たな労使関係制度の検討が進められている。

一方、各都道府県は、これまで現行制度のもとで労使関係を構築し、極めて厳しい財政状況の中、独自の給与削減や定数削減等に自主的・自律的に取り組み、住民の理解を得るよう努めているところである。このように現行制度は有効に機能していると認識しており、今回の制度見直しには積極的な意義を見出し難い状況にある。

また、東日本大震災の復興、財政再建、経済対策等多くの課題が山積する現下の情勢では、行政コスト増加を招きかねない協約締結権の付与を急ぐことが真に住民の意向に沿ったものかどうか疑問を持たざるを得ない。

このようなことから、全国知事会をはじめ関係団体から慎重に対応すべきとの指摘等を行ってきたところであるが、未だ政府から、制度見直しの理念や必要性などについてさえ、地方が納得できる明確な説明がなされていない。こうした状況の中、今後も制度化を進めるのであれば、次の事項を前提条件とすることを強く求める。

- (1) 制度の見直しにあたっては、企画立案段階から「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく協議の場において、十分な議論を行い、地方の意見を反映した制度の内容とすること。
- (2) 消防職員については、緊急時の指揮命令系統に重大な支障を及ぼす懸念があり、制度の見直しの対象から外すこと。

3 社会保障・税に関わる番号制度について

- (1) 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されていることから、国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として制度を導入するため、まずは、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証し、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットを、番号制度導入後の社会保障・税制度

の全体像とともに分かりやすく示し、国民の理解を求めること。

- (3) 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供の範囲については、地方公共団体の事務に直接的に影響するものであり、主務省令等により個人番号の利用事務等を具体化する際には、地方側との協議や制度運営のための事前準備に十分な時間を確保するなど、適切に対応すること。地方公共団体は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して、個人番号を利用することができるかとされているが、その利用範囲については、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、原則として地方公共団体の裁量に委ねること。
- (4) 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修など、地方で必要となる作業とこれに要する経費について、工程表も含め早急に明らかにすること。その際、番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や運営にかかる経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。また、番号制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。
- (5) 地方公共団体情報システム機構の設立及び運営にあたっては、情報提供手数料等の適切な設定や国と地方の負担割合の明確化等により、受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の減額、廃止を図ること。その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。また、機構業務の効率化や地方公共団体の代表によるガバナンスの確保などの実現に向け、地方側と十分に協議すること。

4 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を積極的に進める必要がある。

その際には、行政の特質を考慮した上で、分かりやすく、自治体間や民間の類似事業との比較も容易な財務諸表が作成できる全国標準的な会計基準を

早期に整備すること。

今後の全国標準的な会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限反映させること。

また、地方自治体における決算審議をより一層充実させるため、独自の財務諸表を活用できるよう、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和をはじめとする環境整備を図ること。

5 道州制に関する基本的考え方について

「道州制」を検討する場合は、真の分権型社会を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要があることを踏まえ、以下の基本原則を前提とすること。

- (1) 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
- (2) 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする。
- (3) 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない。
- (4) 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない。
- (5) 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない。
- (6) 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任の下で政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない。

(7) 道州の区域については、国と地方双方の在り方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見などを十分勘案して決定しなければならない。

また、検討を進めるに当たっては、国民的な幅広い議論が行われるように努めるとともに、国と地方自治体が一体となった検討機関を設けること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源の移譲、法令による義務付けの廃止・縮小、国の出先機関原則廃止にとどまらない国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を更に一体的に進めること。